

立して、事ある毎に碑前に於て遙拜し國家觀念の涵養に努めた。又明治會なる自治的改善機關を組織し、會長に推されて堅實なる思想の下に住民の指導誘掖に努めた。更に同部落に善隣館の設置と産業組合の組織を計劃し、其の目的を達するに至つた。

氏は斯く多年の間終始一貫して、日夜精神物質兩方面の指導誘掖に力を竭したる結果、部落民自から自發的に改善發達に志し、衛生に風紀に大いに改善の實を挙げ、之が爲め一般の差別觀念を除去し、融和親善の上に及ぼしたる其の努力は實に大なるものがあり、村民は氏を見ることが慈父の如く、眞に社會改善上篤行の人と謂ふべきである。

氏は之等多年の功績に對し、大正十年三月野洲町長、並に同十二年二月、同十三年二月の二回に亘り、滋賀縣知事より夫々表彰せられた。

池野小十郎氏



滋賀縣 阪田郡 北郷里村

明治九年六月九日生

池野小十郎氏は、明治二十九年十二月歩兵第二十聯隊に入營し、歩兵軍曹に昇進して同三十三年十一月滿期除隊した。その後明治三十七八年戰役に従軍し、功に依り功七級金鷄勳章及勳七等青色桐葉章を授與せられた。

大正四年五月滋賀縣巡查を拜命し、同年七月滋賀縣長濱警察署勤務を命ぜられ、更に同十一年七月同縣北郷里村大字東上坂駐在所勤務を命ぜられ引

續き服務した。

北郷里村内の部落は、戸數二百十八戸を有し、其の生活状態は一般に比して甚だしく遅れてゐるものあるを遺憾とし、氏は同村駐在所に赴任以來之が改善及び一般との融和親善に盡力せんとし、同部落に自治的機關として、改善委員を設置し、之が實行を期し、衛生風俗は勿論、傳統的弊習の除去、或は言語の矯正等各方面の改善に日夜勵心し、青年又は婦女子の集會の場合にはなるべく一般民との接觸を計り、尙就學獎勵、納稅義務の勵行に力め、其の功績は顯著なるものがあつた。

尙氏は改善融和の促進方法として部落民の自發的意識の策勵に盡し、之を基礎として道路並に橋梁の改修を爲し大いに見るべきものがあつたが、大正十三年九月同部落に京都水平社の支部を設置せらるるに當り、同部落民の約半數は過去の改善事業に慚らす之に加入するに至つた。茲に於て同部落は水平社と然からざるものとの兩派を生じ、部内

の圓滿を缺くに至つたのみならず、前記改善事業の遂行上大に支障を生じ、一般村民との融和を缺き果ては隣村に迄も至大の影響を及ぼし一時頓挫を來すに至つたが、氏は本問題の根本を誤らざる様適切なる指導をなし、諸方面の援助と氏の熱誠なる努力とに依り、部内の對立も一掃せらるるに至つた。依て氏は、精神的方面の指導を圖ることの急務を感じ、其の誘掖に努めたので、村内並に隣村との融和提携も成り、加ふるに部落内の諸設備も漸次整ひ、更に共同浴場の改築計画をなし、之を完成せしむるに至つた。

氏は斯くして滿六年餘日夜寢食を忘れて努力したる結果、風俗、衛生は勿論、其の他物心兩方面共成績大いに舉り、部落住民も覺醒する所あり、又授産場共同浴場其の他隣保事業の實績等も大いに見るべきものあるは、蓋し氏の不撓不屈の賜と云はねばならない。

氏の多年の功勞に對し、大正十三年二月滋賀縣知事より表彰せられた。氏は感激の餘り、其の獎勵金を同部落貧困者救濟費に寄附したのであつた。

西村富之助氏



滋賀郡犬上郡豊郷村

明治七年五月十二日生

西村富之助氏は、明治三十五年四月滋賀縣坂本小學校訓導に任ぜられ、大正七年三月犬上郡豊郷尋常高等小學校に轉任し、引續き同校三ツ池分教場に勤続した。

氏は、温厚着實にして夙に融和問題の重大なるを知り、義務教育の徹底によりて部落の向上に資せんとし、既に明治三十九年六月より、滋賀郡坂本村及び犬上郡豊郷村内の部落の開発向上に盡瘁してより、實に二十數年間、本事業の爲めに専心没頭した。氏はその間部落不就學兒童の保護救濟、住民の風紀の改善、思想の善導等に努め、部落内に於て時々講演會懇談會を開催し、或は青年の爲め夜學會を設け、成人教育を實施する等文化の向上に努むる所が尠くなかつた。

氏は、教育の徹底を以て融和完成の基礎なりとする信念の下に、學齡兒童の不就學に對する原因調査を爲し、村當局と謀つて貧困兒童に學用品の給與を爲すの外、雨天の場合には自から數本の傘を携帯し、貧困兒童の門戸を訪れて登校を促す等人情の機微に觸れ、慈母の如き温情を以て接したのであつた。

更に部落兒童の不就學の根本原因は、一般兒童間に差別心ありて、共學を忌避するより起るものなるを熟知し、之が差別觀念を除去せしむる爲め、在校兒童の教育上に萬全の注意を爲すは勿論、進んで同村内一圓の青年團員、處女會員其の他の講習會を同部落内に開催し、或は同窓會茶話會を催し、兩者の接觸を圖り懇々差別的偏見の不合理にし

て且非人道的なるを諭し、兩者の間に介在せる舊來の傳統的慣習を一洗し、併せて各家庭に於て子女に對し差別的行為を戒むる等、各方面と聯絡提携して大いに努力する所があつた。

其の他、融和の基礎として部落の向上發展を圖るため、地方有力者と謀つて部落諸施設の向上に努めたる結果、住民の覺醒を促し、一般民との提携親和の上に貢献する所が多であつた。

氏は斯く多年の間、教育及び部落の自覺的向上を圖り、銳意住民の覺醒に努めた爲め不就學兒童は皆無となり、更に風紀思想其の他部落の諸施設の向上進展著しきものあり、今日村内の他の地區に比較するも遜色なきまでに至つた。

氏は之等顯著なる功績に對し、大正九年、同十一年、同十二年の三回に亘り滋賀縣知事から表彰せられた。

廣田 太右衛門氏

富山縣上新川郡島村

明治二十五年九月十七日生



廣田太右衛門氏は、明治三十六年三月島村新庄小學校卒業後農業に従事し、大正元年十二月富山歩兵第六十九聯隊に入營し、同三年四月朝鮮守備隊として平壤に駐屯同年十一月除隊し農業に従事した。大正三年十二月部落青年會長、同十一年二月島村合同貯金會長、同十四年在郷軍人會島村分會第三班長に夫々選任せられ、同年十二月より島村信用組合販賣部の事務

に従事し、同組合評議委員を兼ねた。又大正十五年一月向新庄青年副會長、同年二月富山縣融和會參事、昭和二年一月島村第五部衛生副長、及び同年二月昭和貯金會長に夫々選任従事した。

氏の居村島村には約四十戸の部落があり、職業としては主として農業日稼等に従事してゐた。氏は此處にて凡ゆる辛苦を嘗め、青年時代より一般公共事業に盡力するは勿論、舊來の弊習として一般村民と部落民との間に協調を缺き兎角圓滿ならざるを慨し、一般の差別的偏見を打破すると共に、先づ自ら自覺發奮して社會に進出し優秀なる地位を得んと志した。

氏は、先づ大正三年一月自ら部落青年會長となつて指導に努め、又智識の普及、社會的向上を圖ること約十年、其の效果顯著となると共に一般村民も漸次從來の偏見を打破するに至り、遂に大正十二年十二月部落青年會を解體して部落外青年會との合同を策し、從來各別に青年團を組織し居りしものを單一の青年會に併合改造して島村青年團を組織し、其の第五部に屬するに至り、互に協調して廣く國民的修養、社會的共同的訓練等青年團の治績の向上に努力した。

又大正三年御成婚記念貯金會を起し、部落民を加せしめて自から集金に従事し、其の機會を利用して各戸を訪問して、直接懇談指導し、各個別的に向上啓發に努め、更に大正十二年八月向新庄に於ける在郷軍人會員と共に義務貯金會を起して全員毎月金五十錢宛貯金することとし、自から之が會務に従事し、一般民との接觸の機會を繁くし、其の他大字協議會等に於ても親善融和を圖る様努力し、更に大正十一年二月以來島村合同貯金會長として其の事務に當り、部落民の向上並に一般民との融和親善上其の功勞は甚だ顯著なるものである。

氏は斯く、多年に亘り、部落内部の向上發展に力を注ぎ、住民の生活の充實向上に専心盡力したので、漸次住民の社會的地位を向上し、又一般民との接觸交渉に盡瘁したる結果、次第に村民の因襲的差別的觀念を交際し、其の献身

的努力は村民の齊しく諒解する所となり、多大の信望を博し、融和完成上に好影響を齎すに至つた。

新持榮治郎氏

鳥取縣西伯郡手間村

慶應元年六月十三日生



新持榮治郎氏は、明治二十二年十二月手間村収入役に、同三十七年五月同村助役に同四十二年村長に就任し、其の後大正二年より同十二年まで同村長の職に在り、大正十四年十二月退職し農業の經營に當つた。
氏は、多年同村の自治に參與するに當り、村内部落の生活の低劣と、一般村民の傳統的差別に囚はるることの甚しきを目撃して其の不合理なるを識り、村の圓滿なる發達を圖る爲め、之が開發と融和とに盡瘁する所が尠くなかつた。

氏は、從來同村四十餘戸の部落住民は、納税觀念薄く、其の成績が極めて不良なるを遺憾とし、之が向上を圖る爲め納税獎勵規定を設け、専ら其の指導監督に當つた。尙屢々住民の集會を催して其の自覺を促し、之を指導する爲め集會所建築の必要を認め、大正二年其の竣工を見るに至つた。爾來益々熱心に青年の修養に努め、一面婦女子に對しては縣一心會より補助を受け、大正十三年より毎年裁縫作法講習會を開き、農閑期を利用して講演會講話會を開き、智徳の向上を計ることに努めた。

又、氏は眞の融和は、通婚を爲すまでの理解に到達するの必要を認め、銳意融和の促進に努めたので、漸次相互の

理解が進み今や既に之を實現する者あるに至つた。

又、縣並に村當局と相謀り、消防器具を購入して防火設備をなし、其の他常に部落に出入して生活の改善、貯蓄心の涵養に努むると共に、一般町民に對しても力めて兩者會合の機會を作つて、偕和の途を講ずることを怠らなかつた。

氏は、斯く多年の間村政に携はり、村の完全なる發達を圖る爲め、銳意改善融和の爲めに盡したので次第に交際を深め、一般の地域に混住するも何等の問題を生ぜざるに至つた。

氏は、納税に對する功勞者として、明治四十五年一月鳥取縣知事より、又大正八年十二月、及び大正十四年十二月廣島稅務監督局長より夫々表彰せられた。

新宮利朗氏

鳥根縣八東郡本庄村

明治二十一年四月六日生



新宮利朗氏は、明治四十一年三月松江中學校卒業後、同四十三年七月曹洞宗大學に入つて高等科を卒業し、次で大正三年七月東洋大學を卒業すると同時に、神奈川縣救濟事務囑託を命ぜられ、翌四年七月神奈川薰育院院長、同十一年一月鳥根縣代用感化院教師、同十五年山陰慈育家庭學院理事に夫々就任し、同十五年六月より八東郡本庄村清安寺住職となつた。

氏は、大正九年二月以來、同縣八東郡持田村内部落の改善に志したが、同部落は戸數約二十戸、人口百餘人を有し

生活程度低く且つ從來一般村民より嫌忌せられ、社交の如き殆んど孤立の觀があり、殊に固定的職業殆んど無きを以て、風俗慣習も亦劣り、且つ地勢陰濕にして家屋も亦不潔狹隘を極め、其の生活状態は極度に窮してゐた。氏はこの現状を見て、之等の境遇者が長き封建時代より壓迫を受け、其後身分的には解放せられたるも何等社會經濟的に更生すべき方策を施さざる缺陷に據る所となし、近代的生活を享受せしめんと深く志す所があつた。

氏は、大正九年二月、先づ同部落の道路並に飲料水の不完全なるを改めんと、村當局並に有志者に謀り、應急修理を加へしめ、次で同部落從來の生業たる弦製造の工賃低廉にして生活費を支ふること困難なるを見て、松江市、八束郡等に仲介業者に交渉すると共に、自から大阪市に至り製弦業者にも斡旋する所あり、其の結果著しく價格の値上を來し、住民の經濟生活に資する所が多かつた。

大正十一年同部落改善事業の中心機關として同仁會を創設し、同地有志者を會員として、自ら理事に就任し、先づ産業の開發を行ふため住民をして農事に従事せしむるを良策と認め、附近の耕地の借入を斡旋した。然しながら、同地方に於ては部落民に土地を貸與する時は、悪疫流行し又は不運に陥るとの奇怪なる迷信があり土地貸與に應ずる者なく、苦心の結果附近の玉利寺住職に事情を具し、協議の上同寺有山林の一部を開墾することとし、之が開墾用具を同仁會長より寄附を請ひ、次で同村某氏所有の畑地一反五畝歩を借受け、耕作せしむることとし、漸くにして僅かながらも農事を營むに至らしめた。

氏は、大正十一年以降毎月一回同部落に出張して講話會を開催し、日常道德、經濟、衛生、産業の改善向上等の強調に努めたが、適當なる集會所なく不便を感じ居たる所、偶ま大正十二年同部落はトラホーム患者多き爲め、數ヶ月に涉つて毎日患者の治療を行つたが、時恰も盛夏の候に當り、陋屋内に於て治療するの實況を目撃して、益々公會堂建設の緊要なるを痛感し、村當局並に有志を説き、奔走約三ヶ月に及び、その熱誠空しからず、遂に縣費補助と共に一千

五百圓を以て大正十二年三月公會堂の竣成を見るに至つた。

其の後、毎月十五日を以て定休日とし、此日住民一同會堂に集つて講話を聞き、協議を行ひ、又は作業を爲さしむる等、住民の享有する利便と幸福とは甚大なるものがあつた。

氏は、以上の部落に對する施設に努力すると共に、一般同胞に對しては融和親善の自覺を促し、不幸にして差別爭議發生等の場合には、之が調停の勞を執り圓滿なる解決を圖つた。又、氏は島根縣和敬會評議員として専心同會の爲めに盡瘁する所があつた。

之等氏の献身的努力は、同仁會を中心として住民の自覺を促進し、從來の惡風漸く革まり、部落の面目を一新し、着實に生業に着き勞働を尊ぶに至つた。又前記の迷信を打破して近時他の田地を讓受け、又は小作する者も多く、一村親善の上に堅實なる實績を齎すに至つた。

馬場 愷 輔氏



鳥根縣松江市内中原町
明治十二年二月四日生

馬場愷輔氏は、明治三十三年三月鳥根縣師範學校卒業後同縣下に於て小學校教員に勤務し、明治四十一年三月仁多外一郡の視學に任じ、更に、大正四年七月鳥根縣屬兼視學を命ぜられ、其の後大正九年十二月邑智外二郡長に勤務し、同十五年七月籾川郡共同事務所長に就任した。

氏は、大正三年頃郡視學在職中、部落出身子弟の中等學校入學、並に官吏就職等に苦心を要するものあるを知り、同一國民中にて而も一國文化の中堅たる中等教育、及び國家的立場を有する官吏の採用に斯くの如き弊あるは、社會國家上の一大缺陷たることを認め、之を匡正せんとして各種の方法を講ずると共に、自から其の入學を幫助し、或は之が保證人となつて指導監督に當り、又官吏任用の場合に於て種々斡旋盡力する所があつた。併しながら之等の事實に直面するの機會を加ふること多きに從ひ、益々之が根本的解決の急務なるを痛感し、大正十三年八月廣く縣下有識者に融和問題の認識を與へる爲め融和事業の講習會を計劃し、之を機として籾川郡議事堂に於て知事以下縣當局者、町村長、小學校長及び、部落有志等の會合を求め、本問題を高調して之が緊急努力すべき宣言決議を爲さしめ、尙内部有志との懇談會を催して相互隔意なき意見の交換を行ひ、之を動機として同縣下に融和團體の設立を劃策し、爾來東奔西走之が組織に盡瘁し、遂に大正十四年二月鳥根縣和敬會の創立を見るに至らしめた。爾後氏は引續き同會幹事として熱心に會務に執掌した。

又、氏の在任地は部落の存在比較的多く、従つて差別事象を惹起すること屢々ありしを以て、之が善後策に苦心し、自らこれが調停に當りて圓滿なる解決を圖る等、融和親善の途に貢獻する所が尠くなかつた。

氏の之等の努力は、廣く同縣指導階級に本問題を認識せしめ、氏等の主唱計劃に依りて設立せる鳥根縣和敬會は、着々會務振展の域に進み、融和促進の實蹟顯著なるものがある。尙氏の在職地たる籾川郡方面に於ては、近時忌しき差別事象は殆んど跡を絶ち、漸次親善融和の實の擧がりつつあるは、氏の功績に負ふ所が多い。

藤本 徳 吉氏



岡山縣赤磐郡高陽村
慶應三年八月二十二日生

藤本徳吉氏は、農業に従事する傍ら、明治三十五年四月高陽村衛生委員並に部落總代に當選し引續き之に就任した。

氏は、夙に融和親善に盡瘁する所あつたが、眞の融和の實を擧ぐるには部落内部の充實と向上に俟つべきものあることを認め、既に明治三十五年頃より、屢々私費を以て講演會を開いて部落住民の精神修養に資し、生活の向上開發を圖つて一般社會に進出することを企て、更に同部落の地區を改善せんとして井戸數箇を掘鑿して清淨なる飲料水を供給し、又道路の清潔を保たしむる等衛生思想の普及に盡力した。

又産業の開發を圖る爲め、養鶏、果樹栽培等の副業を奨励し、内部の生活の充實を來すと共に、外觀の生活形態も

従來の面目を全く一新するに至つた。

又、従來同部落住民は長く同村々社の氏子に加入せしめられず、毎年行はるる祭典其の他の行事に参加することも忌避せられ、之が爲め、部落住民と一般村民との間には甚だしき差別的障壁を存し、往々紛争事件等を惹起する事も尠くなかつた。氏は非常に之を遺憾に思ひ、各方面に交渉斡旋することに苦心し、遂に大正十三年漸く其の主張を貫徹し同村社の氏子として祭典行事を共にし、且つ諸種の役割等をも得、同村に於ける差別の大障壁を除去するに至つた。

氏は更に、従來長く反目軋轢を重ねつた青年團の合同問題、公會堂の共同使用の爲め内部住民の一致團結を圖り、輿論を高潮せしむると共に、關係方面へ熱心斡旋交渉したる結果、大正十五年漸く其の目的を達し、村内全く舊來の差別事象を交除するに至つた。

氏は既に、明治三十五年より、實に三十數年間一日の如く、孜々として倦まず撓まず内部の向上發展と、一般社會の差別の廢除に力を竭したので氏、の崇高なる精神と熱誠なる態度とは内部外部の別なく、廣く一般に認められ、同村の融和状態は圓滑に進展しつある。氏の之等の功績に對し、大正十五年九月岡山縣協和會長より表彰せられた。

松藤 仙左衛門氏

岡山縣上房郡上竹莊村

明治十四年二月十七日生

松藤仙左衛門氏は、農業に従事し大正十年六月上竹莊村々會議員に、同月十月同村大村自警團長に、同十三年十月村社天神社世話人に夫々當選し其後も引續き就任し更に大正十五年四月同村山神耕地整理組合評議員に當選した。



上竹莊村内の部落は生活程度極めて低く、風俗慣習亦一般社會と懸隔あるを遺憾とし、氏は夙に部落の開發に力を竭す所が多かつたが、更に大正三年より毎月一回部落住民を自宅に集め、風俗、習慣、衛生等の改善に關し協議を遂げ着々これを實行することに努めたが、數年を経ずして其の功大に擧り、一般村民と何等異なる所なき迄に向上するに至つた。

また大正五年貯金獎勵の目的を以て、毎月一回一口を五錢とし、最低一口、最高三十七口の義務貯金を爲さしめ、自から之が管理の任に當り、昭和元年頃其の貯蓄額二千五百三十餘圓の多額に達した。これにより住民に漸次勤儉の風大に興り、益々發奮して自からの境地を開拓するの基礎となさしむるに至つた。

更に氏は、部落及び部落外有志者を以て部落改善講を組織し、毎年四回會員一堂に集まる機會を利用し、兩者の理解と親睦を圖ることに努力したので、會員は固より會員外の者も次第によく部落を理解し、共存共榮の實を擧ぐるに至り、過去に於ける一般村民との隔離されたる生活様式、差別的現象等は殆んど其の跡を絶ち融和の實全村に擧がる

に至つた。

又多年の陋習として、部落よりは同村々社の祭典に列することを得ざるを遺憾とし、種々斡旋の結果遂に大正十三年秋季祭典より参列し得るに至らしめた。

之等の努力の結果、部落の風俗習慣を向上したることは勿論、各々其の職業に勤勉し、着々として社會的進出を圖るに至らしめた。

山本 五次氏

廣島縣豊田郡北生口村

明治十六年八月十日生



山本五次氏は、明治三十九年九月廣島縣師範學校卒業後、沼隈郡精華高等小學校訓導に任じ、豊田郡大崎南、南生口、御手洗、若荷の各尋常高等小學校訓導兼校長を歴、大正九年二月豊田郡北生口尋常高等小學校訓導兼校長に任じ引續き同校に勤務した。

氏は一般社會が、未だ融和問題に關し何等考慮を用ひざりし頃本問題に着眼し、先づ自己の職を奉ずる小學校より兒童間の差別心を廢除すべく、大正六年頃より各所の部落を訪ふて差別者の眞の叫びを聞き、南生口小學校に於ける差別を撤廢し、兼ねて一般民の啓蒙に努力した。

大正七年十二月頃融和促進に關する一階梯として、瀬戸田警察署管内各村に於ける部落の代表者として、若荷村及

び西生田村内より四名の同志を伴ひ、當時部落問題に努力せる廣島藝備新聞主筆前田三遊氏、辯護士藤田若水氏其他縣視學等を訪問し、部落民の社會的に壓迫されつつある實情を訴へて之が對策を求め、大いに社會的輿論の喚起に努むる所があつた。

次で大正九年八月西生口村天神社の祭禮に當り、部落側より神輿の渡御に共に奉仕するやう要求したが、一般側に於て之を拒絶したので、部落側は憤慨の余り夜陰に乘じ、神社に納めありし神輿を破壊する等頗る問題を紛糾せしめた。氏は豫てより此の問題の解決に努めてゐたが、本事件勃發以來、數回に亘り有志の間を斡旋し、遂に圓滿なる解決を得るに至つた。

又大正十年頃、若荷村の部落に於て講中入問題の起つた時、氏は一般側より種々攻撃を受けたが、少しも之を意に介する所なく、陰に陽に斡旋に努め、遂に圓滿なる解決に至らしめたこともあつた。

其の他各村に於ける青年團の加入、組合問題等の紛擾に對し、之が斡旋解決に努め、殊に豊田郡豊田村に於ける盆踊問題及び浴場問題等の勃發せる際は、村内有志を訪ひて一般民の蒙を啓くことに大なる努力を拂つた。

更に同縣に於ける融和團體廣島縣共鳴會の組織さるるや、瀬戸田警察署管内の部落住民を率ゐて之に加盟し、銳意指導することを怠らなかつた。

以上の如く、氏は鞏固なる意志を以て多年融和促進に努めた結果、同地方の部落民は氏を敬慕すること厚く、一般民も亦大いに自覺し、今日に於ては講中問題、神輿問題、差別言動等の如きは全くその跡を絶つに至つた。

廣川音市氏

廣島縣芦品郡戸手村

明治二十五年七月五日生

廣川音市氏は、大正二年七月廣島縣巡查を拜命して西條警察署に勤務し大正十年七月巡查部長に昇進し、府中警察署戸手巡查部長派出所に勤務した。



賀茂郡原村の部落住民は殆んど無資産にして、一定の本業なく、稀に履物製造、靴修理等の職業を有する者あるも、自から發奮自覺する處尠く、依然として舊態を繼續してゐた。氏は此の悪弊を改善せんとしたるも、久しき傳統的陋習なるを以て、一時に之を廢止することは、忽ち全住民の生活の脅威を來すことを慮り、大正七年十月之が改善の議を起し、村内を十二區に分ち、協議の結果金一千圓を寄附せしめて改善會を組織し、部落改善資金に充つることとし、一面部落民の會合を求めて自發的向上を促すこと十數回に及び、漸く大正八年九月より從來の陋習を撤廢すると同時に、生活の安定を計る爲右資金より生業資金の融通、副業の奨励等を行ひ、又原野約一町歩を開墾して、水稻植付をなし、之に従事せしめることとした。

大正十年十月芦品郡戸手派出所に轉勤するに及び、其の管轄たる新市町、近田村、服部村、福相村等の中に多數の部落ありて各町村共氏神祭禮に於ける神輿渡御、公設消防組加入問題等各種の差別事象あるを知り、之が解決を圖る爲め、時々關係各町村に於て差別撤廢に關する講話をなし、又内部の充實を圖る等着々改善融和の實現に盡した。

即ちこれを具體的に擧ぐれば、新市町に於ては大正十一年一月自進會を設立し、毎月一回區民を集合せしめて精神修養上の講話をなして人格の向上に努めた。又一面町民を集めて差別撤廢を高唱し、遂に大正十三年七月氏神祭禮に於ける神輿渡御に参加せしむるに至らしめた。

次で大正十四年十月、郡内篤志者より金一千圓の寄附を募集して會館を建設し、毎月會合を催して内部の改善に盡す所があつた。又大正十三年九月以來、月掛十圓の頼母子講を設けて金融機關となし、爾來之を繼續して毎月五百圓の集金を低利に融通し、生業を助成するに至つた。又同町公設消防組に於ては、從來其の加入を拒絶しつゝあつたが、氏は熱心に之を勸説した結果、昭和二年一月より一般同様之に加入せしめ圓滿なる解決を圖つた。

近田村に於ては、大正十三年十一月自修會を設立して、精神修養、法令普及に關する講話を開き、内部の向上を計り今日に及べる外、氏神祭禮神輿渡御問題を大正十四年九月解決し、又公設消防組には昭和二年十一月加入せしむるに至つた。

服部村に於ては、大正十三年十一月自修會を設立し、前記同様時々會合して今日に至り、公設消防問題は、大正十三年七月、氏神祭禮問題は、大正十四年九月圓滿に解決するに至つた。

福相村に於ては、紛糾せる氏神祭禮問題に對し、其の熱心なる盡力に依り遂に大正十三年七月加入せしむるに至つた。

氏は斯く多年本問題に献身努力し、賀茂郡原村に於ける事績は、村内は勿論當時同縣下各地に於ける部落改善上にも一大刺戟を與へ、其の功績は時の若林知事の推賞した所である。又芦品郡に於ける盡瘁は延いては他郡に對して各種差別事件の解決上好影響を與へ、同縣融和事業の進展上大なる功績を齎すに至つた。

三 戸 熊 太 氏

山口縣玖珂郡高森町

元治元年六月二十五日生

三戸熊太氏は、明治二十四年七月當時の高森村助役に就任し、次で同二十八年七月より同三十六年七月まで同村々長に就職、同三十二年十月山口縣會議員に當選、更に大正六年四月より引續き高森町々長に就職した。



高森町には戸數約二百五十を有する部落があり、兩者の融和を促進せしむるには、該部落にある高森小學校久原分教場を廢し、本校に合併することを先決問題とし、有志と相謀り幾多の異論を顧みず、熱誠事に當り終に大正十年三月分教場を廢して部落兒童全部を本校に收容し、同時に分教場校舍を青年會館公會堂兼用として、青年補習教育其他部落の開発向上の爲めに使用することとした。加之同時に貧困兒童の就學獎勵規程を設け、同部落の貧困兒童の就學獎勵にも努めた。

氏は部落改善、融和促進の根本方策として、自助的に開發を圖らしむることを急務とし、村内有志者と相謀り、大正九年五月高森町濟美同盟會を設立し、總理に推されて諸般の事項を計劃し着々事業の實行に努めた。同會施行事業の主なるものは次の如くである。

「公會堂建設」大正九年縣費の補助其他に依り、工費一千八百圓を以て同部落の中央に公會堂を建設し、青年團、處女會、補習教育等の會場及び同盟會の集會場として使用し、一般社會教育の爲めに盡した。

「産業教育の振興」大正九年高森村有林野一町歩を同盟會に無償貸與し、之を以て田五反歩畑五反歩を開墾せしめ、

希望者に貸與して其の小作料を同會の收入とし、部落貧困兒童の就學資金に充當し教育の振興に努めた。

「共同浴場設置」同部落には浴場少く衛生上の見地より之が増設の必要を認め、主なる地主より寄附金を募集し、尙縣及び村の補助金等より財源を得、工費約三千五百圓を以て共同浴場設置に着手し、大正十二年十月起工同十三年六月竣工するに至り、同部落の衛生状態の改善に努めた。

「風紀の改善」同部落の風紀改善上警察官と協同するの必要を認め、部落に巡查部長派出所設置を申請して之を實現し、相協力して目的の達成に盡した。

「婦人會設置」部落内を七區に分けて婦人會を設置し、毎月一回例會を開いて精神修養の講話を爲し、婦人の自覺を高め、其他産業に關する講話を行ひ貯金の獎勵等各種の施設に努めた。

「道路修繕」部落内の交通状態不良なるを遺憾とし、之が改善を計劃し、縣の補助を申請して大正十二年之に着手し、同十四年改修を終了、交通状態を整備した。

「副業の獎勵」同部落の經濟状態豊かならざるに鑑み、住民を勧誘して縣費補助の下に大正十五年第三下市副業組合を組織せしめ、叭製造機械を購入して其の共同生産販賣を行はしむる等、副業の普及獎勵に努めて經濟生活の向上に實に力を盡した。

「融和宣傳」以上の施設の外、凡ゆる機會を利用して部落内外に融和親善の必要を力説し、之が實現の爲めに努力した。

之等の施設に依り效果次第に現れ、部落の生活向上を來し、之と共に、從來動もすれば一般に差別的傾向濃厚にして、村内の生活上憂慮せらるる所が多かつたが、漸次其の跡を絶ち、村民の理解反省と共に、著しく全村の融和状態を促進するに至つた。

吉岡茂八郎氏

—— 徳島縣板野郡一條町

明治元年十一月十日生



吉岡茂八郎氏は、高等小學校程度の私塾卒業後父祖の業を繼いで農業に従事し、明治二十一年丸龜歩兵十二聯隊に入營し、明治二十七年及び三十七八年の兩戰役に従事して勳八等白色桐葉章を下賜せられ、歸郷後農業に従事し、傍ら同町々會議員、學務委員、北麓用水普通水利組合會議員、一條信用組合總代、一條在郷軍人分會特別會員、一條町一庄會副會長等に

夫々選任せられた。

氏は夙に、地方改善、細民救済並に一般民との融和促進の急務なるを主張し、之が機關として同志と共に二諦相資會（後に一庄會と改稱）の創立に努め、明治三十九年五月之を創立し、擧げられて副會長の要職に就き同會事業の爲めに盡瘁した。氏が同會を通じて融和促進の爲め貢獻した事績の主なるものは次の如くである。

「勞働紹介」勞働者の職業紹介に關し、常に同地區及び阪神地方の土木建築請負業者と連絡提携し、職業の撰擇及び斡旋に盡力し、目下同區に於て土木の請負業を爲す者六名を算するに至り、農閑期には多數の者土木工事に従事し、失業の聲など殆んど之を耳にせざる程である。

「婦女子の向上」婦女子の副業を奨励し、その生産物の販路の調査及び交渉等に盡力し、又明治三十九年共同裁縫所を設置し教師を雇入れ毎年多數の婦女子に之を教授し、又年數回講習講話會等を開催して、智徳の修養を積ましめ、

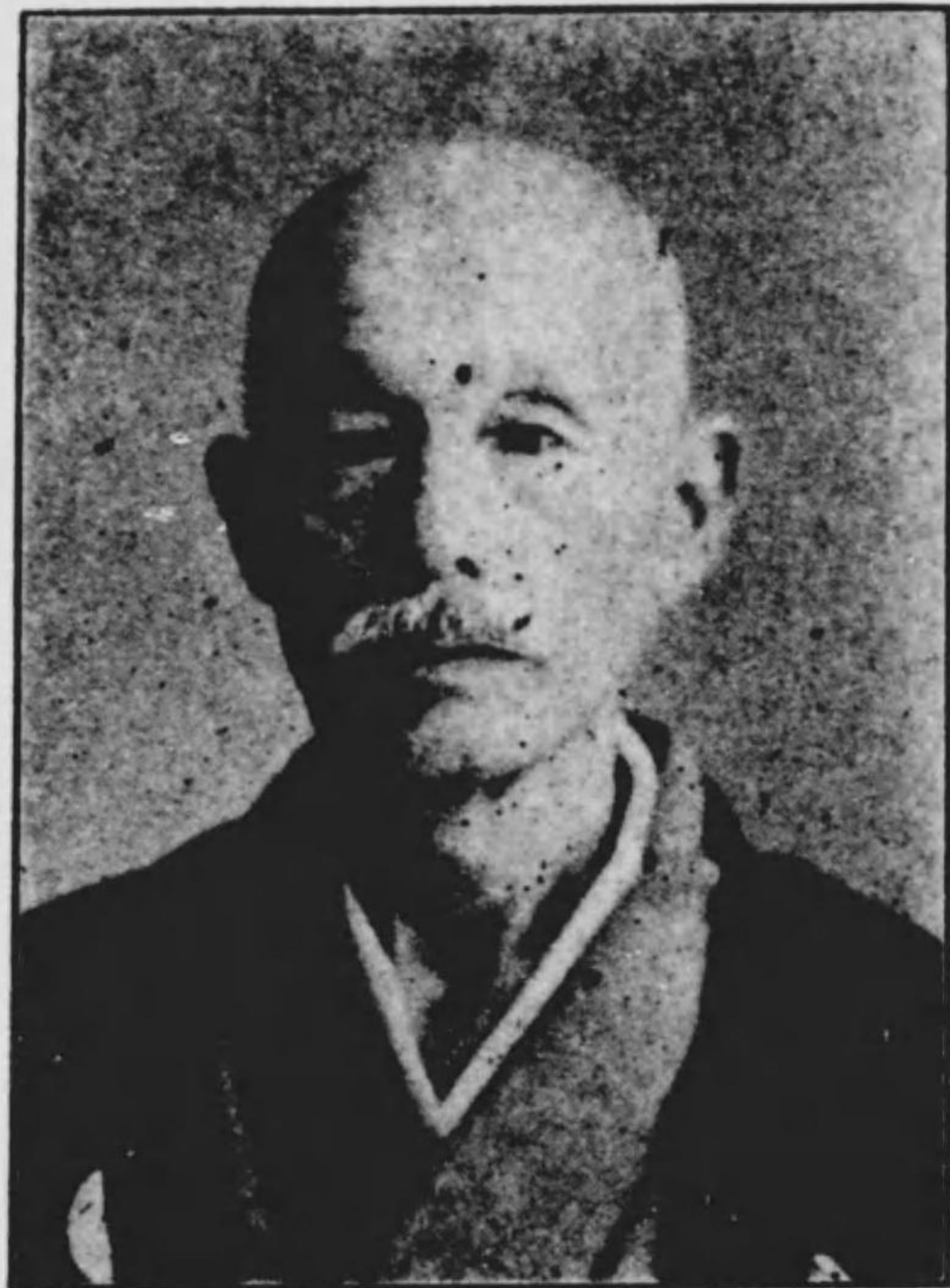
其の向上を圖つた。

「共同浴場設置」明治四十一年共同浴場設置の計劃をなすや、議論沸騰して決せず非常なる難事とせられたが、氏は極力之に力を盡し、遂に同年末之が設置を見るに至つた。而して大正六年之が改築の必要を認むるや、氏は多額の私財を投じ益々同浴場を完備せしめ、農業に従事する傍ら其の經營に努力した。

斯くの如く一庄會設置以來、部落の風俗に、職業に、教育に着々向上の實を擧げた。これが爲め一般に於ても部落を能く理解するに至り、各種の取引、社交等に於て、漸次融和の實を擧げ、講習講話會其他宴會等諸集會並に青年團在郷軍人分會、婦人會等に於ても差別的事象を認めず、又各種の事業に於ても、兩者の共同經營するものもあつて圓滿に相往來し、次第に融和の域に進みつつある状態に至つた。

氏は資性溫厚熱心にして事業を計劃實施するや、晝夜を論ぜず一意専心熱誠を以て盡力し、町民は何れも感激せざる者なく、多年融和事業の爲め犠牲的奮闘を繼續せることは地方の模範とされてゐる。

山本民三氏



香川縣木田郡平井町

文久元年九月十三日生

山本民三氏は、明治二十八年十一月香川縣巡查を拜命し、明治四十二年三月退職して同年四月木田郡平井町役場書記に任じ、社寺、庶務、勸業、組合等の事務に従事した。

平井町には戸數二十七、人口百三十五を算する部落があり、大正四年頃までは非固定的の生活をなす者多く、僅かに藁草履の製造、下駄齒入等を爲す者あり、一般より差別せらるること甚しかつたので、氏は之が改善を企て、左記各種の施設と相俟つて開發に努力した結果、その生活状態を改め、一般村民と何等の差別なく、職業も殆んど農業に従事し、副業として葉煙草栽培、藁草履製造、小間物及び呉服反物の行商等を営み、生活の充實向上を期するに至つた。

即ち氏は大正五年四月鹿伏部落改善會を組織し、村長を會長に擧げ、自から幹事となり毎月精神修養日を定め、其の都度各方面より講師を招聘し、自から率先して之を指導し來つた。又部落總代をして毎日各戸一錢宛を集金せしめ之を信用組合に貯金し、大正十年四月には貯金總額四百五十餘圓に達し、會員の希望に依り一時拂戻を行つたが引續き昭和二年三月に至るまで實行し、其總額二百七十餘圓に達し、之を納税に充てしめ其後引續き繼續した。

大正十二年八月部落内三ヶ所に共同浴場を新設して井戸の改善を圖り、又部落内の道路狹隘且つ不潔にして、交通上衛生上有害なるを認め、同月道路二線延長百八間を改修し、大正十四年三月傳染病豫防施設の一として便所十棟を

改善した。

氏は更に、部落の開發を期するの基礎は産業の發展を圖るにありとなし、社會の進歩と共に取り残されつつある舊來の藁草履業を廢し、新に藁草履製造業を興す爲め、大正十四年三月縣費及び村費の補助を得て織機二十三臺を購入し之を各戸に配布して製蓆に従事せしむるに至つた。その生産は一人一日平均三枚を織り其の賣上九十錢純益六十錢あり、部落全體製造高一日平均七十枚一ヶ年平均二萬五千二百枚、此の賣上高七千五百六十圓を算し、住民の經濟的發展に資すること甚だ大であつた。

大正十五年四月氏は部落の中心人物三名を率ひて小豆郡内優良部落を視察し、自村開發上非常に得る所があつた。其後も引續きこの事業を計劃した。又自から融和事業の指導研究を怠らず、昭和元年十月より廣島縣宮島町に於て開催の關西融和事業講習會に同縣より選出せられて受講した。

氏が斯く多年献身的努力を傾けたる諸施設は、次第に顯著なる成績を現し、就中産業開發上獎勵したる製蓆業は隆盛に赴き、品質、生産高の向上に依り需要を激増し、更に之が影響は一般農家に及ぼし、近來同村一般に之が製造を副業とする者多きを算するに至り、遂に此の共通なる關係を基礎として、強固なる融和を齎すに至つた。又毎月開催せらるる精神修養講話は、次第に各方面に影響を及ぼし、堅實なる思想の下に風俗習慣を改め、青年子女の如きは次第に一般農家に備はるるに至り、同村融和促進の實績は着々と擧りつつある。

井上文平氏

香川縣小豆郡淵崎村

明治二十四年三月九日生



井上文平氏は、明治四十四年三月香川縣立商業學校を卒業し、大正七年四月淵崎消防組々頭に任じ、同九年四月淵崎部落總代に、同十一年三月川西郡部落後援會副會長に就任した。(大正十三年四月淵崎村地方改善會と改稱す) 同月同村々會議員に當選、同九月淵崎村衛生組合淵崎部長に擧げられ、更に同十五年三月同村々會議員に再選せられた。

淵崎村には戸數七十、人口二百九十三を有する部落があり、風俗、衛生、教育等改善を要す可き點が多々あるも部落に中心人物なく、又一般民にも差別觀念甚しく容易に手を下す者が無かつた。氏は此の實情を觀て大いに悟る所あり、村有志と謀つて大正十一年三月川西部落後援會を組織し、村長を會長に推し自ら副會長として會務を處理し、縣郡其他關係方面と連絡を保ち、諸種の事業を遂行した。

氏は、同部落青年處女が一般に比し教育程度甚だ低く、之が向上を圖ることの急務なるを思ひ、集會所を建設して新聞、雜誌其他の書籍を備へ、自由に閱覽せしむることとし、又青年には夜間補習教育を行ひ、専任教師を置いて日常必要なる科目に就き之を教授し、女子には晝間裁縫等を教授することとし、大正十三年二月より引續き之を實施した。又之と同時に小學兒童中、貧困にして教科書購入等に窮する者に對しては、學用品等を改善會費又は私費を投じて給與し教育の普及に努めた。

更に大正十三年三月青年團婦人會員等を引率して、軍隊、縣廳、新聞社等を見學し、其他毎年數回講習講演會等を開催して修養、日常の技藝の修得、風紀の改善等に努め、又自から同縣は勿論他府縣に於ける融和事業講習に出席し、常に融和問題の研究を怠らなかつた。

氏は神佛を崇拜する念厚く、一般村民が郷社八幡神社の氏子に加入し居るに、同部落民のみは同村に在りながら之に加入せしめず、數年來之が加入に關し相互間の問題となりしを、氏は徹底的に解決せしめんとして、社司氏子總代及び部落總代と協議の上、多大の努力を費して漸く氏子に加入せしめ、大正十五年より一般と同様に凡てを施行するに至つた。

斯くの如く、同部落は大正十年頃迄は風俗習慣に於ても、亦教育の程度に於ても一般民との懸隔甚しく、其の間自づと差別感情横はり融和促進上支障が尠くなかつたが、大正十一年三月部落後援會組織以來種々の施設に盡瘁せる結果部落の内容も次第に向上充實し、又一般民の誤解偏見も薄らぐに至つた。又氏の盡力に依りて屢々兩者の會合行はれたる結果、交際の程度も次第に濃厚に赴き、同村融和の進展を早めつつあるは一に氏の努力が與つて力あるものである。

宇野艶太郎氏
同 ナ カ氏



愛媛縣温泉郡湯山村

明治八年一月十八日生(艶太郎氏)

明治十二年九月二十八日生(ナカ氏)

宇野艶太郎氏は、明治三十六年通信屬に任ぜられて臺北郵便局に勤務し同三十七年七月臺灣總督府郵便課勤務を命ぜられ、翌三十八年十二月臺北東局に轉任した。明治四十四年退職と同時に朝鮮釜山中學校書記を命ぜられ、大正八年退職して郷里湯山信用組合事務長に就任した。

宇野ナカ氏は、明治三十五年松山女學校教員となり、同三十七年七月迄勤務し、其後宇野艶太郎氏に嫁した。

夫妻は、郷里湯山村に居を移し生活するに及び、同村内部落の文化程度の低く、餘りに一般社會に比し懸隔あるを慨し、之が向上に多年其の全生活を擧げて熱心に盡瘁する所があつた。

大正十二年頃、夫妻は湯山村内部落附近に於て果樹園を經營し、傍ら部落の向上に力を盡しつつあつたが、更に自己の生活其ものを凡て之に献げ



むとして居を部落に移し、日常生活を共にし、住民と親密なる交際を爲し、子女と共に相往來し、住民そのもの心となり總ての體驗を共にして向上を圖ることに努めた。

氏は部落の改善向上を圖るには、先づ婦人を教養して家庭を改善せしむることの緊切なるを認め、同部落に婦人會を催し、又ナカ氏は各戸を訪問して親交を重ね、直接家庭の向上に關する指導を爲す等、専心之に努力する所があつた。

又ナカ氏は、春秋の農閑期に當り、部落の婦女子を自宅に集め、裁縫、洗濯、禮儀作法等を教授し婦女子の修養に努めた。

更に部落の諸會合其他の爲め會堂の必要なることを認め、昭和二年春之が建築を終り、定例日を設けて左記の事業を行つた。

- 一、婦人會場を此處に移して毎月修養會を催すこと。
- 一、農閑期に裁縫講習會を開催すること。
- 一、毎週子供會を催して有益なる講話を爲すこと。
- 一、日用品の共同購入をなし、期日を定めて會場にて分配すること。
- 一、青年會、處女會、戸主會を時々開催すること。

以上の外、氏は更に部落に貯金組合を設け、毎月若干づつの貯蓄を勵行して勤儉の慣習を養ふことを努め、又夏期の植付又は收穫期には、臨時の託兒所を開設して兒童の保護をなし、農業の作業能率の増進を圖つた。

之等各種の内部の充實に關する施設の外、更に村民の融和に關し種々力を竭した爲め、漸次一般との交際も頻繁となつて融和の實を進め、今日に於ては形式方面に屬する差別は全く絶無となり、一般民の部落を理解することは顯著

なる事實となり、次第に融和の完成に向つて進展しつつある。

松岡宇作氏

愛媛縣温泉郡石井村

明治十七年六月十五日生



松岡宇作氏は、小學校卒業後元大州藩士得能道用氏の門に入りて學を修め、明治三十八年補充兵として三十七八年戰役に出征、滿洲軍倉庫安東縣支庫に勤務し、歸郷後勳八等に敘せられ白色桐葉章を賜はつた。大正十年五月石井村融和會、石井修養會を設立、翌十一年十二月温泉郡地方改善方面委員に、又同十三年二月愛媛縣善鄰會評議員に囑託せられた。

氏は三十七八年戰役より凱旋の後、郷里に在りて専ら居村落の開發向上に力を竭した。殊に自作農の獎勵と學齡兒童の督勵に努め、改善充實をすることに主力を注いだ。氏は自己の念願とする部落の開發を積極的に且つ團體的に指導する爲め、村を單位とする融和機關を設立すべく、日夜寢食を忘れて部落内外の有志の間を奔走し、遂に大正十年五月石井村融和會の創立を見るに至り、選ばれて副會長となり克く會員を率ひ、種々の事業に盡力し、顯著なる功績を擧ぐる所があつた。

氏は、融和促進の方途として、特に部落の充實を圖ることの必要を認め、殊に教育を振興することを最も急務なりとして、學齡兒童の就學を獎勵し、義務教育終了者の家庭を訪問して、高等小學校中等學校等上級學校に入學の勸誘をなし、又石井修養會を設立し、青年の人格、識見の向上、體育の獎勵に努め、又柔劍道の練磨、名士の講演、新聞雜誌の購讀及び各方面に於いて開催せる講習會に出席参加する等、種々指導斡旋することに努めた。

氏は、また住民の思想善導の爲め、敬神觀念の普及に努め、各戸に神棚を作つて朝夕禮拜せしむることとした。尙改善施設としては、住宅の改良、便所の改造、浴場の設備、衛生上の施設等に關して盡力する所が尠くない。

其の他、一般の融和親善に關しては、春秋二回村内の會合を催して名士の講演を聞き、或は意見の交換をなして意志の疏通を圖る等種々盡力した。

以上の如く、氏は専心内部の改善充實を圖つた結果、一般の融和親善に影響する所多く、近來非常なる好結果を齎し、之が爲め附近の各町村にも多大の好影響を及ぼすに至つた。

氏の之等の努力に對し、大正十四年七月九日温泉郡長から表彰する所があつた。

小谷英吉氏
同ソノ氏



愛媛縣新居郡大島村

明治八年一月二十九日生(英吉氏)

明治二十一年七月一日生(ソノ氏)

小谷英吉氏は、明治十九年十月居村小學校卒業後、四五年間修養を爲し爾後村政に參與した。明治三十八年四月愛媛縣巡查を拜命して各所に歴任し、大正八年六月新居郡大島村に駐在を命ぜられ、同十二年三月一旦他に轉任したが更に同十四年再び同地に赴任し引續き勤務した。

小谷ソノ氏は、同縣周桑郡小松高等小學校並に同郡吉井村裁縫補習學校卒業後、明治四十四年六月小谷英吉氏に嫁した。

小谷氏夫妻は大正八年大島村に赴任以來、相協力して部落の改善融和に着手し、爾來引續き熱心に盡瘁する所があつた。

大島村は瀬戸内海の燈灘に面した一孤島で、概して一般の生活程度低く、殊に同村の部落は甚だしく一般社會に遅れ、其生活は窮迫に陥つてゐたので夫妻は全力を擧げて之が開發向上に努め、特にソノ氏は毎日部落に赴き

婦人を集めて裁縫並に禮儀作法等を教授し、家庭生活の改善向上を圖つた。

又風紀の改善を圖る爲め、同部落に青年會を組織し、或は勤儉を奨励する爲め貯蓄組合を設け、衛生施設として下水溝、飲料用水、家屋の改築等諸般の改善施設に鋭意努力したる功績は枚擧に遑がない。

大正十四年七月青年俱樂部を建築して修養の場所となし、養蠶期には此處を共同飼育所となし、併せて産業の開發に資する所があつた。其他部落に貧困者若しくは疾病に罹る者ある時は、私に米麥或は金錢を惠與して懇切に之を慰め、出産死亡等に際しては之を慶弔することを怠らなかつた。

以上の如く、夫妻は溫情を以て親切に之を導き、親族にも劣らざる努力をなしたので、住民は厚く夫妻を敬慕するに至つた。

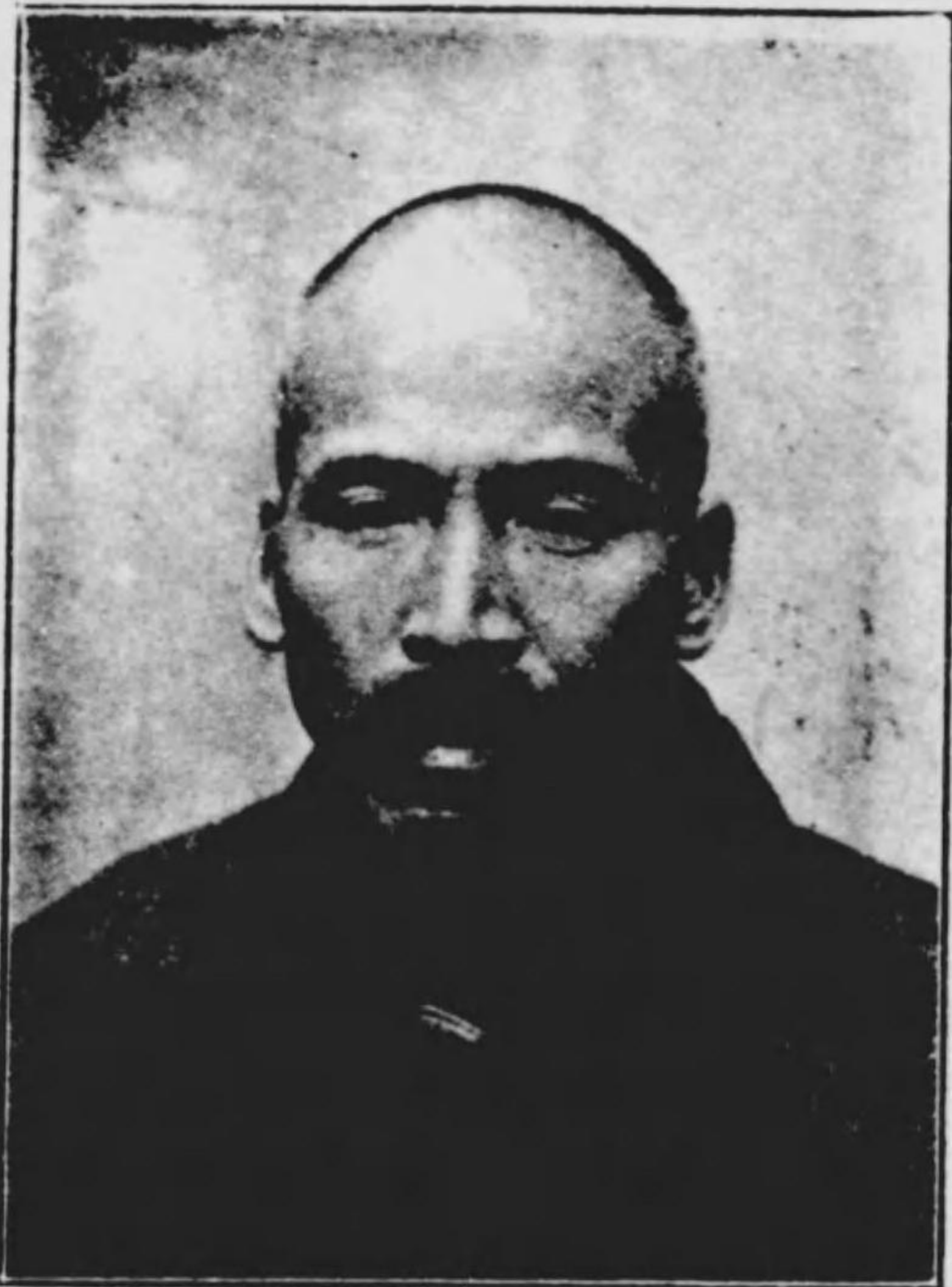
之等多年部落改善に努力し、其の治績の進むと共に、次第に一般民の理解を得るに至り、同村融和の促進に資する所が多い。又夫妻が相共に融和に努力した事は廣く同縣警察界に影響し、爾來各地の駐在巡查が之に倣ひ、其の家庭を擧げて駐在地部落の改善に着手する者が漸次増加し、同縣融和促進上貢献する所が甚だ多い。

大正十年四月十二日、夫妻は之等多年地方改善事業に關して功績顯著なるを認められ、愛媛縣知事より表彰せられた。

安藤悦一氏

福岡縣筑紫郡千代町

明治十二年四月十二日生



安藤悦一氏の郷里は佐賀縣小城郡北多久村である。氏は明治三十三年三月福岡縣巡査を拜命して各所に歴任し、大正四年巡査部長に昇進し福岡警察署に轉任したが職務遂行の際負傷し、其傷疾癒えず大正十三年三月退職し、其後同年六月福岡縣地方改善民力涵養事務囑託となり、更に翌十四年二月勤儉獎勵事務を委囑せられた。尙同年七月千代町教育會評議員、實業專修學校商議員、兒童保護委員を夫々囑託せられ、専ら地方發達の爲めに盡した。

氏は明治四十一年頃堅粕町駐在所に勤務したが、同町内部に傳統的弊害あり、之が爲め地方の發達に影響する所が多かつたので、氏は此の状態を矯正せんとして、改正刑法實施と共に同地に青年團の組織を圖り、銳意風紀の改善心身の修養等に努め特に過失者を出さぬ様盡瘁した。

福岡警察署に轉任後は、大正八年福岡市内七部落の改善を目的として青年團、壯年團、處女會、少年團等の指導を爲し、又大正十一年五月堅粕町部落改善の目的を以て同部落公會堂に居を移し、直接之が指導に當つてゐたが、家庭に重病人を生じた爲め一ケ年の後止むなく此所を引き上ぐるに至つた。又福岡市内戸數八百餘を有する一部落は博多に接近するも、同地の三大行事たる山笠に参加するを得ざることが兩者の障壁となり、常に紛争の原因となつたので、氏は解決を圖る爲め双方の有志間を奔走し、日夜熱誠なる努力を傾け、遂に大正九年七月より該山笠に参加

することゝなつた。又同市内七十餘戸の一部住民も、部落なるの故を以て同行事に参加することを得なかつたので、之が解決に奔走し遂に同様解決するに至つた。

又福岡市内外五部落は、是亦部落なるの故を以て多年來消防組に参加することを拒否されてゐたので、氏は双方の間に立ち種々斡旋の結果、遂に大正十年より之に参加するに至らしめた。

氏は大正十三年三月前記の理由の下に警察官を退職したが、其後も引續き警察、軍隊、學校、青年團、處女會、工場等に對し同胞融和の趣旨徹底の目的を以て、同縣は勿論九州各縣、中國、關西方面迄も熱心に巡講をなした。

氏は斯く多年に亘り、其の職を奉ずる警察方面に於て、部落の開發と融和の普及に努めて顯著なる功績を擧ぐると共に、特に九州其他各府縣の諸種の團體に民力涵養、融和親善に關して巡講し、同胞間の融和親善に盡力せる功績は最も顯著なるものがある。

氏は之等地方改善並に感化指導の功績に對し、大正九年八月九日福岡縣警察部長より表彰せられ、又同十一年五月福岡市松原壯年團より感謝狀を受けた。

伊東竹次氏



大分縣日田郡光岡村
明治三年四月十六日生

伊東竹次氏の家は、世々里正にして衆望高く幼少の頃禪學を修め思慮周密世故に長じてゐた。明治四十四年光岡村長に就任、大正十三年四月迄勤続し、辭任後日田郡畜産組合、同養蠶組合評議員に擧げられ、一面各種社會公共事業に盡瘁した。

光岡村内には戸數四十四戸の部落があり、住民の職業としては下駄及靴の修繕、草履作り等であつたが、一二戸を除く外は殆んどその生活窮迫し、又從來一般村民の差別が極めて濃厚であつたので其の間協調を缺き、部落住民は一般村民に對して自ずと反感を持ちて物議を生じ易く、且つ極端なる生活程度困窮の結果は、其の生活上遺憾とする弊習あるを免れなかつた。

氏は明治四十四年同村々長に就任するや、齊しく皇恩に恵まる可き同胞中に、斯くの如き不遇者あるを甚だ遺憾とし、同村自治の上より之が開發向上を圖ることの急務を痛感し、之が對策に腐心する所があつた。然しながら急激なる改善は多年の傳統的生活を破壊し好結果を得ることの至難なるを感じ、漸進的に指導向上せんことを期し、時々該部落中重なる者の家を訪ふて懇談に時を費し、懇に親交を重ねること屢々に及んで、漸次意志の疎通を來し自己の意圖を諒解さるるに至り、明治四十四年十二月時の小學校長熊谷新六氏と謀り、兒童を中心に住民の懇談會を開催せしに良好なる結果を擧げ、之が爲め住民は漸次兒童の學業品性の向上に伴ひ、學校に興味を覺へ部落兒童の就學獎勵に

意を注ぐの傾向を生ずるに至つた。茲に於に更に春秋二回、同部落に於て父兄懇談會を開催することとし、校長警察官等と共に力を協せ、益々力を注ぎ熱心に指導啓蒙に努めたので往時の弊習全く其の跡を斷つに至り、從來の職業は農業に轉ずる者多く且つ部落内に共同浴場が設置せられ、諸税金の滞納等も無くなるに至つた。

之が爲め流石難問題とされた該部落の改善問題も、氏の温情と熱誠なる努力に依り次第に顯著なる進展を示し今日一般と何等の差別なく、部落に沿へる街道に雜貨店を開く者あるが如き、又同村をして郡内模範村の域に達せしむるに至れるが如きは全く氏の平素人情の機微に徹し、温情溢るるが如き人道の勇者としての尊き行爲と、社會改良に燃ゆる旺盛なる指導とに基くものである。

斯く多年の間、氏の崇高なる人格を以て部落住民を指導せし結果、一般村民は勿論、近郷悉く差別意識の不合理なるを諒解するに至り、部落に對し積極的に交渉提携を求むるに至つた。現村長石田貞彦氏は、伊東氏の熱誠に感じ氏の志を繼ぎ、更に該事業に多大の奮勵努力されつゝある。

氏は之等多年本事業に盡瘁したる功績に依り、昭和二年三月七日大分縣親和會長より表彰せられた。

岩山 靜 喜氏

熊本縣下益城郡豊野村

明治十八年十一月五日生



岩山靜喜氏は、明治三十七年三月熊本縣立熊本農業學校卒業後軍隊に入り、同三十九年十二月陸軍歩兵少尉に任ぜられた。明治四十一年四月下益城郡西砥用並に同四十三年六月同郡豊野村農蠶技手に、同四十四年十一月天草郡書記に、更に大正八年六月飽託郡書記に任じ、其後大正十二年四月及び、昭和二年五月豊野村々長に擧げられた。

氏は同村長就任前より數次に亘り、各地の融和事業講習會に出席して斯道専門家の講義を開き、關係圖書を蒐めて絶えず研究を怠らず、本問題に對する一見識を有し、凡ゆる機會を利用して衆に先んじ、同地方一般同胞の誤れる傳統的賤視觀念の打破、並に部落經濟生活の充實、社會的進展に盡瘁し來つた。

氏は村長就任後、一般の反對あるにも抱らず、多年の傳統を打破して大正十四年及び同十五年に各一名宛同村部落より村吏員を採用した。

又教育の向上を圖り指導的人物を養成する爲め、男女中等學校に入學を獎勵し、昭和元年より數名の入學者を出すに至つた。

從來同村一般民が部落に對して好感を有たなかつた一因が、同村にある屠場の經營が、部落民のみに依つてゐることにもあると考へた氏は、該屠場の經營を株式組織に変更して、廣く一般村民をも参加せしめんことを企劃し、一株

五十圓にて一千三百株を募集することとし、同村並に隣村中山村の二箇村に勧誘し、大正九年十一月組織を変更するに至り、之によつて部落と一般側との接觸の機會を多くし、經濟上の結合をなすこととなり、次第に親和の度を高め今や此の地方に於ては、兩者間に反目軋轢するが如きことは殆んど根絶するに至つた。

氏は同部落地區の交通其他日常生活上遺憾の點多きに鑑み、村長就任後地區改修の計劃を樹て、大正十五年度より昭和二年度に亘り二千六百餘圓を支出し、下益城郡松橋町より砥用町方面に通ずる縣道を起點として、部落内に通ずる延長三百間の道路を完成して、車馬の通行を自由にした。

又氏は、部落の思想上の指導に就いて凡ゆる集會に出席し、意志の疎通を圖りつゝあつた。偶々大正十五年春熊本市の水平社同人數名が同部落に來り、青年幹部の集會を求め、其の運動に参加する様勧誘した事を耳にした氏は、之等同人に會見を求め隔意なき意見を交換し、遂に兩者間の協調を得、穩健なる方針の下に引續き從來の事業に邁進するに至つた。此の間に於ける氏の苦心は、常人の想像だに及ぶ所でなかつた。其後同村長として自から各地の融和事業講習會に出席すると共に、更に學校職員役場員一同其他村民等を聚め、本問題の解決に關し地方の輿論を旺盛ならしむることに努めた。

又昭和二年縣當局の斡旋の下に、同部落に隣保輯睦を目的とする小自治會を組織し、全區を四部に區分し、各部に隣保組合を設け毎月二十四日總集會を開催し、其都度各戸金十錢以上を持寄り共同貯金を爲す外、學校長、補習學校教員等と共に訓話を爲し、部落改善上實行事項の協定を爲し、日常生活を改善することに盡した。又昭和二年四月以降毎月一回小學校を中心とする講習會を開催し、其都度必ず出席して融和事業に關する講話を爲し、一般青年處女の迷妄打破に努力した。

之が爲め同部落の風儀の改善、生活の向上、教育の振興等著しき進展を示し、一方一般側の理解も進み遂に氏の媒

酌に依りて通婚を見る等、將來を負荷すべき若人の新生面を開拓するに至つた。

佐藤 直氏

熊本縣上益城郡白旗村

明治十五年一月二十三日生



佐藤直氏は、明治三十三年三月熊本縣立中學濟々堂を卒業後、東京帝國大學農科大學農學實習科に入學したが病の爲め中途退學し、同三十七年十二月志願兵として歩兵第十三聯隊に入營し、歩兵軍曹に進み大正三年上益城郡瀧尾村々長に當選し、同八年十月熊本縣會議員に當選、同十一年十一月名譽參事會員に擧げられ、其後同十四年白旗村々長に當選し引續き就任した。

氏の居村白旗村には戸數三十七戸の部落があつた。氏は村長就任前、大正十三年二月自から發企して六日會を組織し、同會を中心として部落の開発を企劃する所があつた。即ち毎月六日、十六日、二十六日の三回を定例日として部落各戸輪番に集會し、氏の訓話、隣村乙女村宗照寺住職の法話及び同村農業補習學校長並に專任教師の講話、其他改善事項實行要目の協定及び反省等を熱心に繼續し來つた。由來同部落は生徒の出席歩合納税の成績等劣り、生活様式も亦遺憾とする所が多かつたが、此の會創設以來之等缺陷の原因を調査して匡正の方法を講じた。

氏は部落のあらゆる生活環境の缺陷の主たるものは、經濟關係に基く所多きを認め、之が向上を圖るため村長就職

以來村會の議決を経て第一年目に百五十圓、第二年目より年々五十圓を補助して蘭の栽培、蠶網、草履の製造、養鶏等を奨励し、又毎年二月青年處女の爲めに手藝品々評會を催し、青年には繩綱競技、處女には草履蠶網製作競技を行ひ、尙善行者の表彰を爲して賞金を授與し、又此の賞金は副業改善費に使用する等、種々の規定を設けて之が奨励の方途を講じた。更に氏の斡旋に依り、昭和元年より三反歩の共同苗代田を設定し、其の收穫全部の賣却代にて小作料及び諸雜費を支出し、殘餘は組合員の共同貯金とした。其他六日會創設以來各戸一日五錢宛の共同貯金を爲し、其の額百餘圓に達するに至つた。

又從來一般村民の差別觀念を除く爲め、氏夫妻は率先して部落出身者を自家に雇傭して其の範を示し、進んで部落の子女の奉公口を周旋することに努め、又氏の媒介に依り、近年隣村瀧尾村より同部落に養子縁組の成立を見るに至り、かくて過去の傳統は打破せられ此の方面に新生面を開拓するに至つた。

この外部落の改善施設としては、從來狹隘なりし道路を改修し、又飲料水の便を圖るため井戸三個所を掘鑿し、尙共同貯金中より金五十圓を支出して、美麗なる共同葬具を購入し葬送の嚴肅を圖つた。

氏は毎月八日の晩、全部落各戸より一名以上を自宅に集め、氏夫妻懇ろに接待し、談笑裡に互に胸襟を披いて意見の交換をなす傍ら、有志、先輩、神宮、僧侶、學校教師等の講話をなし指導に努めた。

之等氏の家庭を解放し、一家を擧げて指導啓發に盡したる爲め、同地方の融和状態は急速度を以て進展するに至つた。

之が爲め、部落住民は氏の徳を慕ひ、公事は勿論一家の私事に至る迄、氏の意見を求め裁斷を仰ぐ状態である。又一般村民も從來の迷妄より覺醒し、今や兩者の墻壁を認めざるに至つた。

昭
和
三
年
度

福原正雄氏

大阪府泉南郡麻生郷村

安政三年一月二十六日生



福原正雄氏は、明治二十一年十一月麻生郷村外六ヶ村戸長役場用係となり、同二十二年四月市町村制實施と共に麻生郷村島村組合役場書記に、同二十四年収入役に、同二十八年助役に、同三十三年六月同組合村々長に就任し、昭和元年十二月退職したが、その間に於て大正九年五月泉南郡町村長會創設以來同會長に當選し、昭和元年村長退職と共に之を辭した。其後明治四十四年十一月より引続き泉南郡畜産組合長に就任、大正四年七月に大阪府會議員、大正十五年七月に泉南郡誠和會長に夫々選任された。

麻生郷村島村組合村内の部落には、明治二十年頃迄獨立した校舍を有してゐたが、同二十一年暴風雨の爲め倒壊し其後十ヶ年餘再築を爲さず、部落子弟の教育も亦之を放置してあつた。同三十年氏が村長に就任以來之を遺憾とし、再築を住民に諮つたが、經費の負擔に堪えざる故殆んど應ずる者なく、遂に再築不可能の状態に陥つたので、氏は自ら五百八十餘圓を支出して校舍及び器具を整へる等、開校の準備を爲した。然るに十餘年間學業を放任した情性に依り殆んど就學する者なく、僅かに就學兒童十名を數へるに過ぎない状態であつた。そこで氏は數十回に亘り教育の重大なる所以を熱心に勸説したので、その結果漸次就學者を増加し、一年後に於ては二百餘名を越へるに至つた。爾來十ヶ年餘この獨立せる校舍に依つて教育を繼續し來つたが、同部落子弟のみを收容する獨立校は同村の融和親善上障

碍あるを認め、明治四十三年數回に亘つて村會を召集し、頑迷なる反對を斥けて遂に麻生郷小學校に合併し、教育上に於ける融和の實績を收むるに至つた。

又同部落は從來共同浴場は勿論個人の浴場もなく、遺憾とさるる點が尠くなかつたが、氏は此の改善を圖るの急務なるを痛感し、明治三十五年村營を以て同部落に浴場を建設し、住民の福祉並に保健衛生の改善に努めた。尙大正十四、十五兩年度に亘り經費二萬餘圓を投じ、部落内道路の擴張及び下水溝の大改善を行ひ、從來の面目を一新するに至つた。

其の他風紀の改善、貯蓄心の涵養、青年團、婦人會の指導等精神的方面に於て、村長として三十餘年間の功績は洵に顯著なるものがある。殊に同地は從來の傳統的弊習が多かつたので、氏は青年團を指導して之が矯正を爲し、其後に於ては一名の過失者をも出すこと無きに至つた。

斯くの如く、氏が三十餘年間孜々として一身を本問題の爲めに盡したる努力は、部落内外に影響する所著しく、同住民は一致團結して改善向上に努むると共に、氏を慈父の如く崇めるに至つた。爲めに同住民は云ふに及ばず、一般村民も同氏の實踐躬行を範として、著しく村内親善の状態を促進しつつある。

村上藤隆氏

兵庫縣有馬郡三田村

明治十九年三月六日生



村上藤隆氏は、明治四十三年十二月兵庫縣巡查を拜命し、大正六年七月警部補に任じ、翌七年七月豊岡警察署日高分署長を命ぜられ、又同八年十月警部に任じ、和田山警察署生野分署長を命ぜられた。更に大正十一年七月警察部警務課勤務を命ぜられ、其後同十三年四月赤穂、同十五年二月魚橋、昭和二年七月三田の各警察署長に歴任した。

氏は大正八年生野分署長となるや、間もなく同管内の部落を調査し、その衛生、風俗並に小學兒童の就學状態の極めて不良なるを認め、町長小學校長並に寺院住職と相謀り、毎月之が改善に關する講演會を催して、住民の自覺向上を促し、一方部落内八ヶ所の飲料用井戸を改修すると共に、風俗を矯正して内部の面目一新のため鋭意努力した。尙是等内部の充實改善と共に、一般世人の理解を喚起することなくしては、融和親善の目的を達することの不可能なるを認め、町役場吏員、小學校教員、宗教家其他一般有志を説き、同部落に於て融和懇談會を開催し、相互の理解を圖り、又一面町内及び管下各所に於て融和事業講演會並に懇談會等を開催する等、夙に一般社會人の因襲的偏見の除去に盡瘁する所が尠くなかつた。

大正十三年赤穂署長を命ぜられたが、同管内部落に於ても尙改善の餘地尠からざるを認め、専ら衛生思想の普及に努むると共に、兩者接觸の機會をつくり、相互の理解を求むる爲、村内に於て屢々地方有志多數を集めて融和促進に

關する講演會並に懇談會を開催して因襲的偏見の打破に努むる所があつた。

更に大正十五年七月、魚橋署管内平莊村平莊神社氏子問題に關して兩者間に紛擾を醸した爲め、村内有志は之が圓滿解決に努めたが容易に解決するに至らなかつたので、氏は熱心に陋習打破の急務なるを説き、熱誠を以て之に當り遂に双方より調停方を一任せられたので、氏は直ちに無條件にて氏子に編入せしむると共に、毎年の祭典には同員數の役員を以て神事を行ふこととし、多年紛争を続け來つた同問題も茲に圓滿に解決するに至つた。

氏は尙引續き三田署管内の融和促進の爲、屢々講演會を開催し、或は同地方青年の指導教養に努むる傍ら、部落の青年にして相當の學力あり思想の穩健なる者を、直接間接官公署又は諸會社等に就職方を斡旋したため、其後是等の方面に於て勤務せる者も尠くない。

是等同氏多年の努力により、部落住民の自覺を促し、自から其の境遇を打開するの素志を與へ、一般世人に對しては本問題を理解せしめ、延いては直接間接本問題に關係し盡力する者漸く多きを加ふるに至つた。

井上格堂氏

埼玉縣秩父郡秩父町

明治二年八月四日生

井上格堂氏は、明治四十年三月秩父町宗福寺住職となつた。

明治初年の廢佛歸釋に依り、同町内部落の菩提寺たる藏福寺は廢寺となり、之が爲め同部落二十八戸は、該寺の本寺たる高篠村高見寺に檀徒たらんことを申込んだが之を拒絶せられたので、明治三年其の末寺にして現に氏の住職たる宗福寺の檀徒となつた。然るに當時同寺内一般側檀徒は之を快しとせず、可成り紛糾した後、部落側の過去帳は之を調製せざる等甚しき差別的態度を取るに至つた。それより氏の住職就任の初期に於ても前代よりの慣習にて、部落民は椽側にて遙に禮拜して本堂内に立入るを許されず、又世話人一人あるも名のみにて出席せしめられず、兩者の間は全く阻隔の状態であつた。

氏は明治四十年三月晉山後、先づ寺内檀徒間の融合を計らんとして、從來部氏より選出せる一名の世話人を三名と爲し、更に一般を説得して諒解に努めたる結果、四五年後に於て世話人會に兩者共に出席懇談するに至つた。

氏は又、機會ある毎に一般社會に進出するには、經濟的向上を圖るの緊要なることを力説し、住民に對し勤勉の風を鼓舞激勵した爲め、漸次その目的を達し、殆んど他と大差なきに至らしめた。

又同部落の言語、或は葬儀に關する種々の風習を改め、其他結婚の形式を改良する等内部の舊慣一新に努むる所が多かつた。

道路の改修を行ひ、住民の生活に資する所が甚だ大なるものがある。

氏は資性濃厚篤實仁慈に富み、公共心厚く殊に多年改善融和の事業に盡瘁したる功績著しく、近來同部落より同町内他宇又同郡下に轉住して商業を営む者、又は官公署に勤務する者漸次多きを加へ、部落内の敬慕深きは云ふまでもなく、同地方一般の信望厚く、縣内稀に見る人格者として稱へらるゝに至つた。

氏の之等多年に亘る顯著なる功績に對し、大正十年二月十一日同縣知事より、更に同年四月三日内務大臣より表彰せられた。

日向島吉氏

静岡縣小笠郡土方村

明治二十一年十二月十一日生



日向島吉氏は、明治四十五年三月静岡縣師範學校本科第一部卒業後、小笠郡大須賀尋常高等小學校訓導に任じ、後歩兵第六十七聯隊に於て兵役の義務を果し、大正元年七月小笠郡笠原尋常高等小學校訓導、同十五年同校々長を兼ね、更に昭和三年三月同郡土方尋常高等小學校訓導兼校長に就任した。

氏は大正七年笠原尋常高等小學校に就任するに及び、同村内部落の改善と一般村民との融和に志し、先づ部落就學兒童の保護を爲すと共に、校務の餘暇を以て同所に在る補習學校第二分教室の主任として、天井も無き粗末なる寺院

の一室に於て熱心に教鞭を執り、或は同部落の家に學生及び父兄を集めて道德、衛生、經濟等一般の智識を授けて之が開發に努め、一面村民に對しては從來の偏見を打破し、侮辱の言を慎み、常に温情を以て接す可きを諭して兩者の融合に努めた。又大正十一年同縣の方面委員を囑託され、部落の各家庭に入つて家庭顧問の役を努め、住民も亦氏を慕ひ總て氏の指導を仰ぎ、假令事故發生するも、氏に委囑して訓諭を乞へば直ちに解決するを以て、警察官も亦氏の盡力を期待する等其の實績大なるものがあつた。

氏が家庭顧問として學ぐべき主なる事績は、部落の子弟を逓信省通信事務員講習所に入所を斡旋して之を卒業せしめ、又大正十三年國費の補助を受けて中學校、商業學校に入學を圖り、同年縣徒弟養成規程に依り静岡市に徒弟として就職せしめ、翌十四年十月同縣に申請して職業傳習生として東京市に派遣する等同區未曾有の啓發指導をなした。

又住民の見聞を博くする爲め見學旅行を催し、青年教育成人教育にも努力した。例へば大正十一年補習學校生徒、青年團の有志等を引卒し縣立中泉農學校を視察して校長の講話を聴き、又大正十二年可睡齋に旅行し同村海藏寺住職大場道賢師の講話を乞ひ、更に同十三年濱松市に旅行し聯隊、學校、會社、工場等の見學をなした。

更に智識の向上を圖る爲め、大正十三年縣の補助に依り小圖書館の建築に力を竭し、其後修養會を開設して名士の講演と教育活動寫眞會を開催し、住民は勿論一般に觀覽講せしめた。

氏は又敬神の念を旺んにする爲め、大正七年より三大節、氏神祭典には社頭に部落住民を集めて一齊禮拜し、後神徳に關する講話をなし、或は崇祖の念を高むる爲め大正十三年墓地の整理を行はしめ、同十二年九月更に村當局と計り、住民七十戸四百數十名の改姓を願せしめた。

經濟方面に對しては、大正十年三月東宮歐洲御發途記念として彌榮貯金團を創設し、青年一名一ヶ月十錢宛貯金せしめ、尙大正十四年五月銀婚奉祝記念として銀喜貯金團を創設し、處女一名一ヶ月十錢宛を貯蓄し、何れもこれを繼

氏の夫人サト氏は、部落の子女に無報酬にて裁縫の教授をなし、後に一般側の子女も交へ之に従事した。又氏は辯舌の巧ならざるを補ふため、時に著音機を利用し、或は夫人を同伴して之に當る等大なる苦心を拂つた。住職就任後九年目即ち大正四年には、始めて盆の法要たる施餓鬼を施行して一般と共に参列せしむるに至つた。爾來兩者の融和に努め、各種の會合には兩者共に齊しく參會するに至つた。

氏は元來寡言黙行の人にして、自己の事績を吹聴するが如きこと些もなく、多年同寺を中心に部落の開発、並に同寺檀徒を通じて差別撤廢に盡し、その功績實に顯著なるものがある。

東 清 吉氏

奈良縣吉野郡大淀町

明治十一年四月四日生



東清吉氏は、明治二十二年三月吉野郡下淵小學校を卒業後商業に従事し明治四十四年四月下淵區會議員に當選大正七年迄就任し、同八年五月同區長に當選し引續き就任した。その他同九年十一月學務委員に、同十年五月町會議員に選任され、更に同十五年六月に同町名譽助役に當選引續き之に就任し、更に昭和二年九月同町方面委員を囑託せられた。

氏は最初部落少青年に對し、教育の普及向上を圖るの必要を感じ、大正八年、區長に選ばれるに當り、兒童の就學出席の督勵に努むると共に、青年の補習教育振興を計つて之が指導に努め、又住民一般の修養を圖る爲め、毎月講師

を聘して講演會を開催し、更に大正十三年四月裁縫場を設置し、處女に對し裁縫作法等を教授するに至り、婦女の風儀を一變せしめた。

又幼兒の保育並に姑女子の労働能率の増進を圖るため、託兒所の設置に盡力し、大正十五年縣費補助を受け工費六千圓を投じて之を建設し、六十名の幼兒保育をなし良好の成績を擧ぐるに至つた。又寺院門信徒の指導に深く留意する等其の成績見る可きものが多い。

又衛生思想の普及を圖る爲め、屢々衛生講話會を開催して之が向上に努むると共に、大正七年自から建設費四百圓を支出してトラホーム治療所を設置し、更に之を公設治療所となし、大正十一年十二月縣費補助を併せ、工費一萬二千餘圓を以て共同浴場の改築に盡し遂に之を完成せしめ、又飲料水の設備を改良し、或は下水路の改修を爲して清潔の保持に努め、其他矮少にして非衛生的なる家屋の改築を懲懲斡旋し、大正十四年縣より補助を受け指導督勵の結果、自發的に之が改築を爲す者漸次増加し、其面目を一新するに至つた。

産業の指導發展に對しては、町内他區に比し農業者多きも、女子は概ね收益の少き麻裏表作りに従事してゐたので、更に有利なる副業獎勵の必要を感じ、荒蕪地を開墾して桑園を作り、養蠶を獎勵する等産業の開発に力を竭した。

又從來滞納者多きを遺憾とし、之が獎勵に努め、大正七年以降滞納者なく町内の模範と稱せらるるに至り、或は勤儉貯金組合を組織し、郵便局長と協力して之が獎勵を圖る等、各般の指導向上に盡力する所があつた。

其他敬神思想及び國家觀念の涵養を圖る爲め、大正七年金百圓を寄附して 明治天皇遙拜所を建設した。又住民は何れも眞宗信者にして信仰熱烈なるも、概ね未來觀に偏し、現世を疎んじ自己の向上發展上に支障が尠くなかつたので、氏はこの誤解を解く爲め屢々講話會を開き、或は他より講師を聘し、住民の思想を一變せしむるに至つた。

又交通の便を圖る爲め地區の整理を行ひ、大正十一年には工費七百圓を投じ、又昭和二年には六千五百圓を投じて

道路の改修を行ひ、住民の生活に資する所が甚だ大なるものがある。

氏は資性濃厚篤實仁慈に富み、公共心厚く殊に多年改善融和の事業に盡瘁したる功績著しく、近來同部落より同町内他字又同郡下に轉住して商業を営む者、又は官公署に勤務する者漸次多きを加へ、部落内の敬慕深きは云ふまでもなく、同地方一般の信望厚く、縣内稀に見る人格者として稱へらるゝに至つた。

氏の之等多年に亘る顯著なる功績に對し、大正十年二月十一日同縣知事より、更に同年四月三日内務大臣より表彰せられた。

日向島吉氏

静岡縣小笠郡土方村

明治二十一年十二月十一日生



日向島吉氏は、明治四十五年三月静岡縣師範學校本科第一部卒業後、小笠郡大須賀尋常高等小學校訓導に任じ、後歩兵第六十七聯隊に於て兵役の義務を果し、大正元年七月小笠郡笠原尋常高等小學校訓導、同十五年同校々長を兼ね、更に昭和三年三月同郡土方尋常高等小學校訓導兼校長に就任した。

氏は大正七年笠原尋常高等小學校に就任するに及び、同村内部落の改善と一般村民との融和に志し、先づ部落就學兒童の保護を爲すと共に、校務の餘暇を以て同所に在る補習學校第二分教室の主任として、天井も無き粗末なる寺院

の一室に於て熱心に教鞭を執り、或は同部落の家に學生及び父兄を集めて道徳、衛生、經濟等一般の智識を授けて之が開發に努め、一面村民に對しては從來の偏見を打破し、侮辱の言を慎み、常に温情を以て接す可きを論じて兩者の融合に努めた。又大正十一年同縣の方面委員を囑託され、部落の各家庭に入つて家庭顧問の役を努め、住民も亦氏を慕ひ總て氏の指導を仰ぎ、假令事故發生するも、氏に委嘱して訓諭を乞へば直ちに解決するを以て、警察官も亦氏の盡力を期待する等其の實績大なるものがあつた。

氏が家庭顧問として學ぐべき主なる事績は、部落の子弟を逓信省通信事務員講習所に入所を斡旋して之を卒業せしめ、又大正十三年國費の補助を受けて中學校、商業學校に入學を圖り、同年縣徒弟養成規程に依り静岡市に徒弟として就職せしめ、翌十四年十月同縣に申請して職業傳習生として東京市に派遣する等同區未曾有の啓發指導をなした。

又住民の見聞を博くする爲め見學旅行を催し、青年教育成人教育にも努力した。例へば大正十一年補習學校生徒、青年團の有志等を引率し縣立中泉農學校を視察して校長の講話を聴き、又大正十二年可睡齋に旅行し同村海藏寺住職大場道賢師の講話を乞ひ、更に同十三年濱松市に旅行し聯隊、學校、會社、工場等の見學をなした。

更に智識の向上を圖る爲め、大正十三年縣の補助に依り小圖書館の建築に力を竭し、其後修養會を開設して名士の講演と教育活動寫眞會を開催し、住民は勿論一般に觀覽聽講せしめた。

氏は又敬神の念を旺んにする爲め、大正七年より三大節、氏神祭典には社頭に部落住民を集めて一齊禮拜し、後神徳に關する講話をなし、或は崇祖の念を高むる爲め大正十三年墓地の整理を行はしめ、同十二年九月更に村當局と計り、住民七十戸四百數十名の改姓を出願せしめた。

經濟方面に對しては、大正十年三月東宮歐洲御發途記念として彌榮貯金團を創設し、青年一名一ヶ月十錢宛貯金せしめ、尙大正十四年五月銀婚奉祝記念として銀喜貯金團を創設し、處女一名一ヶ月十錢宛を貯蓄し、何れもこれを繼

續し青年男女の經濟觀念の養成に努めた。

氏は是等多年盡瘁の結果、昔日の状態は更に影を止めず、皆家業に精勵し經濟生活は年と共に改まり、且つ教育者として在職多年に及び村内有力者と親交厚く、青年婦女にして氏の教育を受けざる者なく、皆その徳を慕ひ、従つて氏の躬行する融和事業も一般に能く諒解され、次第に其の理想に向つて進展してゐる。

田中萬壽造氏

鳥取縣東伯郡小鴨村

明治五年六月八日生

田中萬壽造氏は、明治二十八年三月鳥取尋常師範學校を卒業後、鳥取修徳尋常小學校訓導に就任し、同三十年四月鳥取市修立尋常小學校に轉じ、同三十九年十二月東伯郡小鴨村尋常小學校訓導兼校長になり、昭和三年三月病氣の爲め退職した。

氏は明治三十九年十二月小鴨小學校長として就任したが、當時同村内部落は一般より甚しき差別的待遇を受け、爲めに各種の會合には全く出席せず、一面部落内部も亦言語、住宅の内外等一般に比し遜色多く、且つ農業を營む者少く多くは日雇稼等非固定的の職業に従事し其生活は窮乏を告げてゐた。

氏は就任と共に之が改善融和に意を用ひ、先づ各戸を歴訪して就學を奨励し、一方同部落住民の集會の機會には率先して、言語、清潔、道德其他米作者産の獎勵等各種の講話を爲し、殊に納稅成績の向上に努むること二十有餘年に



及んだ。

氏は又同部落の改善に就ては、大正十二年村費を以て部落の中央に幅員一間の道路を設けしめ、尙住民の會合の場所なきを遺憾として、各自應分の醸金を爲すと共に縣の補助を受け、平家建十八坪の公會堂を建設せしめた。

又公設消防組を組織せしめ、住民一致協力して保安に努むる等内部の整備に盡したので、其の結果は一般村民に對し次第に融和思想を涵養し、諸會合に於ても何等の差別なく相提携し交渉を深くするに至つた。

會田達圓氏

鳥根縣簸川郡今市町

明治二年七月二十四日生

會田達圓氏は、明治二十五年三月東京芝中學校を卒業し、同三十二年東京宗敎大學を、更に同三十五年京都佛敎專門學校を夫々卒業した。明治三十五年九月淨土宗長野敎校、同三十八年九月名古屋東海中學校、同四十一年四月大阪上宮中學校に於て夫々敎鞭を執り、大正二年九月鳥根縣今市町大念寺住職に就任し、傍ら同四年十二月淨土宗出雲布敎團長に、同七年七



月鳥根佛敎奉公團幹事に、同十四年鳥根縣和敎會幹事に、昭和二年十月同縣簸川郡保護會長に夫々選任せられた。

氏は夙に融和促進の要を認め努力する所が尠くなかつた。殊に鳥根縣簸川郡鹽冶村内部落の改善に就き熱心に斡旋し、明治四十五年提携自立共濟會を設け、常に同會に臨んで講演を爲し、其の感化に依り同部落は逐年向上の域に進

むに至つた。

又大正十三年八月氏は篠川郡長と相謀り、融和事業講演會を同郡會議事堂に開催し、特に同縣知事の臨場を乞ひ、同時に部落有志を集めて懇談會を催し、知事よりも所懐を披瀝して相互隔意なき意見の交換を爲した。此の日會する者約三百名にして、官公吏、學校長、宗教家等を網羅し、その結果同縣に於ける最初の施設として縣融和團體設立の動機を作ることゝなつた。爾來氏は東奔西奔して同志を糾合し、遂に大正十四年二月島根縣和敬會の設立に努力し、創立後同會幹事として熱心に會務に執掌した。

又氏は布教師の職に在る關係上、機會ある毎に一般民衆に對して同胞相愛の大義を強調し、融和の促進に貢獻する所が多であつた。

以上の如く、氏は熱誠を以て本運動の爲めに盡し、特に前記島根縣和敬會の創立に對しては幾多の難關を突破して之が實現に努め、同會は逐年發展の道程を辿り融和の實績顯著なるものがある。

昭和二年同縣第一回の融和事業講習會開催に當り、氏が職の寺院を會場に提供せるため周圍に異議を抱く者ありしを、氏の熱誠に依り圓滿に解決し、且會期中氏は勿論、夫人其他家族を擧げて懇切に斡旋の勞を執る等本問題を終生の使命として之に盡瘁し、同縣下宗教方面に對し本問題を高調せる功績も亦甚大なものがある。

平野 繁 雄 氏

廣島縣世羅郡西大田村

明治二十三年七月二日生

平野繁雄氏は、明治三十七年三月高等小學校卒業後農業及び雜貨商を營み、大正八年四月世羅郡畜産組合會議員に當選同十年西大田村々會議員に推され引續き累選せられた。大正十二年二月同郡農政協議會議員、同十二年西大田村田打消防團長に當選、同十四年五月公設西大田村消防組小頭部長を命ぜられ、又十五年六月廣島縣共鳴會世羅郡支部幹事に推され、昭和二年廣島縣融和事業委員會地方分會委員を囑託された。

由來西大田村の部落は地形上一般村民と離れ、諸行事其他社交等の上に於て交渉を缺き、従つて兩者の意志の疎通なく、之が爲め自暴自棄に陥り易き傾向があつた。氏は深く之を憂慮し、大正八年七月自宅二階を會場として融和親善に關する協議會を開き、善迎會を組織し毎年四回之を開催し、名士を聘して融和問題に關する講演を爲し、部落の自覺向上と一般村民の理解に努めた。

大正九年同部落民中、生活困難の爲め子女の就學不能の者三名あるを聞くや、氏は自から私財を支出し且つ村當局に申請して救助を受けしめ、從來の未就學の弊を一掃するに至つた。

同部落を含む大字には八幡神社ありて毎年祭禮をなすも、部落は其の儀式に關與せしめず、且つ神社費の負擔を課せざる等の爲め部落民としては自然參拜を怠り、祭禮當日には自宅に於て強飲する等の現狀を遺憾とし、大正十年秋自ら部落の各戸を訪問して神社費を醸出せしめ、且つ必ず神社に參拜する様督勵し敬神の念を喚起せしむるに至つた。

同部落民は大正九年頃迄は、毎年一月及び各地の秋祭の際、附近一般側に赴き忌避さるるが如き傳統的弊習があつ

たので、斯くては一般の賤視觀念を打破すること頗る困難なるを認め、氏自から餅を搗き之を其の都度與へ弊習の防止に努め、又同部落數十戸中非固定的なる生活をする者、等賣無職者等ありて各地方に於て物品の強制的販賣をすものありて、一般民をして嫌惡の念を起さしめつゝあるを憂ひ、之が防止策として同住民の製品たる草履、竹細工物を自から買受け、此等製品の集散に就てもその勞を執り如上の缺陷の廢除に努めた。更に無職者は種々の缺陷を生じ易きを以て是等を懲罰して農業に就かしむ可く努力し、大正十二年以降昭和三年迄に於て全部の無職者を小作農になさしむるに至つた。

其他同部落に適當なる飲料水無く、谷水を飲料に供し居り衛生上遺憾の點多きを以て、自己所有の山林に私費を投じ井戸を掘つて之を供給し、或は同部落は山野を以て包圍せられ他部落との連絡困難にして、之が爲め一般と接觸する機會乏しく、意志の疎通望み難きを慨し、他區に連絡する様住宅の移轉を斡旋し、遂に大正十一年より同十五年迄に四戸を一般側區域に移轉するに至つた。

是等多年の部落の開發啓蒙に銳意努力せる結果、前記善迎會は逐年其の成績を擧げ、大正十年頃より一般民の之に参加する者次第に其數を増し、其結果兩者の交際も愈々深く、一般より信頼を受けつつある内部の五名を一般の講中加入到斡旋して、遂に之が良果を得る等全く犠牲的努力の結果、其の實績顯著なる状態を呈し、全村次第に融和の理想に邁進するに至つた。

藤川萬太郎氏

香川縣小豆郡草壁町

明治二十一年七月十日生



藤川萬太郎氏の郷里は同縣三豊郡上高野村である。氏は明治四十五年一月香川縣巡查を拜命し、大正三年四月巡查部長に昇進し、同七年二月一旦辭職したが、更に同九年十一月香川縣巡查を拜命同十四年一月辭職し、爾來融和事業に専念すると共に、傍ら日用品販賣業を營んだ。

氏は大正四年十二月、小豆郡草壁警察分署次席として轉勤するや、時恰も草壁町有志八十宗十郎、玉置常太郎氏等發起して、同町内百二十戸の部落改善の目的を以て平等團組織の計劃が起つてゐたので、氏は積極的に之を援助し、大正六年二月同團を創設するに至り、創立後同團の事業として便所の改築、團舎の新設、火葬場の改築、共同浴場の新築等を斷行し、其の斡旋援助に盡す所が尠くなかつた。

氏はその當時『眞に部落の改善を圖るには、須らく率先居を部落に移し、自から部落住民として、居を共にし親しく其の日常の實生活に接觸すること無くしては、決して其の目的を達し得られるものではない』と唱へ、言行一致自から率先して巡查部長の職を退き、同月共同浴場の落成と共に之が經營の任に當り、家屋及び敷地を購入して妻子一家六名を連れ居を該部落に移した。

茲に於て氏は自から浴場の管理經營を爲すと共に、内部の改善に従事し、傍ら住民と共に屑物問屋及び豚の仲買を營み、家族には日用品を販賣せしめ、爾來十有餘年間平等團の事業たる風俗の改善、兒童學習の督勵、婦人會の設

置、授産（紙捻帽子の製造、製繩）等各種の事業を援助し其の功績は尠くない。

氏は一家を擧げて居を部落に移し、十有餘年間住民と生活を共にしつつ指導開發を圖る間には、常人の想像も及ばざる難事が多かつた。子女の教育、家庭の統一、親族知友の關係等々。然しながら氏は之を自己に與へられたる尊き使命と念ひ、子女の教育も決して優越的教育をなさず、眞に部落住民になり切るにあらざれば、此の事業を完成する能はざるを覺り、住民と共に自奮自立自己の生活を開拓することを問題解決上の基礎とし、之を自己の使命とした。之が爲には多少の犠牲に甘んぜざるを得ず、同部落に蔓延せるトラホームは、妻及び子女の全部に感染し、遂に其の妻女は之が爲め一眼を失ふに至つた。

是等の尊き奉仕は、同縣として嘗て他に比類なく、遂にその努力は報ひられ、次第に内部の充實向上を來すと共に一般村民も氏の徳に感動して、次第に往時の迷妄から脱し、同村の融和に黎明を迎へんとするに至つた。

岩 内 久 次 氏

高知縣安藝郡奈半利町

慶應三年七月十日生



岩内久次氏は、明治二十三年現役を終り、同二十六年四月より七箇年間奈半利町東濱副區長に就職し、更に同三十四年より引續き同區長に就任した。又大正七年以來同十五年郡役所廢止に至る迄、高知縣公道會安藝郡副支部長に推され、同七年五月より引續き高知縣地方改善獎勵委員、同八年以來四ヶ年間高知縣公道會評議員等に選ばれた。更に大正八年以後奈半

利町學務委員に、同十年より奈半利町々會議員に引續き選任せられ、昭和二年東濱農事改良組合長に擧げられた。氏は夙に部落の生活状態に深く留意し、奈半利町東濱町區長就任後、同町内居住部落の改善向上に盡瘁した。即ち明治二十六年當時一般にも其の例なき共同浴場を開設し、明治三十六年更に之を改築し、低廉なる賃錢を徴し部落民一般の入浴に便し、更に大正元年に二個の共同井戸を新設し、爾來熱心に勸説し其後十一個に達し、往時の如き地上水を用ふる者無きに至つた。

氏は産業方面に對しては、率先して稻の二期作を實行し、自から農事組合長となつて之を獎勵し、植付反別十五町歩に達せしめた。又從來同部落には養蠶を營む者が無かつたので、大正十年自から之を開始し、大に之を獎勵した結果、部落戸數三百二十餘戸中養蠶戸數百餘戸に達し、其の掃立枚數春夏秋冬を通じて百枚を超過するに至り産業開發に資する所が少くない。

氏は又經濟方面に於ては、大正十三年奈半利町一般有志と共に同町に信用組合を設くるに當り、部落住民に對して其加入を獎勵し、加入口數六十五（一口出資三十圓）に達し、又簡易保險に自ら率先して加入し、郵便當局と共に獎勵の結果百九十九名の加入者を得るに至つた。

同部落は就學狀態甚だ不振を極め、就學兒童は僅か五十パーセントの程度であつたので、氏は區長として又學務委員として戸別訪問を爲し、父兄の諒解を求むる等努力を拂つたので、昭和三年八十六パーセントに達するに至つたが氏は昭和の今日猶就學歩合が九十パーセントにも達せざるを遺憾とし、益々之が獎勵に努めた。又缺席兒童の家庭を訪問し、貧困兒童に對しては學用品を給與する等獎勵に盡した。尙部落子女にして自ら裁縫を行ふ者無きを遺憾とし他より教師を求めて之を練習せしめ、遂に自己の用を辨するに至つた。

氏は更に同部落改善並に融和の促進に關し、同町は勿論、他地との聯合による會合には自から率先して出席し、且つ多數を勧誘して共に向上に努めた。殊に大正十三年四月縣公道會主催第三回地方改善講習會を同町にて開催するに至るや、氏は自から乞ふて會場を自部落に定め、自宅及親族の家宅を開放して、日夜奔走し諸設備の爲め自費を投じて之が良好なる成果を收むるに努めた。

氏は更に同部落の整備改善の爲め、大正十三年國庫交付金を以て防波堤の築造を企て、岡村副區長と共に種々努力して昭和二年之を完成し、更に昭和三年より道路の改修に着手するに至つた。

其他昭和三年一月本問題解決上婦人の使命の重大なるを認め、奈半利町婦人融和會を設立するに至つた。氏は融和促進の要は他に求めずして自から改善向上するに在りとの信條の下に、實に十年一日の如く活動し、又紛争其他不穩の行爲ある時は直にその調停を行ひ、不平不満ある者あればその原因を究めてその除去に努めた。

氏は是等多年の努力の結果、同町内は勿論縣下一般の理解と共鳴とを得、その融和狀態は顯著なる成績の下に進展

するに至り、遂に有志の發起に依り縣下一圓に亘りて寄附を募集し、氏の頌德碑を建設せらるるに至つた。

氏は是等顯著なる功績に對し、大正六年三月安藝郡長より、更に同十五年三月高知縣公道會長より夫々表彰せられた。

伊藤平八氏

熊本縣八代郡宮原町

明治十七年九月十九日生

伊藤平八氏は、大正九年四月宮原町々長に、其後同十三年同郡千丁村代理村長に、同十四年十一月同郡上松求麻村代理村長に、同十五年三月同村々長に引續き選任された。

氏は宮原町長に就任するや、専心町民の融和親善に意を用ひ、之が向上を圖る爲めには、從來の行政區劃を撤し互に交雜居住するに在りとし、一般と部落との區域を廢し、住宅の混合せる部落を新に一區として改稱することとした。このことには最初は多少敬遠する傾向があつたが、漸次互に扶助し俱に親和するに至つた。氏は之を廣く縣内にも實施す可く主張宣傳に努むる所があつた。

從來同町行政に従事せる區長及び同代理者には、一般側のみより之に當るを例としてゐたが、氏は大英斷を以て部落側よりも選出せしむるに至らしめ、又部落より町政振興上又町民偕和のため町會議員選出に盡瘁し、遂に此の目的



を達するに至つた。又部落より人物登用のことを縣、郡等に内申し、小學校教員、縣吏員、警察官吏の任用方に付き盡力し、現に其職に有る者數名に及んでゐる。

氏は同町長に就任するや、從來戸籍に關し差別的取扱ひありしを、氏の獨斷を以て之を廢し、一般町民の戸籍簿と合同して之を改綴し、又例年郷社の祭典に於ける從來の差別を撤廢し、一般同様に神馬を出さしむるに至らしめた。

其他職業の改善に意を用ひ、皮革其他の職業に従事せる者が、他に轉業するが如き場合は極力之を斡旋指導した。

氏は又同縣融和團體たる昭和會の創設に就いて縣當局に對し意見を開陳し、遂に昭和三年七月創立を見たるは實に氏の力に依るものが多々ある。尙氏は同會設立後理事として廣く縣下融和運動の爲め盡瘁した。

氏は之等多年本運動に盡瘁すると共に、又水平運動に對する理解深く、氏の熱情に依り同町を初め同縣の融和状態は一段の進歩を劃せるものと謂ふべきである。

昭和四年度

西井行次郎氏

京都府相樂郡中和東村

安政二年七月十六日生



西井行次郎氏は、明治二十二年四月中和東村會議員に當選せるを始め、その後、同村助役及び村長となり、同三十五年十一月には相樂郡會議員に選ばれ、大正五年十二月再び中和東村長の職に就き、引續き四期の永きに亘つて村治の任に當り、昭和四年一月老齡の故をもつて自ら勇退した。

氏は、村長の職に在る間、終始一貫して同村内部落の改善向上のために力を盡した。即ち、大正十一年度より昭和二年度までに至る六箇年間、毎年相當多額の村費を計上し、京都府當局よりも奨励金の交付を受けて、同部落の上水道及び水源地の植林、防火用貯水池の設置、道路の改修及び下水道の改修等の諸施設を完成せしめた。また、昭和四年度には共同浴場の設置を計畫して、その實現の氣運を促進する等、不斷の努力を拂つた。

氏は、以上の如く村長として改善施設に盡力せるのみならず、個人としても東垣内改善會を組織して自ら會長となり、精神的方面の修養並に言語風俗の矯正等、部落の自覺向上に努めた。その結果、同部落はすべての點において一般側と殆んど何等の軒輊なきに至り、延いては融和促進の上にも漸次好影響を齎した。

融和團體京都府親和會は、氏多年の功勞に酬ゆるため、昭和四年二月十一日紀元節の佳辰を下して、表彰狀及び置時計一箇を贈つた。

氏はその際においても、同部落の人々を始め、村内有力者を自宅に招聘してその喜びを頒つと共に、かゝる機会を利用して猶且つ融和の促進を図る等、老齡不自由の身をもつて、融和事業のためには殆んど私事を顧みざる状態であつて、その熱心なる努力は他人の企圖し能はざるところがあつた。

壇 登 代 氏

大阪府堺市熊野町

明治二十五年五月一日生

壇登代氏は、明治四十三年大阪府下富田林實科女學校を卒業し、更に、同府下河内郡立教員養成所に學び、同四十四年より大正十二年まで十三箇年間教育事業に従事した。その後、再び勉學に志し、同十二年四月上京して牛込區市ヶ谷本村町神學校に學び、翌十三年五月同校を卒業した。

氏は大阪府下に在つて小學校教育に従事中、大正十一年四月當時の堺市外船松村船松小學校に赴任した。その際、特に同校兒童の言語風俗等の矯正の必要なることを感じ、進んで同村部落内に居を構へその改善に努めた。更に氏は、單に小學校兒童の教育に努力せるのみならず、處女婦人等の教養並びに生活の改善等にも深く意を用ひ、日夜各戸を歴訪してその指導に當つた。而して翌十二年四月教職を退きたる後も、依然として同部落に居住し、相變らず熱心に努力しつゝあつたが、偶々昭和二年四月同部落内に堺市立家事講習所が設立せらるゝや、迎へられてその主任教師となり、専心その使命に向つて精進した。



尙氏は以上の如く、所謂少數部落の改善向上に盡力せるのみならず、廣く一般民衆の啓蒙を促す必要を認め、自ら私費を投じて右に關するパンフレットを印刷頒布しその覺醒を圖つた。

長 谷 川 盛 枝 氏

埼玉縣大里郡本郷村

明治十年九月三十日生

長谷川盛枝氏は、明治二十六年九月警官講習所に入所し、翌二十七年北海道廳巡查を命ぜられ、明治四十年退職した。その後、歸郷して農業に従事し、大正十二年、埼玉縣地方改善常議員を委嘱せられたるを始めとし、同十四年四月には村會議員に當選し、同年七月には埼玉縣社會事業協會事業部協議員となり、更に、昭和二年三月には埼玉縣社會事業協會囑託とし



て大里郡支部に勤務した。

氏は、埼玉縣における融和事業の先覺者の一人であつて、殊に世界大戰後の時代思想の變化に刺戟せられ、融和問題解決の急務なることを痛感し、大里郡内の有志と諮り大正十年四月大里郡融和會を組織し、評議員として同會の發展に力を盡した。續いて翌十一年水平社運動の勃發に際しては、部落解放の目的を達するためには穩健なる團體の活動を可とする意見の下に大里、兒玉二郡に亘つて數千の會員を擁する大正同志會を組織し、その會長に推され、同會のために活動した。また、氏は大正十年以來數回に亘つて、私費を投じて關西地方を視察し大里郡融和會及び大正同

志會等の活動に資し、更に大里郡青年同攻會を組織して、之が顧問となり指導誘掖に努むる等、常に熱心に盡力した。

以上の如き氏の活動中、最も苦心せるものは、實に差別事件の解決であつた。氏は、失言問題、神社問題及び結婚問題等、随時に突發せる數百件に達する差別事件に關係し、穩健なる方法をもつて兩者の満足するやう解決し、常に地方民衆より深く感謝せられた。

その他、氏は小作問題、借家問題及び雇人問題等の地方的紛争問題の調停に努め、地方自治の上にも貢献した。

以上の如く氏の熱心なる活動は、清廉にして俠氣に富めるその人格の反映と相俟つて、埼玉縣融和運動の進展上大なる効果を收むるに至つた。

大正十三年三月大里郡融和會は表彰狀並に記念品を贈り、また、昭和三年十月埼玉縣知事は表彰狀を贈り、夫々氏多年の功勞を謝した。

中村 駒藏氏

奈良縣磯城郡纏向村

明治十三年二月十六日生



中村駒藏氏は、明治三十二年陸軍歩兵第卅八聯隊に入營、同三十五年歩兵伍長に任ぜられ翌三十六年除隊した。その後大正元年十一月に及んで更に歩兵軍曹に任ぜられ、同十一年には纏向村會議員に當選し、又昭和二年九月には奈良縣方面委員を囑託せられた。

氏は、明治三十六年軍隊より歸省するや、自己の居住せる部落の自覺向

上に志し、翌三十七年十月、青年夜學校を開始して自らその指導に當りつゝあつたが、偶々同四十一年度簡閱點呼の際、時の執行官より所謂部落における缺點弊習を殆んど譏諷的言辭を以つて講評せらるゝや更にその志を強め、奮然として部落改善の決意をなし、爾來熱心に努力するに至つた。即ち、明治四十二年豊田矯風會を組織して精神修養、言語風俗の矯正、教育の向上等に意を拂ひ、次に大正四年三月にはトラホーム治療所を設置して之が治療を勵行せしめ、また同十三年には奈良縣當局よりも獎勵金の交付を受けて共同浴場の改修をなし、且つトラホーム治療所を附設してその設備を改善する等、大いに衛生思想の普及に努めた。その他勤儉の獎勵にも意を用ひ自ら率先して範を示し、その結果大正十四年には總戸數五十七戸中七十一口の簡易生命保險加入者を得、また缺席兒童を督勵し、上級學校への入學を獎勵する等、あらゆる方面に亘つて、之が改善向上の實を擧げた。

その結果、教育の向上、風紀の改善、衛生の普及等の各般に亘り部落の面目を一新せるのみならず、貯蓄の増加と共に資産状態も著しく改善せられ、現在に於ては山林田畝等の所有者も漸次その數を増すに至つた。

以上の如き氏の努力は、部落の改善向上の上に特に著しき効果を收めたるのみならず、その結果氏の穩健なる人格の反映と相俟つて近接町村の信用も篤くなり、融和促進の上にも好影響を齎すに至つた。

氏は以上の功績により、大正二年六月纏向村長より、同三年四月同村青年團長より、同五年二月磯城郡長より、同六年聯隊區司令官より、同十一年二月十一日奈良縣知事より、夫々表彰せられた。

山岡仁左衛門氏

三重縣阿山郡城南村

明治十二年五月三日生



山岡仁左衛門氏は、明治三十七年城南村書記となり、収入役を経て同四十二年助役に就任した。その後退職して同四十五年村會議員に當選し、大正三年一月には選ばれて同村長となり、爾來數期間の永きに亘つてその任に當つた。

城南村内の部落は戸數三百戸を有し、全戸數の約半數を占め、動もすれば差別問題に起因する兩者の對立を來し、村政運用上の禍根となつてゐた。氏は夙くからこの點に顧みて融和の必要なることを痛感し、殊に村長就任以來熱心にその實現に努めた。即ち氏はその第一着手として、部落の改善施設に力を注ぎ、共同浴場、公會堂並に公設市場等の社會的施設を完備し、また、道路・下水並に住宅等を改修して地區の整理の目的を達した。

次に、水平運動を中心として差別事件の紛糾せる際は、自らその衝に當り、種々なる苦心を拂つて圓滿解決に至らしめた。かくて水平運動の終熄後は積極的に融和の方法を講ずべく、部落内の有力者を説いて宗教講座を開き思想善導に資するところがあつた。

更に昭和三年には、住宅組合を組織して住宅の改良を計ると共に兩者の混住に努め、また村内中央部に公益質屋を設けて兩者の利用を圖る等、着々融和の實績を擧げるに至つた。

以上の如く氏の多年に亘る熱心なる努力は、その人格徳望による感化と相俟つて、從來村治難の主因となれる差別問題の如きも全くその跡を絶ち、公共的施設を始め、諸種の會合及び社交の如きも極めて圓滑に行はれることとなり、村内融和の實を擧げたるのみならず、延ては、伊賀地方一般に非常なる好影響を齎し、地方的にも大いに融和の氣運を促進するに至つた。

杉浦專太郎氏

愛知縣碧海郡知立町

明治二十年十二月二十日生



杉浦專太郎氏は、明治三十二年三月知立尋常小學校卒業後、家業に従事し、その間大正十一年より同十四年まで四年簡間第一區長の職に就き、大正十三年より同十五年までの三箇年間知立町消防組顧問となり、次に昭和二年七月愛知縣方面委員に囑託せられた。

氏は、少年時代より所謂少數同胞として差別視せられたることを痛く慨嘆し、歳を重ねるに従ひ益々その感を深くし、進んで之が解決に努力するに至つた。氏は問題解決の方策としては、先づ少數同胞の自覺向上を圖るにありとし、其第一着手として大正二年有志と相諮つて公會堂を設け、爾來屢々各方面の名士を招聘して講演會を開き之が智識の啓發に努めた。次に部落内の各戸を歴訪して住宅の改善、便所の建替等衛生設備の改善の必要なることを説き之が實行を促進した。その他公設消防組を設置して防火に備ふると共に義務的

精神の涵養を圖り、夜學の開催、青年團の指導等補習教育の普及に努め、部落内の行商者に對しては資金の融通をなす等、各方面よりしてその改善向上に力を盡した。また氏は思想問題に關しても細心の注意を拂ひ。大正十一年水平運動の勃發するや、その行動を誤らざるやうに努め、更に昭和二年には隣保館を設置し、托兒所、簡易圖書館、夜學、健康診斷等の事業をなすの外、講演會、講習會等を開催して大いに精神の修養に努めた。

以上の如き氏の熱心なる努力の結果、清潔法及び納税の勵行は全町の模範を示し、消防組はその成績優秀なるため金馬簾を授けられ、また、隣保館の托兒部の如きは却つて附近の町民より入所を懇望する等、融和促進上好影響を齎すに至つた。

尙、消防組及び衛生方面の改善等、融和事業の功績に對し、大正十三年四月、時の安城警察署長は褒狀及び木杯を授與してその勞を謝した。

野 中 善 一 氏

山梨縣中巨摩郡明穗村

明治二十年一月二十日生

野中善一氏は、青年時代徴兵に應じて軍隊生活をなし、大正五年八月には陸軍工兵伍長に任ぜられた。その後除隊し、同八年十二月明穗村消防組小頭に選ばれたるを始めて、小笠原商工組合長、明穗村消防組頭等に推された。

氏は夙くも小學校に在學せる頃より所謂少數部落の子弟が差別せられる



を遺憾に思ひつゝあつたが、歳を経るに隨て、神社の關係を始め諸種の團體に於て悉く差別待遇を受けつゝあることを知るや大いに慨嘆し、これが解決を期すべく心に誓つた。即ち明治三十八年頃より機會ある毎に少數部落に出入し、慶弔の行事を始め種々の共同作業を共にし、漸次、種々なる差別事象の解決に着手した。

氏は、その第一着手として自己の關係せる在郷軍人會、青年團に於ける差別問題を解決し、大正十四年十二月には、時の小笠原警察署長等と協力して、多數村民の反對を説服し所謂部落民を消防組及び婦人會等へ加入せしむることに成功し、次に昭和元年には多數村民の協力を促して部落側より一名の農會代表を選出せしめた。また更に、昭和四年四月には氏子總代を動かして同一氏子に加入せしむると共に、昭和五年四月の祭典よりは神輿の渡御にも参加せしむる等、種々なる差別問題を解決した。

氏は以上の如く差別事象の撤廢に盡力せるのみならず、所謂部落の經濟生活の向上に關しては深く留意し、大正十三年、一般、部落兩者よりなる養豚組合を組織して協同經營の實を擧げ、また屠場の廢止せられんとするや、部落の經濟上大なる打撃を與ふることを憂ひ、種々奔走してその廢止を免れしめたのみならず、昭和四年村當局と圖り村費より補助金を支出せしめ、屠場の改築擴張を遂行した。

以上の如き氏の熱心なる努力は、その居村をして差別撤廢、融和親善の範を垂れしめると共に、延ては隣村等に於ても漸く差別待遇の非を悟るに至らしめ、融和促進の氣運を生ぜしめるに至つた。

中野新美氏



滋賀縣犬上郡豐鄉村

明治六年七月十七日生

中野新美氏は、明治二十九年六月滋賀縣下野洲郡木濱小學校訓導に任ぜられたるを始めとし、明治三十四年四月には滋賀縣屬となり、同四十四年六月には犬上郡書記に轉任したる後、大正六年三月退職して同郡豐鄉村助役に就任した。その他、大正八年六月豐鄉村三ツ池崇徳財團理事長及び豐郷裁縫女學校長となり、同十一年五月には滋賀縣保導委員を囑託せられた。

氏は夙くから豐鄉村内に於ける部落の改善の必要なることを痛感し、私に善隣館設立の腹案を練り資金の調達に苦心しつゝあつた。ところが會々篤志家伊藤長兵衛氏がその母を喪ひ、追福を祈る志を以て適當なる事業あらば出資したしとの意を漏せるため氏は大いに力を得、善隣館創設の私案を披瀝して賛同を求め、遂に建築資金一千五百圓、維持經營費基金五千圓の提供を受け、加ふるに同部落出身の成功者より二千圓の寄附を得、また縣當局よりも獎勵金を交付せられて、いよ／＼大正八年九月、その竣工を見るに至つた。更に舊友多羅尾照徹氏を説きてその主任講師となし、法人崇徳財團を組織して自らその理事長となり、こゝに善隣館經營の宿志を達し、専ら宗教方面より該部落の改善向上を圖つた。その後善隣館の附帶事業として、文庫、兒童遊園並に共同洗濯場等を設置し、また日曜學校を經營して、隣保事業の擴充を圖つた。

この外、多羅尾氏と相協力し、裁縫女學校の設立、戸主會自強會の組織、人事相談、青年夜學會の開始、青年消防

隊、少年衛生隊の組織、農事組合、栽培組合の設置、飲料井戸、下水溝、道路等の改修、納稅組合、寺院の創設等、大正八年より昭和四年に至るまで、産業教育及び衛生等各般に互る施設を實施し、同部落の改善上不斷の努力を傾注した。

以上の如く、氏が隣保館創業以來一意専心熱愛の情を捧げ、また裏面より多羅尾氏を援け、十數年の長きに亙つてその經營に當れる結果、氏の人格の反映と相俟つて、同部落は著しく改善向上し、從來難治の部落と看做されつゝあつた面目を全く一新せしめると共に、一般村民との感情も相互に融和し、漸次親善の實を擧げ、延いては村治の圓滿なる發達を見るに至つた。

今村甚兵衛氏



石川縣石川郡米丸村

明治九年十月十五日生

今村甚兵衛氏は、少年の頃より家業に従事しつゝあつたが、大正五年八月同村部落に産業組合の設立せらるゝや常務理事に選ばれ、大正十三年二月には組合長に推された。

明治年間に於ける同村部落は從來履物表の製作を本業とし、各自その日の製作品を金澤市に鬻賣して糊口を凌ぐの状態であつて、概して貧困生活者多く言語風俗等劣悪なると相俟つて、常に改善向上の必要が叫ばれてゐた。

大正五年、當時の石川郡長及び米丸村長等は同部落の有力者と協議し、その救済策として産業組合を設立し、氏を常務理事に推して専らその經營に當らしめた。

氏の組合に於ける努力の主なるものとしては、履物表製造に要する資金の貸付、砂利採取の共同經營、貯金の獎勵等にして、その指導宜しきを得たるため、組合員はその収入を増し、資金を造り、且つ住宅を改善する等漸次同部落全體に於ける經營生活を向上せしむるに至つた。

尙、氏は單に組合經營上良好なる成績を挙げたるのみならず、右組合を中心として、就學及び勉學の獎勵、圖書館の利用、納税の勵行、消防組の組織、堤塘の改修等、該部落全體の改善向上に努め、經濟生活の向上と相俟つて、全く舊來の面目を一新せしむるに至つた。

氏は性質温厚にして勤儉力行を旨とし、産業組合の經營に當りては頗る熱心にして、その言行は、同村部落民の深く懷慕するところとなつた。

氏の永年に亘る努力に酬ひんがため、大正十年四月産業組合石川郡會長は産業組合功勞者として、更に同十四年二月石川縣知事は、地方改善事業功勞者として夫々銀盃一組を贈り共にこれを表彰した。

武田恒榮氏



—— 富山縣永見郡太田村
明治八年九月九日生

武田恒榮氏は、明治二十四年上京して大成學館、東京英語學校及び東京法學院等に學び、同二十八年近衛騎兵大隊に入營し、同三十一年滿期除隊した。次に同三十三年太田村長に選舉せられ、其後數期間に亘つて村治のために盡力し、その間同村農會分會長、在郷軍人分會長、青年團長、消防組頭、教育會長、蠶業組合長及び氷見郡教育會副會長等の名譽職に就、き

これ等の公共事業のためにも努力するところがあつた。

氏は青年時代より正義の觀念強く、同村内の少數同胞が、一般村民より差別待遇を受くることを頗る遺憾とし、夙に之が撤廢に留意しつゝあつた。偶々明治三十三年村長に當選するや之が實現を期すべく、その第一着手として村内に於ける名譽職等の割當を公平ならしめた。即ち村長に就職せる明治三十三年九月には該部落より衛生組長一名を委嘱し、同四十四年同村に在郷軍人會分會設立せられたる際は班長一名を、また大正九年十二月、青年團組織に際しては評議員二名を囑託し、その外婦人會幹事及び消防組評議員等にも夫々推薦した。更に、村會議員、農會總代等の選舉に當つても該部落より選出することに努めた。

右の外、氏の最も苦心を拂ひたるものは、久しく融和促進上の障害と見做されつゝあつた神社の合祀問題の解決であつた。即ち從來部落單獨にて維持せられつゝあつた神明社を、五ヶ村合祀の有磯神社と合併すべく氏は部落代表を

伴ひ前後數回に亘り、有磯神社側氏子總代会合の席上に赴き、大いに交渉斡旋に努めた。その結果昭和二年十二月、漸くこれが解決を遂げ、翌三年四月にはこれを記念すべき盛大なる祭典の舉行を見るに至つた。

尙、氏は該部落の産業及び經濟の向上發達に就ても深く留意し、明治四十四年三月には村内有志と諮り、太田村地先漁業權獲得金の被頒配權を與へ、大正十四年二月には水産物副業として櫻干製造の講習會を開き、更に同十五年一月には實行組合を組織し、日用品の共同購入をなさしむる等、相次で適切なる指導發達に努めた。

かくの如く氏が永年、差別撤廢、部落改善のために致せる熱心なる努力は、漸く多數村民をして差別の不合理なることを覺らしめ、融和の氣運を促進するに至り、遂には村民中より進んで漁業の共同經營、日用品の共同購入をなす者を生じ、他村に對してその範を示すに至つた。

融和團體富山縣融和會は、氏の永年の功勞に酬ひんがため、昭和三年御大典舉行の好機を卜し、置時計一個を贈つてこれを表彰した。

菅 本 精 覺 氏



鳥根縣安濃郡波根東村

明治十九年十一月二十日生

菅本精覺氏は、明治三十九年三月龍谷大學を卒業して立善寺住職となり、大正元年一月佛敎宣敎會理事に選ばれ、同十年五月には本派本願寺山陰道布教參事に命ぜられた。

氏は社會事業の研究心に富み、殊に融和事業に就ては十分なる理解をもつて多年之に盡力するところがあつた。氏は同胞間に差別現象の在ることは、畢竟相互の理解乏しきがためなりとして、専ら兩者の精神的方面の覺醒に努めた。

即ち氏は少數同胞に對しては、常に講演を試みてその自覺向上を促し、殊に婦人の自覺の必要を認めて屢々婦人を中心とする講習會懇談會等を開き、また、見學團を組織し自ら之を率ゐて先進地を視察する等、種々なる方法を以てその品性の涵養に努め、常に熱心なる指導をなした。

次に一般民衆に對しても、氏は布敎師の立場より各地に於て講演をなすに當り、常に宗教を基調として、人格尊重の大切なることを力説し、以て差別觀念に對する反省を促し、差別事件の惹起せる際も、大いに奔走して之が和解を圖つた。

尙氏は、融和事業の進捗上、融和團體の設立を必要とし、之が計畫を立て、その實現を促し、大正十四年二月、鳥根縣和敬會の創立せらるゝに方りては東奔西走大いに同志の参加に努め、創立後は幹事として盡力するところがあつた。

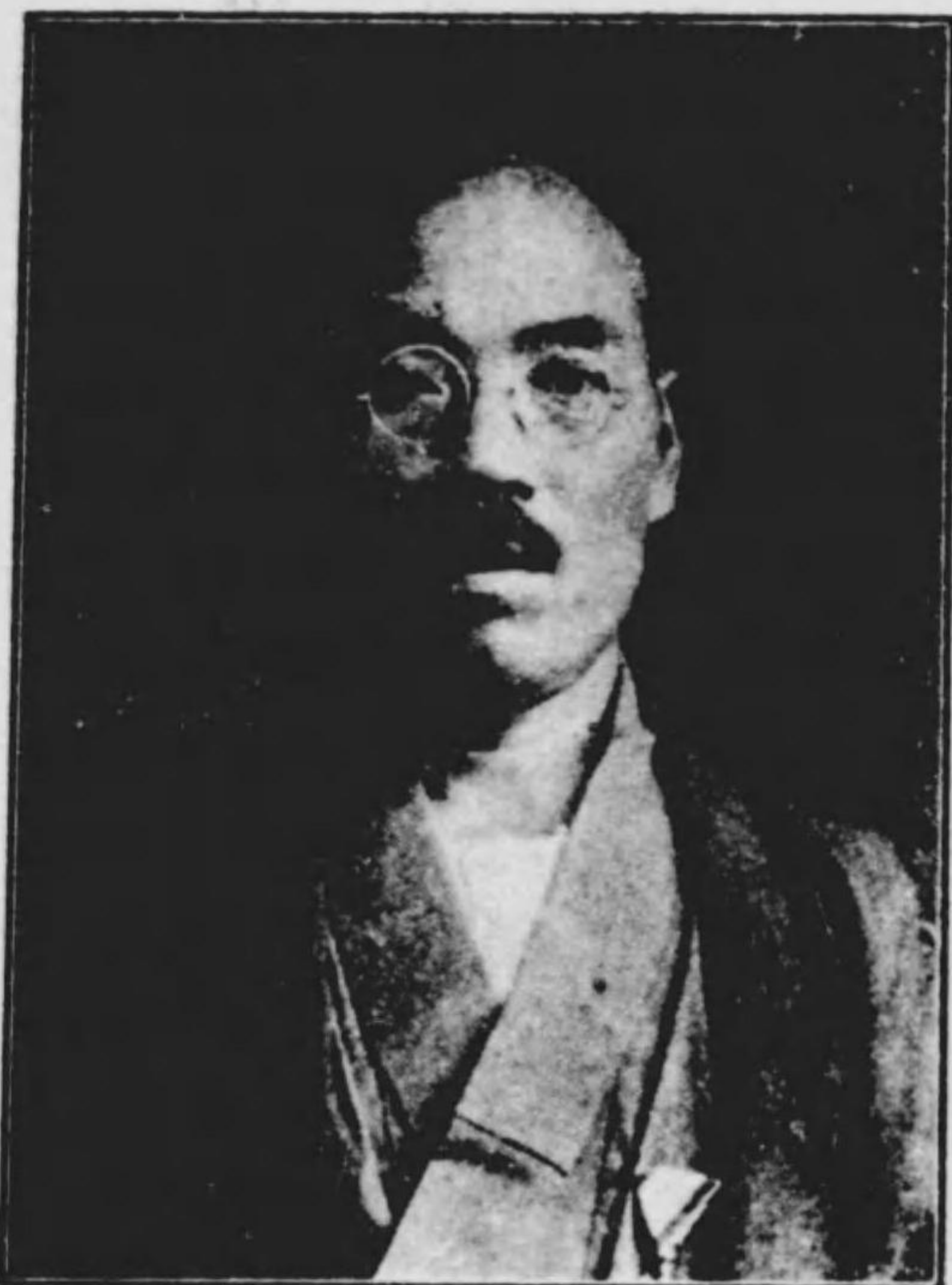
以上の如き氏の熱心なる指導に依り、氏の居村たる波根東村は、所謂部落改善の實を擧げ、一般村民も漸次覺醒するに至り、融和の状態も縣内稀に見る好成績を擧ぐるに至つた。その他氏の信仰を基調とせる熱心なる講演により、廣く他地方に及ぼせる融和促進上の効果も頗る大なるものがあつた。

羽納 柏造氏

岡山縣上道郡津田村

明治十五年二月五日生

羽納柏造氏は、家禽行商を本業とし、その傍ら公共事業に關係を持ち、明治三十一年津田青年會支部長に當選せるを始めとし、爾來、戶主會副會長、革新會副會長、同會長、岡山縣協和會地方委員、その他の名譽職に就き尙、明治三十八年には日露戰役に出征して同三十九年二月伍長適任證を授與せられた。



氏は夙くも青年時代より部落の改善の必要を痛感し、部落内の青年を糾合して開盛社なるものを組織し、青年の指導教化に努めたるを始めとして、その後にも自ら團體を組織し、また種々なる名譽職を兼ね、青年の夜學、貯金の獎勵、遊惰の弊風除去、職業轉換の斡旋、貧窮病者の救助、慰安、道路の改修及び橋梁の架設等、公私の別なく公共事業のために力を盡した。

以上の如き種々なる改善事業中、氏が最も苦心して經營せるものは實に貯金の獎勵であつた。即ち氏は、大正十一

年、部落内の十六歳以上の男女を以て會員とせる革進會を組織し、その實行要目を定めて自覺向上を促すと共に、貯金の獎勵に努めたる結果、昭和三年二月には創始以來五箇年間に於て貯金者七十名、貯金總額壹千七百圓に達するの好成績を收めた。氏はこの貯金を有効に使用せしむるためこれを拂戻して生産資金に充當せしめ、更に第二回の貯金の實行を促し、新に婦女子にも獎勵して昭和四年には、夙くも貯金者百二名、貯金額壹千八百二十餘圓に達し、益々好成績を收めた。

以上の如く、氏の熱心なる努力は部落の種々なる弊風を矯め、思想の健全なる發達を促し、從來の面目を一新せしめると共に、融和の上にも漸次良好なる結果を收むるに至つた。

大森 五一氏

廣島縣安佐郡安村

明治廿一年五月三日生

大森五一氏は、明治三十五年安佐郡沼田高等小學校卒業後、下關市金剛教會夜學部に學び、その後大正九年まで商業に従事したる後、歸郷して同年四月廣島縣土木技師補を命ぜられて廣島縣廳に勤務し、同十一年には廣島縣書記となり、昭和二年廣島縣融和事業委員會幹事を兼務するに至つた。

氏は廣島縣廳に奉職する傍ら、郷里安佐郡安村に在つて、融和事業に従



事することを以て自己の使命とし、爾來十年一日の如く不斷の努力を拂つた。

即ち氏は大正九年三月安村公友會を組織して自ら副會長となり、専ら關係部落の指導啓發に努めた。その事績の重なるものを擧ぐれば、經濟的向上を圖る目的を以つて荒蕪地を共同購入して竹林を造成し、婦人の副業を奨励し、公會堂兼共同作業場の建設に奔走して之が完成後は徒弟の職業輔導等を行つた。

氏は以上の如く所謂部落の改善に奔走すると共に、その半面に於て差別事象の撤廢、差別觀念の打破等のためにも頗る熱心に活動した。

大正十年には安佐郡聯合公友會を組織し、その後更に廣島縣共鳴會安佐郡支部の設立を圖り、その幹部となり、之等の團體を通じ常に他の幹部と協力して只管之が目的達成のために力を盡した。

以上の如き、内外兩方面に亘る氏の熱心なる活動の結果、居村安村は、所謂部落の改善されたること、融和の實の擧れる點に於て安佐郡の模範を示せるものと稱せられ、更にまた、安佐郡全體が、顯現的差別事象殆んど絶滅し、融和状態の頗る良好なる故を以て、廣島縣下の模範と稱せられるに至つた。

姫井伊介氏



山口縣厚狹郡小野田町

明治十四年四月十五日生

姫井伊介氏は、明治二十九年四月下關市立商業學校を卒業し、同三十三年には一年志願兵として下關要塞砲兵聯隊へ入隊し、同三十七年砲兵少尉、翌三十八年には砲兵中尉に任ぜられた。その後、大正六年より約一ヶ年間須惠村助役を勤め、同七年十二月小野田商事株式會社の取締役となり、同十年四月小野田町會議員に選ばれ、爾來引續き數回に亘つて當選した。次に大正十年五月より山口縣囑託として山口縣廳に勤務し、主として融和事業を擔任しつゝあつたが、昭和二年九月退職して、同十月山口縣會議員に當選した。

氏は、山口縣に於ける融和事業の先覺者の一人であつて、少數同胞に對する差別の不合理なることを痛嘆し、大正十年、山口縣囑託となるや深く顧みるところあつて、翌十一年山口町内の部落に居を構へ、公務の餘暇を擧げて、同部落の生活改善、風紀の矯正等に盡した。また昭和二年には、同所及び自己の郷里たる小野田町の二箇所を人事相談所を設け、人事の相談、職業の紹介等に努むる等、私費を投じて所謂部落の向上、一般との意志の疎通を圖つた。更に、同四年八月には、一步を進めて、同部落内に婦人會、青年會、處女會を設立し、陋習の打破、生活の改善、子女の教育等に力を盡し、殆んど席の温まる暇もないほどであつた。

尙氏は、一面に於て少數同胞の自覺向上を圖ると共に他の一面に於ては、一般民衆の差別觀念打破の必要を認め、

山口縣廳に奉職中全縣を一團とする融和團體を設立するため種々奔走し、遂に大正十三年三月、官民合同の下に、山口縣一心會の前身たる山口縣融和促進會を設立せしむるに至つた。その後山口縣一心會の職員としても融和促進のために盡力せるは勿論、退職後も益々積極的に活動した。即ち差別事件の勃發するや距離の遠近を問はず進んで解決に助力し、融和問題に關する講演の如きも常に機會を捉へ、私費をもつて出講し、また屢々新聞雜誌等に意見を發表せるのみならず、昭和三年九月より個人雜誌「勞道」を毎月發行して専ら民衆の覺醒を促した。

更に山口縣會議員に當選するに及んでは、縣會に融和問題に關する意見を提出する等、終始一貫して斯業の爲めに奮闘努力した。

以上の如く氏の熱心なる活動は、山口縣の融和事業を著しく進展せしめたるのみならず、その熱誠なる態度は縣下全般に亘り大なる感化を及ぼし、殊に山口町内部落の人々の如きは、恰かも慈父の如き感をもつて氏を尊敬し、且つ信頼するに至つた。

佐山傳右衛門氏



和歌山縣西牟婁郡田邊町
明治十六年四月三十日生

佐山傳右衛門氏は、地方に於ける素封家、又は名望家として知られ、大正七年九月西牟婁郡湊村會議員に當選せるを始め、其の後西牟婁郡會議員に當選し、同十一年には湊村長となり、尙同村が田邊町と合併せる後も同町會議員に當選した。

氏は家業たる醤油醸造業に従事する傍ら、夙くから地方公共事業に盡し、殊に融和事業に對しては最も熱心に努力した。即ち氏はその居村たる田邊町内末廣町の開發に腐心し、大正十一年には末廣町家屋改善組合を組織して自らその組合長となり、貯蓄を奨励して住宅の改善を行ひ、和歌山縣當局等と力を協せて育英事業の奨励を行ひ、その學資の不足せる者に對しては、私財を提供若しくは貸與して就學を便ならしめ、その外消防組の設置、及び共同浴場の設置等、同町に於ける部落の改善事業の完成を期した。

殊に氏の最も苦心せるは往年大阪商船會社汽船の田邊港の位置變更のため、末廣町の濱仲仕が失業せるを救済したことであつて、氏はその際全く自己を忘れて奔走し、遂に生業を興へ經濟苦を脱せしめた。其の眞情に至つては實に聞く人をして感激せしむるものがあつた。

氏はかくの如く部落の改善充實を圖ることに努めると共に、その人格的陶冶に對しても全幅の力を注いだ。また和歌山縣同和會副會長、評議員、及び同會西牟婁郡第一支會長としても熱心に活動し、殊に青年融和運動及び

婦人融和團體の指導援助に力を盡した。

以上の如き氏の至公至純なる活動は、その人格の高潔なると共に郷黨の人々をして慈父の如き感を抱かしめ、本事業のために多くの共鳴者を出し、その結果、西牟婁郡に於ける融和運動を旺ならしめたるのみならず、和歌山縣同和會の活動上にも多大なる貢献をなした。

岡平 慈選氏
同 アイエ氏



愛媛縣越智郡清水村

明治三十年四月十五日生(慈選氏)

明治三十三年三月十日生(アイエ氏)

岡平慈選氏は、大正五年、神奈川縣鎌倉圓覺寺、及び京都市東福寺等に於て佛教を研究し、翌六年には岡山野砲隊に入營したが、更に同年八月には愛媛縣越智郡清水村臨濟宗東福寺派佛城寺住職となつた。また大正十五年五月愛媛縣善隣會評議員を囑託せられた。

氏は、大正十二、三年頃より特に融和事業の必要なることを痛感し、居



られてよりはいよく熱心に活動するに至つた。

氏は資性温厚にして宗派内にも令聞あり、また以上の如く宗教家として融和事業に對し熱心に努力せることは、大いに一般宗教家を刺戟し、婦女子を中心とせる部落の改善は、一般との融和促進上良好なる結果を齎らし、また、和敬同行會における活動は、越智郡全體の融和事業を振興せしむるに多大なる効果を收めた。

昭和四年四月二十八日越智郡善隣會長は、氏を表彰して、多年の功勞に酬ひるところがあつた。

弘田 永清氏



高知市中島町

嘉永三年十二月二十九日生

弘田永清氏は、明治五年五月陸軍教導團に入り、同七年三月には陸軍士官學校に入學し、同十二年陸軍歩兵少尉に任ぜられ、同十五年憲兵少尉に轉じ東京憲兵隊附となつた。同十七年には憲兵中尉に進み、同二十年再び歩兵中尉に轉じ、翌二十一年現役を去つた。その後高知縣に飯り、安藝、香美兩郡長に奉職した。

氏は、高知縣に於ける融和問題の先覺者の一人であつて、明治二十六年郡長に職を奉じてからは小數同胞を自宅に招き、常に慈愛と至誠とをもつてその指導に努めた。その當時においては、全く世人は融和問題に對して何等の關心を持たざる時代であつて、官職にある者が所謂部落に出入することは、上官の不快を招き、また同僚其他も之を異端視する状態であつて、その間における氏の苦心は容易ならざるものがあつた。それにもかゝらず氏はこれに僻易することなく一身の榮達、毀譽褒貶を度外視して問題のために盡力した。

その後同郷の大先輩たる板垣退助伯の主唱によつて、社會風俗改良會が設立せられたる際、氏はその専務理事の職に就き、廣く縣民の間に融和問題解決の必要なる所以を説き、更に、高知縣公道會の創設に當つても之が機運の醸成に努め、設立後は評議員として常に助力を惜まざる状態であつた。

以上によつて見るも、氏は明治二十六年以後三十有七年の永きに亘つて、初志を枉ぐることなく、一意専心融和事

業のために努力せるものにして、その多年に亘る不斷の努力が、未だ融和問題に無關心なる一般民衆を啓發せる功績は大なるものであつた。

大正十三年三月十三日、高知縣公道會は表彰狀及び記念品を贈つて、氏の多年の功勞に酬ひるところがあつた。

橋本 綱吉氏



福岡縣朝倉郡志波村

慶應三年三月六日生

橋本綱吉氏は、明治三十一年より同三十三年まで大藏省鑑定官補兼屬を命ぜられ、その後歸郷して同三十四年四月より昭和四年四月まで引續き村會議員に當選した。尙、その間大正九年六月より同十五年三月まで村長に就任し、また大正九年六月には村農會長となつた。

氏は夙くより融和事業の必要を感じ、明治二十二年十一月農會生産品評會の開催せられたるに際し、當日の來賓及び有志者を誘ひ部落内にて祝宴を催したるを始め、日清戰役の際にも亦有志を伴ひ部落内の凱旋軍人の宅に趣き祝盃を擧げる等、常に機會を捉へて因襲の打破に努めた。

また、氏は一般の差別的觀念を除去するために所謂部落の改善を圖る必要ありとして、職業の轉換、改姓、衛生設備の改善等に努めたる外、大正十一年には縣當局より獎勵金の交付を得て公會堂の建設及び共同井戸の掘鑿、下水溝の改修等の施設を完備した。その外、消防組、青年會、處女會、主婦會、農事實行組合、養蠶組合及び納稅組合等の

合同を圖り、且つ自宅に部落の人を雇入れる等、部落の改善に、融和の促進に、永年に亘り常に不斷の努力を拂ひ、一般村民より「部落の大親分」と稱せらるゝに至つた。
以上の如く氏の熱心なる努力は、所謂部落をして村内一般の状態と何等異なる所なきに至らしめ、延ては村内も平和となり眞に融和の實を擧ぐることを得た。

笹野音吉氏



大分市大字大分
元治元年二月三日生

笹野音吉氏は、家業として雜貨商を經營する傍ら、明治二十三年消防組長となれるを始めとし、同二十八年四月には村會議員に當選し、その後、米穀改良組合町村委員長、大分縣米穀生産検査員、大分町區長等の職に就き、昭和二年十二月には大分市方面委員を囑託せられた。

氏は大分縣における融和事業の先覺者の一人であつて、既に明治三十三年には「社會の抑壓」なる著書を自費出版して、廣く多數の識者に配布して輿論の喚起に努め、續いて、明治三十六年には、九州地方を始め中國地方まで赴き、講演會を開いて趣旨の徹底に努めた。

氏は、以上の如く融和事業のため全国的に活動せるのみならず、大分市旭町改善會副會長としても、殆んど寢食を忘れて部落改善のために盡し、各方面より一萬一千二百餘圓の經費を捻出して、道路並に下水道の改修、衛生設備の

改善及び神社の改築等の施設を完成した。また、大正三年には、南大分に五日會を起し、地方有志の意志の疎通を圖る機會を作り、南大分一圓に生ずる凡ての事件を同會において解決し、大いに融和の促進に努めた。
以上の如き氏の熱心なる努力により、部落の改善上著しき効果を收め、延いては五日會の活動と相俟つて漸次融和の實を擧ぐるに至つた。
昭和三年十一月、融和團體大分縣親和會長は、表彰狀並に銀盃一組を贈つて、氏多年の功勞に酬ゆるところがあつた。

富岡茂氏



熊本縣菊池郡菊池村

明治十七年六月二十一日生

富岡茂氏は、明治三十七年三月熊本縣立中學濟々堂を卒業し、同四十年九月稅務署屬に任ぜられ、同四十五年退職した。其の後、大正十四年五月郷里菊池村書記となり、昭和四年三月一日一度辭職したが、同年九月また復職した。

尙氏はその間、軍隊に入り、明治四十二年十二月陸軍歩兵少尉に任ぜられ、大正十二年五月には、帝國在郷軍人會菊池村分會長となり、昭和四年三月辭職し、同時に同分會顧問に推薦せられた。その他、菊池村會議員、熊本縣昭和會理事等の名譽職に選ばれた。

氏は大正元年官職を辭し故郷に歸るや、學生官吏軍人生活等を通じ多年の間の自己の見聞よりして菊池村内の部落改善の急務なることを痛感し、その實現を期した。氏は先づ同部落の父兄の自覺を促すと共に、青壯年の氣風を一新するため自ら率先して禁酒禁煙を斷行し、大正御大典記念として三十五歳以下の青壯年に勸めて之を實行せしむるに至つた。其の後大正十二年頃水平社運動の勃發するや進んで之に参加し、精神的運動をモットーとして少數同胞の自覺と、一般民衆の啓蒙とに力めた。

また、幾多の差別事件の解決に當つても、當時の菊池郡長、警察署長等と聯絡をとり、常に平穩なる解決を圖ることに努めた。

次に氏は、郷里の地方改善事業に對しても熱心に計畫、實施に努め、縣當局よりも獎勵金の交付を受けて大正十四年度には道路の改修を、同十五年度には下水の改修を夫々完成せしめた。

氏は前記の如く常に所謂部落の改善と、融和促進のために努力し來つたが、その間、水平運動に従事せる頃はその主張偶々親族郷黨より疑はれ、時としては種々なる迫害を受け、その家族と共に暗涙に咽びたることもあつたが、氏は敢然として所信を貫き一意部落開發のために邁進した。その中に於ても、氏の禁酒運動の如きは、廣く菊池郡到る處に宣傳せられ、村内は勿論、各方面に亘つて良好なる影響を及ぼし、直接融和事業に對する努力と相俟つて融和促進上大なる効果を收むるに至つた。

昭和五年度

鷺山 諦嚴氏

京都府綴喜郡井手町

明治二十五年三月二日生



小學校訓導として井手町小學校に奉職した。

氏は、大正九年宗教家となつて郷里に飯るや特に融和事業の必要を認め、爾來熱心に努力するに至つた。またこれがため氏は却つて強き信念を持つこととなり、翻然自覺し、従來自己の身元を秘して教育に従事せる前半生の苦しき生活より再生して、大正十一年再び小學校教員となつて郷里井手町小學校に奉職してよりは、所謂少數部落出身の教育家として教育に従事し、延て教育を通じて融和事業のために一層盡力するに至つた。

即ち氏は、綴喜郡内各町村を始め、久世、相樂兩郡に亘り、青年團、處女會、同窓會、婦人會、戸主會及び兒童保護會等に出席して宗教的、並に教育的見地より、融和問題の解決の急務なることを力説して一般民衆の啓蒙に努め、又京都府當局等と協力して少數部落内の優良兒童の育英事業に努めた。その結果、中等學校専門學校を通じ二十名に達する在學生及び卒業者を出すに至り、教育方面に於ても著しき進歩を遂げた。

殊に郷里井手町は氏及び平原光親氏等の部落内の先覺者の熱心なる努力により、その戸數、一般に比し三分の一の少數に過ぎざるにもかゝはらず、町長、青年團長、消防組頭、在郷軍人會分會長等のあらゆる要職を占め、その著しく自覺向上せることと相俟つて一般町民との融和親善の氣運も大いに促進し、京都府下においても稀に見る美はしき融和の實を擧ぐるに至つた。

平原光親氏

京都府綴喜郡井手町

明助二十九年四月五日生



平原光親氏は、京都中學校卒業後、大正八年三月佛教大學豫科を終へ、同年七月井手町役場書記となり、同十三年四月には東本願寺囑託を命ぜられた。その後京都府親和會綴喜郡支會副會長、綴喜郡佛教和敬會井手、多賀、青谷、理事長、大日本興國同志會主事等に推され、昭和四年六月には井手町助役、同十一月には同町長となつた。

氏は大正八年、學業より退くや亡父の遺志を繼いで井手町役場書記となり、融和事業のため盡力した。氏は融和事業の根幹をなすものは教育の向上にありとなし、その第一着手として毎年夏季休暇を利用して、少數部落並に一般の兩者より小學校六年生以上の兒童を集め、寢食を共にしつゝ復習、運動及び旅行等を行へるのみならず、更に大正十二年よりは部落内の秀才兒童の育英事業をなす目的をもつて正蓮寺獎學會なるものを起し、之が入學を便ならしむると

共に、自宅の一部を解放して宿舍に充て、直接指導の任に當り、また卒業生に對しては就職の斡旋をなす等、最善の努力を拂つた。氏は以上の如き教育施設をなすに當り、最も苦心せるところは實にその費用の捻出にあつた。氏はその方法として育英事業に關しては、關係當局を始め東本願寺並に特志家の援助を得ることに努力せるのみならず自己も亦尠からざる犠牲を拂ひ、殊に、暑中休暇を利用せる勉學の如きは毎月氏が町役場書記として得たる俸給全部を投出して之に充てたほどであつた。

氏は教育方面のみならず、その他の改善施設に對しても力を盡した。即ち部落内の處女を集め、氏の夫人をして裁縫及び禮儀作法等を教授せしめたるを始め、京都府當局と協力して部落内に、二箇所公設浴場を建設し、また道路の改修に着手する等、あらゆる方面に努力を拂つた。

更に、氏は一般民衆の啓蒙についても熱心なる運動を試みた。大正十三年東本願寺囑託に就任以來は専ら地方改善事業を擔任して融和問題のため全国各地を講演行脚し、また、昭和三年上京し宗教の力により本問題の解決を圖るべく佛教聯合會幹部を説いて大日本興國會を組織し、同年秋の全國神佛基督全國大會には自ら立ちて本問題を提案し伯爵有馬頼寧氏の賛成演説もありて全國的反響を起し、その他言論に文章に之が輿論喚起に努めた。

尙氏は京都府親和會綴喜郡支會副會長としてもよく會長を輔任し、種々努力せる結果、同支會は各支會中最も良好なる成績を収むるに至つた。

以上の如き氏の熱心なる努力は、部落内より多數の中等以上の教育を受くる者を出し、井手町長として指導宜しきと相俟つて同町をして名實共に融和の實を擧げしめたるのみならず、大日本興國同志會に於ける活動の如きは、東西兩本願寺の外、各宗派を通じて本問題の重要性を知らしめ、全國より未知の士が多數之に参加するに至りたる等、各方面に亘り多大なる功績を擧げた。

奥野徳次郎氏



大阪市北區萬歳町

明治十一年五月七日生

奥野徳次郎氏は、廣島縣御調郡重井村に生れ、少年時代現住所奥野家に雇はれ、忠實に仕へたるため同家の信用を得てその養子となり、十九歳の時養父死亡せる後は自ら戸主としてその家業たる醬油原料製造を經營し、巨額の資産を蓄ふるに至つた。氏は大正七年十月大阪府方面委員制度の創立に當り、方面委員に囑託せられたるを始めとし、同十年六月には北區濟美第二方面委員常務に任ぜられ、その外濟美第二青年團長、濟美第五教育會長等に推された。

氏は家業の傍ら社會教化事業のため力を盡せるのみならず、融和事業に對しても深き理解を持ち、常に穩健なる方針をもつて之が指導に當つた。

即ち大正十一年水平社運動の勃發せる際は、本運動の純正に進むべきことを念願とし、北區舟場町及び道本町等の運動に参加せる地區に出入してその幹部と膝を交へて懇談し、所信を披瀝してその歸趨を誤らざる様努めた。

また同地區内に財團法人矯風青年會設立せられるや會員と協力し、私財を投じてその維持に努め、堅實なる發展を促した。

その外氏は一般民衆の啓蒙運動に對しても特に努力を拂ひ、差別事件の發生するや自ら進んで解決の衝に當り、また大阪府公道會委員及び同會北區支部副支部長としても多忙なる家業を顧みず、會員の募集に奔走すると共に、講演

會講習會並びに懇談會等を開催して、之が趣旨の徹底に努むる等熱心に活動した。

以上の如き氏の熱心なる努力により、種々の差別事件も漸次その跡を絶ち、兩者の意志も疎通し、各種の事業の如きも共同一致して行はるるに至つた。

藤花正平氏



兵庫縣加古郡加古川町

明治十八年三月二十五日生

藤花正平氏は大正六年十二月兵庫縣巡查を命ぜられ、同十一年八月には同巡查部長となり、洲本、神戸市葺合、佐用、山崎、飾磨及び福崎等の各警察署に勤務した

氏は大正七年洲本警察署詰となるや、受持區域たる山田村に於て少數部落に對する差別觀念の濃厚なるに驚き、融和の急務なることを痛感し、講演會並に懇談會等、屢々會合を催して相互の接觸に努めたる結果、遂に融和の實を擧ぐるに至つた。氏は以上の貴重なる經驗に鑑み、爾來警察官として本務の傍ら融和事業のため熱心に努力することとなり、大正十年八月津名郡生穂村においては神社問題並びに青年團問題を解決し、同十二年佐用郡三日月村においては不良住宅の改善を圖り、同十五年宍粟郡千種村に於ては、屢々融和懇談會を開催して不良住宅の改善及び養蠶の奨励等に力を注ぎ、昭和四年福崎警察署詰としては道路の改修をなすと共に婦人懇談會、その外、會社工場等に對し就職の斡旋をなす等常に不斷の努

力を傾注した。

氏は以上の如く各赴任先に於て融和事業のため種々計畫施設したが、その計畫に際しては常に實情を調査し、地方有力者の協力を促す等堅實なる方法を探ひ、その施設も接觸を第一として常に兩者一堂に會するが如き機會を設け、且つ住宅の改良に當りても力めて一般住宅に混入せしむる等、融和促進上有効適切なる方法を講じた。

かくの如く氏の熱心なる努力は、一般民衆に對して融和問題の重大性を知らしめ、之が共鳴者を出し、殊に警察官中より多數の理解者を生じた。右は氏の計畫施設による部落改善融和促進上の直接的効果と相俟つて、顯著なる功績であつた。

長濱 庫一氏

栃木縣下都賀郡野木村

明治三十年十月十五日生

長濱庫一氏は、大正五年三月下野中學校卒業後、同十四年七月尋常小學校本科正教員檢定試験に合格し、爾來小學校教育に従事した。

氏は野木村小學校に就職以來、融和事業の必要なることを認め、兒童教化及び一般教化を通じて融和親善を圖ることを主張し、大正十一年十月相愛會を設立して自らその主幹となり一意専心之が經營に當つた。

即ち、毎年講演會、音樂會、活動寫眞會、婦人講習會等を開催して精神修養並に融和促進に努めたるのみならず、



大正十五年十一月には「義勇消防」を組織して防火施設を講じ、また昭和三年十月には御大典記念事業として公會堂を建設し、更に同五年には八阪神社の建立並に道路の改修等に盡力し、その外「月の光」學校の開催、相愛文庫の設置、及び草履の共同販賣、蔬菜の速成栽培、切花獎勵等の産業獎勵施設をなす等、各方面に亘つて種々なる施設をなした。

以上の如く、氏は教育に従事せる傍ら熱心に融和事業に努力せる爲め、一時は何等かの野心を有するものゝ如く誤解せられ、相愛會創立當時の如きは、尠からざる苦心を重ねた。しかし氏はそれに屈することなく不斷の努力を拂ひたる結果、漸次その効果の見るべきものあり、遂に誤解も一掃せられ、教育衛生等の改善向上を始め、融和親善の上にも良好なる影響を齎すに至つた。

山中 善藏氏

奈良縣磯城郡初瀬町

明治七年十二月一日生

山中善藏氏は、大正四年九月磯城郡會議員に當選せるを始めとし、同七年六月には初瀬町助役となり、同十四年十月には初瀬町長となつた。尙その間、初瀬町會議員、同學務委員等選ばれた。

氏は豫ねてより融和問題に關しては一家の見識をもち、常に關係各方面に對し、種々献策しつゝあつたが、大正十四年八月初瀬町長に就職するや



平素の主張を貫徹すべく、同町内部落の區長藤井彦五郎氏等と協力して之が實現に努めた。

即ち、所謂部落改善の施設として精神的方面に於ては、同年以來毎月一回精神修養に關する講演會を開き、處女會をして禮儀作法の講習をなさしめ、その他風俗言語の矯正、敬神思想の涵養を圖る等、各方面に亘り之が改善向上に努めた。

次に物的方面の施設としては、大正十二年奈良縣より獎勵金の交付を受け、部落内道路の改修、共同井戸の新設をなせるを始めとし、昭和二年には共同浴場の修繕、簡易水道の新設等をなし、更に同四年には道路の新設並に住宅の建築等をなして、地區の整理、衛生防火施設の完備等を圖つた。

その他、大正十五年二月該部落に小作爭議の勃發せる際は、區長藤井氏その他の有志者と相謀り、身を挺して調停の勞をとり、氏の熱誠をもつて一時は大波瀾を起せる爭議をも遂に圓滿解決に至らしめた。

尙、氏は所謂部落の改善のために盡力せるのみならず、大和同志會初瀬支部長として、差別事件の解決、融和促進のため大いに努力し、また初瀬町において融和事業等の講習會その他の催ある際は、率先してその斡旋に努むるを常とした。

以上の如く氏の熱心なる努力は、部落の人々との間に、完全なる意志の疎通を生じ、融和促進に關するすべての計畫施設は順調に進み、全町民も氏の感化により漸次理解を増し、相互に深き交誼を結び、往復交際等の如きも日々に繁くなり、今や他町村稀に見る融和の實を擧ぐるに至つた。

落合幸治郎氏

滋賀縣蒲生郡北比都佐村

明治二十年三月二十八日生

落合幸治郎氏は、明治四十二年四月蒲生郡北比都佐村役場附屬員となり同四十三年四月には同村書記大正十二年二月には同村收入役に推され、更に、同十五年以後は同村助役となつた。

蒲生郡北比都佐村内に於ける部落は、その生活状態一般に比し概して劣り融和の支障と看做され之が改善を圖る目的を以て、大正三年同部落の自治改善機關として豊田輯睦會が創設せられた。落合幸治郎氏は同村役場に就職するや同會の事務を執掌し、専らその目的を貫徹すべく、種々計畫施設するところがあつた。氏はその第一着手として男子青年の夜學、女子の裁縫教授を行ひ、次に地區道路の整理、下水道の改修及び貯金思想の普及等の施設を講じた。また氏は同部落に多數のトラホーム患者のあることを憂ひ、之が撲滅を期すべく村有力者及び醫師河村五十鈴氏と諮り賛成を得て、共同浴場の附近に無料診療所を設けて入浴後必ず洗眼せしむる様努めた結果、數年を出て殆んど之を絶滅せしめた。更に昭和四年には防火用貯水池の新設に努力せる外、部落改善機關たりし豊田輯睦會の組織を變更して村民一圓を會員とする北比都佐村輯睦會と改め、同時に會館建設の計畫を樹て篤志家鈴木忠右衛門氏の援助を得、その他の寄附金及び補助金等を合し、工費六千二百餘圓を以て新築完成し、之に小學校教員を居住せしめて専らその指導の任に當らしめた。

以上の如き氏の熱心なる努力は、同部落の人々の自覺を促し、諸般の改善施設も完成し、同部落をして縣下の模

範たらしめたるのみならず、輯睦會館建設後は双方接觸するの機會多くなり、融和親善の上にも好結果を齎すに至つた。

氏は大正十五年五月、地方自治の功勞者として蒲生郡自治協會長より表彰せられた。

山田松吉氏

岐阜縣大野郡高山町

明治三年十二月八日生

山田松吉氏は、少年の頃より製絲織物業に従事したが、明治三十二年高山町書記となり、昭和二年三月辭職するまで町治に力を盡し、その間、高山町農會幹事、高山商工會理事、高山消防組副組頭等に推された。

氏は久しき以前より融和事業に志を抱き、特に明治四十三年以後は熱心に努力するに至つた。即ちその主なる事蹟としては、大正二年八月、神社



氏子問題の解決を圖り、同四年には少數部落内に青年會を組織し、自らその會長となつて之が指導教養の任に當り、更に、同八年、櫻山青年會の組織せらるゝに方りては、大いに奔走して一般側との合同を實現した。その外、自宅を開放して夜學を奨め、言語、動作の改善、敬神思想の涵養をなし、一般民を部落内に轉居せしめて地域的差別を撤廢し、部落産業の確立を圖つて生活の安定を得しむると共に、舊來の陋習を一掃せしめ、また職業の機會均等を圖るべく町吏員、商工會書記、消防手等に斡旋就職せしめる等、各般に亘る融和施設に努力しその徹底を期した。

以上の如く種々なる事績中、氏の最も苦心したるものは實に神社氏子問題の解決であつた。氏は之が解決を期するに當り、大正二年五月頃より反對派の有力者を一々歴訪し、ある時は夜を徹して説得に努め、曉に至り歸宅し、綿の如く疲勞せる身體を爐邊に横へて「等しく陛下の赤子なるに何故かくまで差別するか」と述懐して潸然たることも屢々であつたといふ。

かくの如き氏の献身的努力は漸く酬ひられて、遂には町民一同氏の崇高なる人格に敬服し、兩者の交誼も日に厚くなり、一方少數部落の改善と相俟つて冠婚葬祭等の差別も漸くその跡を絶ち、美しき融和の實を擧ぐるに至つた。

平坂岩吉氏

長野市荒木

明治七年三月二十五日生

平坂岩吉氏は長野高等小學校修業後、上京して私塾德育館に學び、以後商業に従事した。その傍ら長野縣長水牛馬商組合長、同食肉營業組合副組合長、長野縣自動車協會理事、同毛皮商組合長、及び信濃同仁會理事等に推された。

氏は長野縣に於ける融和事業の先覺者の一人であつて、久しき間融和問題の圓滿なる解決を企圖し、大正九年十月信濃同仁會の組織せらるゝや卒先して之に参加し、精神的に努力すると共に經濟的にも多大なる犠牲を拂つて同會活動の地歩を造つた。次に同十年五月には同會長水支會を創設して自ら常任



幹事となり、更にその後は各町村に同支會の支部を設けることに努めた。

氏は之等の團體内にあつて地元附近は勿論、廣く全縣下に亘り、一面講演會、座談會等において少數同胞の自覺向上を促進すると共に、その半面關係各町村における顯現的差別事象の撤廢を圖り、言論文章等により一般民衆の啓蒙を促すことに盡した。

以上の如き氏の熱心なる努力により、特に上水内郡を中心として少數同胞の自覺を進め、顯現的差別事象を殆んど絶滅し、且つ啓蒙運動による差別觀念の除去等と相俟つて、大いに融和の氣運を促進せしむるに至つた。

武 森 太 郎 氏

長野縣更級郡中津村

明治十九年三月十二日生

武森太郎氏は、高等小學校卒業後農業に従事し、大正九年十月信濃同仁會理事、大正十二年三月中津村農會總代、昭和二年三月有限責任更級社生絲販賣利用組合總代等に運ばれた。

氏は青年時代より融和事業に志し、大正五年十一月居村中津村における少數部落の改善を目的として、青年同志會を組織し推されて會長となり、會員の自覺向上に努め、次に納稅組合を創立して納稅の勵行を圖つた。また、大正九年信濃同仁會の組織に當りては、青年同志會を代表して創立準備に参加し、更級郡各町村を巡廻して同志の勸誘に奔走した。その後、更級郡内各町村



に同會部會の組織を促し、大正十年十二月更級支會を創立するに至らしめ常任幹事として熱心に活動した。

氏は融和事業に従事するに當り、特に少數同胞の自覺向上に最も力を注ぎ、その結果更級郡は勿論、廣く長野縣下全般に亘り、大いに之が啓發に努めた。

以上の如く氏の熱心なる努力は、郷黨における信望の篤きこと、相俟つて更級郡支會の活動の効果を大ならしめ、延ては郡内の融和を著しく促進し、縣下全般に亘りても好影響を齎らすに至つた。

尙氏は、納稅組合長としての功績により前後二回に亘り中津村長より表彰せられた。

山 本 磯 吉 氏

鳥取縣西伯郡庄内村

明治二十二年十月十日生

山本磯吉氏は、大正十四年二月二十日鳥取縣巡査を拜命して倉敷警察署第十二號受持となり、同年三月一日同縣より部落改善調査委員會東伯郡地方委員を囑託せられた。昭和二年四月倉吉警察署第三十三號受持に轉じ、同時に前記委員を解囑せられ、同年九月米子警察署第四十五號受持に轉じた。



氏は大正十四年二月東伯郡高城村受持を命ぜらるるや、同村内百七十餘戸を有する部落住民の修養に専ら意を用ひたが、是等の施設を講ずべき會場すら無かつたので、總工費三千圓を以て青年會場を建設し、警察事務の傍ら青年團

其他各種團體と連絡を圖り、或は活動寫眞を利用せる諸種の修養講演會等を開催して之が向上に努めた。

其他納稅組合を設置し傍ら貯金の奨励を爲し、或は學齡兒童の就學出席の奨励に努め、又荷馬車組合をも設置したこの組合は從來部落にて荷馬車を業とする者が夕方無燈にて歸る者多く、爲に事故を起し處罰を受くる等屢々であつた爲め、各自の標識をなすと共に灯燈を携帯せしめ、その安全を期せんとしたものであつた。

氏は更に昭和二年九月米子警察署に轉じたが、同管内の西伯郡庄内村の部落は戸數百餘戸、人口約六百を有し、人口は漸次増加しつつあるにも拘らず、その耕作反別は田畑を合して十九町餘、一戸當り僅に一反八畝に過ぎず、全く農耕を營むこと能はざる者二十餘戸に達し、農業のみを以て生活すること能はざる爲め、男子は主として荷馬車輓、婦女子は藁細工を以て漸く糊口を凌ぐ状態であつた。尙從來生活に窮迫せる爲め、藝歌謡ひとして他に出稼する者多く、且つ宅地狹隘にして家屋密集し、衛生上にも遺憾の點が尠くなかつた。氏は赴任以來この現状を改善するため、先づ經濟的確立を圖るの緊要なるを認め、曩に大正十二年に廢止せられた大山軍馬補充部跡地に着目し、之が拂下のため鋭意努力する所があつた。併しながら、始め村當局は容易に之に賛意を表しなかつたので、氏は先づ同部落住民に自覺を促すの必要を痛感し、殆んど毎夜同部落に出張してその發奮激勵に努めた。然るに貧困に加へて各種の傳統的弊習のため部落住民は氏の言を信ぜず、却つて之を反駁する者さへ多かつたが、日を経るに従ひ漸く氏の説く所を納得するに至つたので、氏は再び村當局に謀り遂に之が諒解を得、愈々昭和二年十月拂下運動に着手するに至つた。

併しながら、經濟的に貧弱な部落より一時に數萬圓を支拂ふことは到底不可能の状態であつたので、廣島稅務監督局に對し年賦償還拂下を出願し、同部落に産業組合法に依る土地利用組合を設け、地代の償還に就いては土地利用組合が其の責任を引受くることとし、直に希望者を募り、茲に拂下の許可を得るに至り、遂に總計六十一町八反歩中十

一町八反歩を部落中の貧困者に分讓し、殘る五十一町歩を一戸當り五反歩宛分讓するに至つた。

又同村部落住民は、從來の小作關係に於ては到底その生活を維持することの困難から、同村一般小作人と共に一致團結して農民組合に加入し、相協力して地主に對し三割乃至四割の小作料の減額を要求し、年々爭議を續けてゐたが氏は同農民組合の中心勢力たる同部落に至り、殆んど毎夜青年會場に住民を集合せしめ、その合理的なる解決方法を講究し、之が實行機關として昭和二年同村小學校に於て關係者列席の上農業協同會の創立を見るに至つた。

又氏は貯金組合を設置して從來の冗費の慣習を全廢せしめ、前記拂下地收穫期毎に若干の貯蓄をなすこととし、又縣地方改善補助費を得て道路の改良をなし、或は納稅組合を設くる等、鋭意内部の改善充實に努力した。

是等氏の熱誠なる努力は顯著なる成績を示し、高城村に於ける荷馬車組合は豫期以上の成績を收めて引續き繼續し又大山軍馬補充部跡地は、昭和三年度の如きは陸稻を植付け一反歩四俵乃至五俵の收穫を得、其他西瓜、豆等の收穫も相當有り、此等を見積れば全部落の収入は約二萬五千圓に達し、之が一ヶ年の償還額は五反歩に付約三十圓なれば米三俵にして、五反歩の收穫より之を差引く時は尙十九俵を所得するに至つた。又昨今米價下落に鑑み煙草栽培等を考慮し、同部落の生活状態は是等經濟的確立と相俟つて全く舊態を改め、將來益々發展するの緒に着くに至つた。

氏は是等顯著なる功勞に對し、昭和四年十一月八日鳥取縣知事より表彰せられ、又大正十五年十月東伯郡高城村長昭和二年九月同郡泊村長等より感謝狀を授與せられた。

角 南 衛 氏



岡山縣赤磐郡周匝村

明治二十四年二月二十八日生

角南衛氏は、周匝村尋常高等小學校高等科卒業後農業に従事する傍ら、同村青年團支部長に選任せられ、又大正八年同村々會議員、同十四年學務委員に夫々擧げられ、又岡山縣濟生委員制度實施以來同委員に囑託同村常務委員に任ぜらるる外、同村消防組第一部長にも選任せられた。

周匝村内の部落は約八十戸を有し、一般に比して貧困者多く内部外觀共に遜色甚しく、又一方一般民衆の差別心も著しきものがあつた。

氏は資性熱烈にして誠意厚く、濟生委員の職責と相俟つて苟も事融和問題に屬するや、身を忘れて東奔西走同地方の親善諧和に盡すこと多年に及んだ。即ち亡父在世當時、自己所有の土地を無料提供して部落住民の一部を轉住せしめ、或は生業資金の無利子乃至低利融通を圖つて住民の生業を援け、或は自費を以て家屋の改築を授くる等一意専心部落の充實向上に心身を傾注した。

次で青年團支部長、村會議員、或は學務委員、消防組頭等の公職に就くに及び一層地方の開発に奔走し、機會ある毎に内部の自覺に、或は一般民衆の理解の促進に努むること十年一日の如く、殊に大正十二年及び大正十五年の兩年度に亘り、同部落に於ける道路の改修、作業場の建設を企劃して之が經費の捻出、工事の指導監督に當り、是等事業の完成を期して部落の面目を一新することに鋭意努力し、續て昭和三年度に於ては臺所の改善を實施して衛生思想の

普及徹底を圖る等、實に一般社會人として稀に見るの功績を擧ぐる所があつた。

氏の之等の誠意ある努力は、終に部落に於ける物心兩方面の向上を期すると共に、一般民衆の理解を促進し、各種顯現的差別事象を見ることなきに至らしめたことは勿論、近時部落より附近一般部落中に混住する者あるも、何等の物議を醸すことなき状態に至つた。これ全く氏の多年熱心に努力せる結果に依るものが多い。

氏は是等の功勞に對して、嘗て同村長より感謝狀を受けた。

西 田 文 太 郎 氏



廣島縣豊田郡大草村

明治十五年二月十日生

西田文太郎氏は、廣島縣豊田郡長谷村に生れ、長ずるに及び農業に従事し、明治三十七八年戰役に出征し、功に依り勳八等に叙せられた。歸國後は現住所に於て農業に従事する傍ら、専心融和事業に盡瘁した。

氏は日露戰役に於て戰友の戰死する者相次いだ中に、無事生還し得た自己の幸運を痛く感謝し、戰爭中體驗せる難苦の努力を偲んで餘命を果さむと決心し、先づ近村船木村の僻陬にあつた廢寺に參籠し、朝夕戰沒戰友の靈を弔ふと共に、其の附近一帯の山林を開墾すべく着手し、粒々辛苦遂に田畑一町餘を開墾するに至つた。其處で氏は其の一部を生活の資に充つると共に、他を以て寺院の再興を計つた。

大正八年頃より同地一般に地方改善の問題が喧傳さるるや、氏は自己の將來進むべき途は正に之にありと感じ、自己の開墾した土地全部を賣却して現住所に至り、小作に従事する傍ら土地賣却金五千圓中より二千圓を子女の教育基金に充て、殘額三千圓は盡く融和事業に投じ、又本問題の真相を研究する爲め、東京、山口、岡山其他十數府縣に私費を以て行脚し實情を調査した結果、本問題の解決は要するに内部を充實し、之が自覺向上に俟つの外なき結論に到達し、自ら卒先して努力奮闘の範を同志に示すと共に、豊田郡北部十數ヶ町村を常に行脚し、動々もすれば墮弱に流れむとする同志を鞭撻して自助的解放を鼓吹したので、内部の覺醒を促したことが尠くなかつた。

大正十年には現在部落に於ける講中問題の解決に努力して之が實現を見、縣下に卒先して其の範を示したが、其の間氏の隠れたる努力は言語に絶するものがあつた。當時差別の極めて濃厚であつた同地方に於て、此の講中問題の解決を見たことは一般の蒙を啓く上に甚大なる効果があつた。爲めに近隣の町村に於ても之に倣ひ、次第に講中關係の差別事件を漸次解決するに至つた。

大正十二年には豊田郡地方改善委員會委員に任せられると共に、廣島縣共鳴會幹事を委囑され、廣く縣下を行脚し専てら内部の自覺向上の途を鼓吹し、昭和二年には廣島縣融和事業委員を囑託せられ、縣の施設を遂行するに當り援助する所が尠くなかつた。氏の活動に依つて、その解決極めて困難にして到底他の克く爲し得なかつた差別事件を、氏の力を俟つて解決したるものは同郡船木村三件、本郷村二件、長谷村二件、沼田東村一件計八件に及び、又最近に於ては豊田郡北部に於ける内部中心人物約三十名を同村に集め、私財を以て自ら講習會を開催し、内部の啓發充實に努力する等銳意之に盡す所があつた。

氏は融和事業に關しては一家の見識を有し、差別の撤廢は部落内部より之を要求する前に、一般が卒先して其の非を悟るべきであることを主張し、同志に對しては常に隱忍自重を以てし、自己の宗教的信念に立脚して不言實行の高

調に努め、自ら其の範を示し來つた。之が爲め從來一般村民の間には濃厚なる差別があつたが、氏の平素の言行に感銘して次第に部落の人々を尊敬するに至り、一般より講中へ加入を勧誘する状態となり、差別の溝渠は極めて平穩に漸次消失しつゝある。尙氏の居村に於ける斯くの如き美蹟は漸次他村に宣傳され、同縣の最大難問題たる講中問題は之が爲め續々解決を見るに至り、之が縣下全體に影響する所頗る大なるものがあつた。

山本兼三郎氏

山口縣玖珂郡高森町

明治二年十一月二十七日生

山本兼三郎氏は、山口縣玖珂郡由宇町に成長して農業に従事し、明治三十六年九月山口縣巡查を拜命、大正十年巡查部長に昇進し、昭和四年三月退職した。



氏は濃厚篤實、衆人の模範とすべき人格者にして、警察界に二十有餘年間勤務し、退職の後は地方改良の爲め努力し、或は共和會長として或は同町及び西部五ヶ町村に亘り、報徳會、主婦會、其他各種團體の發達に盡瘁する所があつた。

氏は大正十年六月高森町内巡查部長派出所詰を命ぜらるるや、同町に於ける融和の實を擧ぐることに志し、先づ同町部落の弊風の改善を圖り、東西兩區を七組に分け一組に二、三名宛の評議員を置き、諸種の問題解決並に生活向上を計ることを企て、銳意部落有志に勸説した結果同年八月之が設置を見るに至つた。爾來着々之が内容の充實發達に

努め、優良なる實績を擧ぐるに至つた。

氏は更に部落内の弊風の打破、生活の向上等を期する爲め、各種の會合を利用し、殊に大正十一年三月各組に婦人會を組織し、自ら毎月の例會に出席して精神修養及貯蓄心の涵養に努め、其の實行の一方途として同年十月二十日より一厘貯金を始め、一日一人一厘の強制貯金を爲さしむることとし熱心に奨励に努めた結果、昭和四年末には預金者二百三十八人、其の額五千七百八十五圓の多きに達した。

氏は又一面、同町一般民との融和策として同部落に消防機關の設置を計劃し、當時の署長警部中島平一氏の後援を得て町内有志を歴訪し、千九百圓の寄附及補助を得て機械器具等を整へ、部落より五十名の消防手を募りて大正十四年既設高森公設消防組に併合し、その第三部として爾來優良なる成績を擧げ、延いては町一般との融和に貢献する所が多大であつた。

然るに大正十一年春従來の微温的な部落改善に對し、部落民自身の自主的解放運動として、全國的に水平運動勃發するや、同町部落も擧つて此の舉に加盟し十數件の糺弾事件も續出したが、氏はその間本問題の合理的なる進展を圖り、圓滿に推移するに至つた。

氏は又、釋放者に對しては將來の悔悟を條件として、營業の斡旋其他家庭内の問題、就職の斡旋等を爲した事は枚擧に遑ない。其他個人的に部落内の入營者に對し、僅の俸給の内より餞別を贈り、死亡災害に對しては香華料等を贈つて懇ろに慰問し、又氏の妻は部落内の子女に對し裁縫生花等の積古を爲す等、宛ら住民の慈父慈母の如き溢るる温情を以て之が向上開發に努めた。

昭和四年退職の後、常に主婦會、報德會等に進んで列席し、精神修養、融和促進に關し講演を爲し、或は人事の斡旋相談に奔走し、且つ同年十二月二十日高森町内を一圓とする融和團體共和會の設立に盡力してその會長に擧げら

れ、一層融和實現の促進に努力した。

氏の以上の如き、警察官在職二十有餘年間、並に退職後に於ける熱心なる努力の結果は、同町民融和上絶大なる好影響を與へ、内部の充實發展と相俟つて、町民一般に氏の盡力を感謝さるるに至つた。

久保つる氏

徳島縣那賀郡富岡町

明治二十年八月十五日生

久保つる氏は、富岡尋常高等小學校卒業後大和天理教別科に入學し、大正二年八月同科卒業後家事に精勵し、傍ら社會事業及婦人會等に盡力すること久しく、昭和二年奥丹後震災の際には、態々峯山町託兒所に赴きて不幸なる兒童の養育に努め、昭和三年九月縣方面委員制度實施せらるるや選ばれて同町方面委員となり、専心社會奉仕に力むる所があつた。



氏は、富岡町内一部同胞を含む青年團三支部の聯合に依る、津峯神社參道改修の期成同盟會の組織に奔走し、之が設立を見たる後は、一ヶ年餘に渉る右改修の共同作業に盡瘁し、絶えず團員相互間の融和親善に心身を傾けてゐたが、其の工成り同盟會を解散するに當り、一ヶ年餘に亘り神社奉仕を目標とする熱心なる努力は、遂に團員相互間に離るることの出来ない崇高なる精神的融合團結となるに至り、氏は之を契機として融和團體設立の必要を叫び、同町の小川寶憲氏等と共に東奔西走し、幾多の迂曲があつたが、遂に昭和四年五月十六日富岡町親交會の發會を見るに至

り、爾來一層融和事業に盡瘁するに至つた。

又富岡町郷社八幡神社は、富岡町外七ヶ町村より成る大氏子を有するに拘らず、富岡町内の部落住民に對しては從來之が祭典其他の行事には一切除外されてゐた。之が爲め年々部落側より是等の差別的取扱を撤廢し、氏子に加入すると共に、神輿の渡御等諸行事に参加せんとするの要求次第に高まり、或は之が爲め多少の騷擾を醸すことなきやを憂へし所、氏は小川寶憲氏等と共に各氏子惣代又は有志間を歴訪し、差別的取扱の絶對に不可なるを力説して加入承認の勧告に大いに努め、遂に各方面の承認を得て茲に永年の同問題は圓滿に解決し、昭和四年九月始めて全町一體となり晴々しく祭典を舉行することを得た。

尙富岡町内の部落には生活程度低きもの多く、農繁期に際しては乳幼児の處置に困難を訴ふる状態であつたので、氏は昭和二年より同地區内に私費を投じて農繁期託兒所を設け、住民をして安んじて勞務に服せしむるに至つた。氏は斯く多年一意専心融和親善に盡し、幾多の業績を擧ぐるに至つた爲め、富岡町方面に於ては殆んど顯著なる差別事象を見ず、日を遂ふてその親和を實現しつつある。

氏は之等顯著なる功勞に對し、昭和五年三月二十一日徳島縣知事より表彰せられた。

森貞卯太郎氏



愛媛縣温泉郡小野村

明治十一年一月二十七日生

森貞卯太郎氏は、小野村小學校卒業後、家庭に在りて農業に従事する傍ら、地方の先覺者に就きて學修し、大正七年四月小野村役場書記に任用され、爾後社會事業事務を擔任し、昭和二年三月地方有志者と相謀り、中豫善隣會を創設して副會長に選任され、引續き之に従事した。

氏は村吏就職前より、同村社會事業方面の施設に熱心に盡瘁し、大正七年村吏就職後は専ら同村社會事業の事務を擔任し、常に側隱の情を以て村内不遇者の爲めに献身的努力を傾けた。

氏は融和促進の目的を貫徹するには、先づ之が基礎的施設として部落の整備充實を計り、その生活態様を改善向上することの緊切なるを認め、大正九年四月小野村矯風會を設立して自ら常務理事となり、専ら部落の開發に力を盡した。更に氏は部落住民の向上を圖る上に公會堂建設の必要を認め、大正十五年八月自己の宅地を提供し、而かも其の邸宅の一部を取除き私財を以て之が建築をなし、青年を集めて融和の思潮を普及し、兩者の理解策勵の道場となすに至つた。

氏は更に廣く融和促進の運動を振興する目的にて、松山、温泉、伊豫、上浮穴の諸郡市を區域として中豫善鄰會を組織し、其の副會長として同會の常務に服し熱心に努力する所があつた。

又近くは村内の婦人會を統一し、是に對して融和觀念の普及を圖り、其の他各種會合等機會を得る毎に宣傳に努め

た。

氏は自ら融和事業に關する講習、講話、其の他の集會の場合は努めて之に出席して常に研究を怠らず、又資性温厚實行主義の人なるに依り地方に於ける信用頗る厚く、多年の本事業に對する熱誠は凡ゆる方面に顯著なる功績を擧げ同地方に偉大なる感化を與へた。

竹島敏夫氏

高知縣吾川郡長濱町

明治八年九月二十二日生

竹島敏夫氏は、明治三十七年明治大學卒業後郷里に在つて村長の職に居ること十一ヶ年、引續き縣會議員たること八ヶ年、其後村會議員として四ヶ年その職に従ひ、更に長濱信用組合理事長にも選任せられた。

氏の村長就職當時、同町内の部落は戸數三百戸を有してゐたが、其の大半は生活程度低き漁民及び農民にして、他方一般村民には甚しき差別觀念あり、精神上並に物質上二重の痛苦に喘ぎ居る實情を痛く憂ひ、之を聖代の恨事と爲し、率先之が救済の爲めに全力を注ぎ、爾後多年一日の如く之が向上開發に盡瘁した。

氏は先づ部落の開發上最も根本となるものは、内部の産業及經濟上の充實にありとなし、之に主力を傾注することに努めた。その主なるものとしては、私財を擔保として農工銀行より低利資金の融通を受けて之を部落に轉貸し、或



は信用組合資金の十箇年賦貸出を行ふ等の方法を講じ、専ら土地の購入、高利貸の借替等に當てしめ、銳意その目的の貫徹に努力した結果、同部落は漸次富の程度を高め、近時一般民に比し、土地の購入を爲す者遙かに多き状態に至つた。尙氏は部落兒童の就學獎勵、内部の矯風、同町融和團體扶持會の創立に盡力する等、其の事績は枚擧に遑ない程である。

氏は又同縣融和團體高知縣公道會の創立に盡力し、永く同會評議員として、病軀を押して常に縣下融和運動の爲めに盡力した。

是等多年の献身的努力に依り、同部落住民の氏を徳とし之を敬慕すること恰も慈父の如く、其反響は延ひて同町民全般に及ぼし、融和觀念の普及と之が實行の徹底せることは、現在同縣下に於て他地方の模範とされてゐる。

氏は是等顯著なる功勞に依り、大正十年四月三日内務大臣より表彰されたるを初め、大正十一年三月には高知縣公道會長、並に吾川郡長より夫々表彰せられた。

日高力藏氏



福岡縣田川郡方城村

明治四年八月二十一日生

日高力藏氏は、明治二十二年應義塾に入學し、同二十五年十二月同校三年修了後郷里に歸り、明治二十九年三月方城村收入役に選任、同三十六年辭職し、更に大正二年二月同村々長に擧げられ、又同年同縣々會議員に當選し、同五年四月方城村親善會長に推薦せられた。

氏は大正二年方城村長に選任せらるゝに及び、當時附近一般社會から恬として顧るものなき部落問題の爲め奮起し、自ら率先して日常の交際を偕にし、思想善導、生活及び教育向上の目的を以て該部落内に教員住宅を建設し、尙大正五年頃より夜學會場を三ヶ所に設けて小學教員を派遣し、青年處女の教育上に銳意力を盡した。

氏は又道路三十町を改修して物資集散の便を計り、或は共同浴場を建設して衛生思想を涵養し、又大正十年には卒先して部落より二名の書記を、更に昭和三年には有給助役を推薦して村治に與らしめ、同村融和促進上貢獻する所が尠くなかつた。

又昭和五年三月十四日全國融和日に當り、方城村親善會組織せらるゝや推されて同會長となり、益々同村融和の爲め、同村公職者及村内有志者と共に一致協力の下に努力を傾けた。その他婦人農會の組織、青年會館の建設に力を盡し又最も難關とせられた兩者の結婚問題に付き極力斡旋した結果、最近一組の媒介をなし一層親睦の機運を促すに至つた。

た。

是等氏の努力に依り、部落内部の文化の向上に顯著なる功績を齎し、又交通の便を得て經濟程度著しく向上し、更に役場吏員を採用したる結果、從來各方面に於て閉ざれてゐた人材登用の途も開け、且つ村内一般も部落を克く理解するに至り、同村の融和状態は一新し、遂に昭和四年部落より村長を選出するに至つた。茲に同村は村長助役共に部落出身者にて村治に當るも、村民間に何等不平の聲を耳にすることなく、圓滿に村治の成績を進展するに至つたことは、氏が多年一意専心眞心を以て同村融和の爲めに努力せる結果に外ならぬものである。

園田鎮平氏



大分縣宇佐郡四日市町

明治十四年一月四日生

園田鎮平氏は、明治二十三年郷里同縣大分郡挾間村小學校卒業後同校溫習科二ヶ年を修め、明治三十五年徴兵として入營同三十六年陸軍經理學校を修業して陸軍一等計手に任じ、三十七八年戰役の功に依り勳七等に叙せられた。明治四十一年普通文官試験に合格して同年七月大分縣巡査となり同四十五年警部補として中津警察署長を拜命、大正二年四月警部に昇進し佐伯、四日市、日田等各警察署長、保安、警務、高等の各課長に累進したが大正十二年一月退官し、同十三年五月四日市町長に就任、昭和三年五月再選し引續き勤続した。

氏は在營當時上等兵として勤務中、班の一等卒が惡事を爲し其の發覺するや、偶々同人が部落出身なることを平素より知られてゐた爲め、班内は勿論中隊を擧げて誹謗、讒言甚しく黙視するに忍びなかつたが、當時既に氏の腦裡は燃ゆるが如き同胞愛に横溢し、如何にかして同胞間の差別撤廢を貫徹せんとの意圖を抱いてゐた。又明治四十五年十月警察講習所へ入所し、課外講演として留岡幸助氏より社會教育事業、殊に子守教育の體驗談を聴き、之に刺戟せられて融和事業を終生の事業とせんとの決意をなすに至つた。

斯くて氏は、明治四十五年三月より中津警察署長として同市外部落の改善に努め、卒先住民に接近して同地方の融和を圖り、多數の墓地を整備し、或は下毛郡鶴居村の部落に於ける屠場の改善の爲め、屢々關係者の懇談會を開いて内部の自奮を促し、一面村内有志の懇談會を開いて識者の理解を求むる所があつた。後年故武吉健三郎氏の如き同村の融和事業功勞者を出すに至つたのは、全く氏の當時の努力に基くものであつた。又大正三年九月より同四年十一月迄佐伯警察署長に任命されたが、此の期間にも氏は管内二三の部落に對し深甚の同情を寄せ、赤誠を以て之を指導し内部の子弟を一般家庭に奉公せしめ、以て一般との融和を圖つた。

其後四日市、日田兩警察署に在勤中、それ〴〵所轄管内の部落に對して積極的に融和の方途を講じ、懇親懇話會等を開催して差別の撤廢、舊習の打破、思想開發等に努力する傍ら、共同貯金、共同購買等を獎勵して部落の充實發展を圖つた。

大正十三年五月氏は選ばれて四日市町長となつたが、爾來同町内の部落に對し毎月一回以上集會を催して氏自身親しく談話を交へ、眞に住民の相談相手となり、且つ内部協力の方法として納稅組合、惡風矯正規約、勤儉貯蓄組合等を設けしめ、其他産業獎勵の目的を以て自作農創設資金の借入を斡旋して農事小組合の設置活動を促す等、農事の改良を期する一方、飲料水の改良、共同浴場等改善施設の完備等にも努むる所があつた。

氏は常に禪宗を自家の信仰とし、是等の事業に携はることを一の禪修業とし、「行往坐臥一切の事務これ皆最良の修禪道場」なる句を愛誦し、専心融和の完成に一身を捧げた。

氏は是等多年の努力は、遂に同地方の賤視觀念を除去し、私語の間にも差別的言辭を根絶し、祭典其他一般の社交關係に於て何等一般と異らざる親善の域に達し、優秀なる成績を發揚するに至つた。

氏は是等顯著なる功勞に對し、昭和三年十一月御即位の大禮を行はせらるるに方り、内務大臣より、又同時に大分縣親和會長よりも夫々表彰せられた。

小林 常 作 氏

佐賀市神野町

明治二十一年八月二十二日生

小林常作氏は、明治三十五年四月佐賀縣立農學校に入學同三十八年卒業し、大正五年十一月佐賀郡神野村助役に就任し、大正十一年十月同村が佐賀市合併と共に同市書記に任じ引續き勤務した。

氏は夙に融和事業に對する理解を有し、大正五年神野村助役就任以來深き考慮と熱心なる努力を以て村民相互の融和親善に努め、大正十一年佐賀

市合併と共に同市社會事業主任となり、市内兩地域に於ける部落に對し具體的計劃を樹立し、各般の施設を講ずること十餘年に及び、其の實績は大いに見るべきものがある。



大正十二年五月佐賀縣水平社大會開催せられ、同縣下一圓に水平運動の進展せらるるに際しては、當に部落幹部と密接なる交渉連絡を保ち、同運動の合法的に遂行されることを圖り、一方融和の促進に關しては官民合同の下にその目的を達成せむことに努め、團體を設置して之が組織的に施設の遂行を圖る等、銳意努力する所があつた。

從來同市内の部落は地區の整備、衛生状態等頗る不完全にして、之が爲め同住民の生活上遺憾とすることが多かつたので、氏は大正十年三ヶ所の共同井戸を掘鑿せしめ、又同十一年、十二年度に亘つて住宅改良組合を組織して腐朽せる家屋の改善をなし、同十一年共同浴場を建設し、或は區長、方面委員其他の有志と諮り各篤志者の寄附を集め、大正十三年度に於て公設水道の設備を整へ、其他部落内數箇所を點在し、或は住宅の周圍に埋葬せる墓地の整理に力を盡し、昭和元、二年の兩年に涉り、之等全部を一般共同墓地に移轉を爲す等銳意之が整備充實に盡し、殆んど往時の面目を一新するに至つた。

氏は更に思想の善導に資する爲め、敬神思想の涵養に努め、方面委員、有志の援助を得て神社々殿の改築を爲し、以て住民の講話、其他の集會に充つる等文化の向上に力を盡す所があつた。

氏は融和の要領は一般民衆の理解にありとし、町内の社交上は勿論、總ての行事等に於ても兩者共に執行し、更に積極的に多數の力を協せて組織的に融和の促進を圖るべく、市内各方面委員、町内有志等を叫合して之を諮り、昭和三年二月及び四月夫々融和團體として上多布施町高峯清流會、及び東田代町自治會を設立するに至つた。同會は相互の人格を尊重し共同の美風を馴致すると共に、共存共榮の實を擧ぐるを以て目的となし、専ら授産事業、生活の改善、精神修養、思想の向上、勤儉貯蓄心の涵養等に意を用ひ着々として實績を擧ぐるに至つた。

以上の如く、氏は大正五年以來献身的努力を傾けたる結果、區民の思想向上し、教育、衛生、産業、風紀等往時の比にあらず、日夜業務に精勵し、又一般に於ても何等隔意なく、日常の社交は勿論その他の行事に於ても總て共に營

むに至つた。尙融和團體の活動に對しては有識者の理解する者多きに至り、同地方一般に融和の實情を呈するに至つた。

昭
和
六
年
度

中村なを子氏

京都市左京區田中大久保町

明治五年四月二十九日生



中村なを子氏は、明治三十年三月京都府立師範學校保母科を卒業し、附屬幼稚園に約一ヶ年保母として勤務した。其の後明治三十四年五月迄市内楊梅幼稚園に勤務したが、陸軍一等主計中村元次郎氏と婚姻の爲め退職し爾來夫に従つて福知山及金澤等の勤務先に轉じ、大正九年八月再び京都市に來往し市内三條託兒所に保母として勤務し、同年十一月養正託兒所の創設さるゝに及び、同所に轉動し引續き今日に及んでゐる。

氏は大正九年十一月着任以來同託兒所を中心として、引續き部落改善に鋭意盡力し來つたが、就中部落の向上は婦人の自覺に俟つ可きもの多きを認め、之が智識の向上を圖る爲、大正十五年六月大正婦人會を組織し、擧げられて同會々長に任じ、爾來身を以て啓發向上に努め、現に會員三百名を有し銳意其發展に盡瘁した。

同會の施設事業の主なるものとしては、兒童保護事業としての少年クラブ、處女會の創設、教育の獎勵等を爲し、會員の修養の爲には毎月必ず家庭講習會（洗濯の方法、裁縫、料理法）修養講演並に講習會等を開催する外、東本願寺より講師を招き、宗教講座を開催して情操の陶冶に努め、又社會的智識向上のため屢々名古屋、大阪、神戸等に於ける改善地域又は一般社會施設等を見學せしめた。

元より是等の事業は會の名を以て行ふこと勿論なるも、その實際は殆んど自ら躬を以て行ひ、時には諸費裕ならざ

る爲私費を以て之を補ふことも少くなかつた。特に顯著なる功績として擧ぐべきことは、勤儉貯蓄の美風の徹底し來つた事で、現在は不況の爲少額となりしも、一時は會員の預金總高實に一萬餘圓にも達した。尙該通帳は同婦人會に於て保管し、届出に基きその必要を調査し拂戻に應ずることとしてゐた。又同會を創設するや、卒先府聯合婦人會にも加盟し、事ある毎に同町婦人を出席せしめて、一般との交渉接觸に努めた。

是等多年に亘る氏の熱心なる盡瘁の結果は、次第に部落内部に於ける一般的智識の向上、並に勤儉貯蓄の美風を高調し、延ひては一般同胞との融和促進に多大の効果を齎すに至つた。

氏は是等顯著なる諸種の事績に對し、大正十四年五月大阪逓信局より、又同十五年四月東本願寺より夫々感謝狀並に記念品を贈られ、更に昭和四年二月京都府親和會より融和事業に關し、感謝狀並に記念品を授與せられた。

下川 二良氏

大阪市東淀川區中津本通

明治二十年十一月二十五日生



下川二良氏は、郷里岡山縣苫田郡加茂尋常高等小學校卒業後、大正七年二月大阪府巡查を拜命し十三橋警察署勤務を命ぜられ、大正八年四月中津警察署に轉勤、大正十三年四月巡查部長に昇進し引續き勤務した。尙大正十一年十二月には大阪府中津方面委員を囑託せられた。

氏は性温厚職務に忠實にして特に同情心に富み、就中融和事業は居常之

を以て自己の天職と心得へ、斷へず盡力したのであつた。大正八年四月中津警察署勤務を命ぜられてより、現在に至る十有三年の間特に部落内部に居を定め、その間内部の改善向上に或は外部との融和に各種の施設を講じ、その成績顯著なるものがある。

氏は大正七年九月大木遠吉伯、大江天也師並に松本幸氏を聘して融和講演會を開催し、更に此の機會により同月内部の改善向上を目的とする下三番青年團を創立して青年の指導啓發に盡す所があつた。

大正七年十月米騒動の直後、内部同胞の食糧缺乏せるを察知し、郡當局に交渉して蘭貢米二十袋の配給を受け、各戸に分與して不安を一掃し、缺席學童の爲夜學部を設けて勉學せしめ、其後も引續き日曜學園を新設し學童の向上訓練、惡癖の矯正等に努めた。

大正十一年一月住宅改善を目的とする一人一口十錢の貯金組合を創設し、加盟者七十一名を得、大正十二年六月には其額三千餘圓に達したが都合に依り之を解散し、更に有志を以て愛國勤儉貯金組合を設け、引續き貯金思想の涵養に努めた。

大正十一年九月處女會の創立に盡力すると共に、從來内部に設立せる下三番主婦會を一般と共に中津主婦會に加盟せしめ、相互の理解促進に資することとした。又大正十二年六月内部に託兒所を設置し、兒童の教養と家庭の助力を爲さんと計劃したが、町内有志間に方面事業として設立するを適當とするとの議起り、昭和三年十月に至り中津愛育園として創立され、防貧及び融和親善の實を擧ぐるに至つた。更に大正十四年八月各方面より一千圓の寄附を得てトラホーム治療所を設置し、同年末迄に一千四百十二名の患者を無料治療すると共に、衛生思想の普及涵養に努めた。

昭和二年七月融和促進並に思想善導に資する目的を以て皇陵巡拜團を組織し、伊勢神宮、神武帝御陵、桃山御陵等順次各所に之を實施し、又同年十一月私費を以て融和促進に關する印刷物を作製して中津町各戸に配布し、翌三年九

月下三番青年會をして中津青年會との併合に努力し、遂に之を解決して青年間の融和に努め、又同年十月及び同四年二月融和宣傳ビラ一萬枚を作製東淀川區内各戸に配布した。

氏は又昭和五年三月より自己の家屋の一部を開放して簡易圖書館を設け、法律、經濟、衛生、修養等に關する書籍七百冊を備へ、青少年の常識の向上に努めた。更に昭和六年八月二十八日解放令發布滿六十年を記念し、融和促進に關する印刷物を中津川町各戸に配布して差別撤廢に努力した。

以上の如く氏は大正七年以來一方に職を有しながら、常に部落住民の向上と一般の賤視觀念の除去に努力し、卒先身を以て融和親善の實踐に努めたる結果、漸次同町を中心として融和の實着々と擧がりつゝあるは、實に氏の多年の努力に俟つものである。

氏は之等顯著なる功績に對し、大正十四年三月中津町長より、更に昭和五年十二月大阪府知事より夫々表彰せられた。

都 倉 義 知 氏



神奈川縣橋樹郡宮前村

安政六年三月六日生

都倉義知氏は、明治十四年九月橋樹郡馬絹村戸長並に學務委員に任命せられ、同十七年七月筆生となり、同二十二年五月同郡宮前村々長に當選、爾後引續き累選就任した。尙ほ其間、明治二十六年大隊區徵兵參事官、同三十三年同村農會長に任じ、大正八年多年村長の職に在りし功績に依り勲六等瑞寶章を賜はり、其後各種産業、自治、教育、社會事業等各方面の要

職に擧げられた。

氏は終生を地方自治行政に献げ、村長のみにも既に四十餘年間勤続し、専ら村治の衝に當り一念同村の向上に努めたが、その間最も頭を悩ましたのは融和問題であつた。氏は村理事者として日夜勞苦し、自ら進んで部落住民に親交を結び、村治に當つては力めて平等に扱ひつゝ、明治四十年の頃に至つた。氏は此頃より部落の開発は消極的に止まるべきにあらずとなし、益々積極的に融和親善に就き諸種の施設を講ずるに至つた。然しながら氏は之を決して表面に表はさず、着實に進めつゝ今日に及んだ。

氏は自己の融和事業中、其第一期とも謂ふ可き明治四十年頃より、毎年一月同村會議員並吏員の初集會を開き、村治に就いての訓示を爲す時には、必ず融和問題に就いて注意を與へ、引續き之を繼續した。又同四十年消防組の新設に當りては各種の偏見に依る障害を顧みず、氏の熱心なる努力に依り各戸より一名宛を加入せしめ、役員をも平等に

選出するに至らしめた。又宮前村青年團の設立せられたのは明治四十二年であるが、内部青年は之を馬絹支部に編入し、内部より入口氏を役員として選出せしめ、爾後青年間の融和は極めて良好なる成績を示すに至つた。

更に同四十二年納税成績を向上せん爲め、村内全部に納税組合を設置せる際、内部より世話係を選任し、良好なる成績を擧ぐるに至つた。翌四十三年二月同村内各地にありし雜社を全部村社神明社に合併するに當り、幾多の反對意見をも顧みず、部落内の白山社をも等しく合祠し、且つ世話人も平等に選出せしめ行事も年番にて施行するに至つた。其他農會、農事組合等各種の團體生活上に於ても力めて内外の區別を去り接觸融和に資する爲め、各種の會合等に於て深く留意する所があつた。

次にその第二期とも稱す可きは大正十年頃よりの事績にして、直接部落内外の改善事業を積極的に企圖するに至つた。氏は内部充實の第一歩として、井戸端の改善を圖ることとなし、之が爲め大正六年より各戸毎月五十錢宛の積立貯金を爲し、大正十四年まで實に九ヶ年の間努力を怠らず、遂に之を完成するに至つた。又大正十一年氏の希望に依り同所の田島氏、入口氏等の協力を得て獎學獎勵會を組織し、各戸毎月貯金をなして學用品を購入する等熱心に就學を督勵した。又大正十五年神奈川縣青和會宮前支部を設立し、之が支部長として縣の統制組織の下に益々運動を積極的ならしめ、昭和二年四月には本部評議員に、同六年四月には理事に任じ、廣く縣下の融和促進の爲め盡瘁した。

氏は斯くの如く多年本事業に對する努力を繼續したが、其の間決して自己獨りにて之を爲さず、田島氏入口氏遊座氏等内部の有志其他と共に協力提携し併に盡瘁したる結果、最も効果ある結果を齎し、之が爲め内部の自覺を得て自

卑等の觀念更に無く、經濟的にも充實發展し、一方村内社會生活上に於ては何等の差別をも認めざるに至つた。

氏は之等顯著なる事績に對し、昭和三年十一月神奈川縣青和會長より表彰せられた。

森川抱次氏

群馬縣佐波郡名和村

明治二年八月十五日生



森川抱次氏は、明治二十九年群馬新聞社を創立經營後、郷里に在りて耕地整理組合長、所得税調査委員、村會議員、郡會議員、村長、縣會議員等に歴任し、又銀行諸會社の重役、同縣融和會評議員並に理事に就任した。

氏は由來基督教を信じ、各種社會問題の解決に貢献する處が多かつた。

融和問題に關しては大正二年以來精神的に部落住民を善導し、親しく交際せるを以て、氏の宅に來訪する者も極めて多かつたが、氏は之を迎ふるに懇切常に膝を交へて隔意なき意見の交換を爲した。又同縣融和會の創立に際しては最初より其の企劃に加はり、引續き理事評議員となり、又機關紙「春光」の編輯員に擧げられ、多端なる身上にも拘らず融和講演會、講習會には講師として出演する等、本運動の進展に關し盡瘁する所が多かつた。

氏は是等熱誠なる盡力の爲め、村及び其附近には相當多數の部落あるも、大正十年小學校に於て失言問題ありしのみにて大正十二年水平運動熾烈を極めたる際に於ても、部落民は歩一步堅實なる態度を持し、一般社會と極めて圓滿なる交渉聯絡を保ち、大いに融和の實績を擧ぐるに至つた。

氏は是等顯著なる功績に對し、昭和六年二月同縣知事より表彰せられた。

松野 鈺次郎氏

三重縣津市下辨財町

明治二年四月二十一日生



松野鈺次郎氏は、明治四十二年長野縣警部を拜命大正二年休職となり、同三年六月三重縣名賀郡感化救済員に任じ、大正六年退職して名賀郡名張町助役に就任した。其後同七年十月三重縣保護會常務幹事に、同十年社會改善指導員に、同十二年十二月三重縣社會事業協會融和部主事に夫々囑託し、昭和五年五月三重縣社會改善指導員を辭職し、三重縣立國兒學園教諭心得を命ぜられたが、同六年五月同學園教諭心得及び縣社會事業協會融和部主事を免ぜられた。

氏は大正三年六月名賀郡感化救済員を囑託せられ、専ら部落改善の事に當つた。當時部落問題は全く社會的に閉却され、殆んど見る可き施設なく、差別觀念亦極めて濃厚にして、部落の貧窮その極に達してゐた。氏は此の間に處して身を挺して先づ部落の啓發誘導に努め、經濟向上の方途を指導する等盡力する所大なるものがあつた。

氏は感化救済委員に囑託以來、比奈知村及び依那古村の部落に自營社なる結社を組織せしめ、産業の獎勵精神の修養を行ひ、又改善事業を施行せしむることゝした。即ち比奈知村に於ては裁縫講習所を開設し、婦女子の修養に資する所があり、又屢々部落内に於て講演會を開いて社會教化並に衛生の改善に努め、或は戸別訪問を爲して生活の改善に意を注いだ。瀧川村に於ては、道路の改修と共に荷車の購入斡旋を爲して日傭稼の収入を増さしめ、又納税の獎勵等に力を竭した。種生村に於ては、納税組合を起して其の成績を挙げ、兒童の就學獎勵に盡す所が尠くなかつた。

氏は同救済委員を在職四年にして辭し、大正六年名張町助役に奉職せる後も自營社の顧問となつてその發達を促し更に轉じて大正七年十月三重縣保護會常任幹事となるに及び、劇務の傍ら各地の部落に入りて融和の實績を擧ぐるに献身奉仕的活動を傾けた。

大正十年六月國費支辨に依る融和事業專務職員に任ぜられ、地方改善及び融和事業に従事し、多年の抱負經綸を以て同縣に於ける該事業の中心となつて活躍する所があつた。時恰も水平運動の勃發期に當り、部落問題は愈々繁き加へ、朝野を擧げて其の重大性を認識するに至れる際、縣政上献策その宜きを得て各般の計劃を遂行するに至つた。

就中各地に頻發せる差別事件に就ては寢食を忘れて裏面に活躍し、市町村或は學校當局と能く折衝し、速に解決を遂げしめ、其の間幾多の辛酸を嘗め、將に四面楚歌の中を敢然として所信を斷行し、柔能く剛を制する手腕を發揮せるは最も特筆す可き事績である。要するに當時の客觀的狀勢に於ては、表面に現れざる内面的政策遂行に努力を拂はれたものと云はねはならない。氏は只與へられたる範圍内に於て執掌せる職務を純然たる事務的に流れしめず、克く問題の眞髓に觸れて渾身努力を致せるは、之偏へに確き信念の然らしむる所であつた。

今氏の在職中の事績の主なるものを概括すれば次の如くである。

- 一、大正十二年六月三重縣社會事業協會に融和部を併設して縣の融和團體となし、自ら主事として運動の第一線に活躍した。即ち融和委員會、縣外視察、講演、講習、懇談會等を累年施行して融和思想の普及に資した。
- 二、大正十四年全國融和聯盟の成立するや、委員となり國策確立の運動に奔走した。
- 三、『三重斯民』に執筆し、大正十三年七月より昭和四年五月迄五ヶ年間毎月論文を登載した。
- 四、大正三年十二月第二回融和團體聯合大會には、準備委員或は諮問答申委員となつて種々劃策した。

氏は斯くの如く多年研鑽に之努め、時代思潮に順應して同縣融和運動の中心的指導に任じ、融和運動の發展に裨益

する所多く、之が融和精神の普及は漸次顯現的差別の跡を絶つ傾向に向はしむるに至つた。

宮田 富次郎氏

滋賀縣犬上郡河瀬村

明治四年八月九日生

宮田富次郎氏は、明治十六年三月河瀬村立行導小學校中等科卒業後、漢學者朝日師塾に學び、更に同十九年儒者成瀬師塾に學び二十一年三月修了した。其後明治三十一年四月同村々會議員に當選就任し爾來當選すること五回に及び、同三十二年九月郡會議員に、同三十四年十二月學務委員に夫々選任せられた。其後明治三十九年同村々長に當選、爾來引續き就任し、



尙同四十年九月縣會議員に擧げられた。

氏は大正十二年十二月村長に就任以來滿八ヶ年間、同村部落改善融和促進の爲め熱心に盡瘁した。

當時同村部落の實狀は筆舌に盡し難き状態なるに鑑み、氏は外部の反對をも顧みず共同浴場、飲料用井戸、住宅改善、道路下水溝の改修、納税貯金の獎勵其他思想善導に努めた。然るに數年前、部落内に於て水平社の運動に共鳴する者あり、自主的解放を唱へて是等の改善事業を拒否し、熾にその思想を宣傳せし爲め、部落内二派に分れて紛争を生じたことがあつた。氏は過去の我國の歴史的存在に依り、現時の國民に禍を残したる問題を、國民相互の力に依り打破匡正することの當然にして且つ自己の尊き使命なりと堅く信じ、只一心に之に邁進し、其の機關として昭和會を設

立し、推されて會長となり、引續き講話、講演或は座談會を開き極力融和宣傳に努むる所があつた。

更に部落住民の協力一致を得るに至り、總工費一萬二千圓を投じて善隣館を建設し、鋭意前記事業の發展を圖り、内外接觸の機會を設け専心融和の達成に盡した。

同部落は以前地區不良にして慘狀を極めたが、氏の献身的努力に依り今日に於ては道路の改修、衛生の施設其他文化的施設等整備し、爲めに内は思想堅實にして自覺意識向上し、外は村内融和の實次第に擧りつゝあるは、氏の努力に負ふ所甚だ大なるものがある。

小林 九右衛門氏

長野縣下高井郡日野村

明治十六年十二月二十六日生

小林九右衛門氏は、明治三十六年旭川工兵大隊に入營、翌三十七年工兵上等兵に進級、同年日露戰役に出征し勳八等に叙せられた。大正七年四月日野村覺醒會を創立し會長に推された。同十二年日野村大字新野字宮下組合長兼衛生組合長に選任され、翌十三年四月信濃同仁會理事並に同會下高井支部常任幹事に就任し、同年十月日野村覺醒會を解散すると共に同會長



を退任した。昭和五年信濃同仁會々則變更に依り理事を退任本部委員に就任し、更に同六年三月同會下高井支會副理事長に就任した。

氏は日露戦役に出征し、歸郷以來常に内部同胞に對する差別の甚しきを慨し、之が撤廢の方途に就き考慮中、偶々大正七年社會事業に理解ある駐在巡查新井悦次郎氏の赴任を見るに當り、氏は同巡查と融和問題に就て懇談すること數回、意氣大いに投合し、融和促進機關の設置を計劃し、相携へて村内有力者並に内部同胞を歴訪し、無自覺者の反對誹謗に屈せず、大いに説いて大正七年四月遂に日野村覺醒會を創立し推されて會長となつた。

同會設立以來氏は常に同會の中堅となり、毎月一回日を期し融和促進懇談會を開催すること四ヶ年に及び、其の間大正九年同志四名と共に同縣に於ける優良部落たる更級郡力石村、植科郡坂城町、上水内郡大豆島村、下水内郡豊井村を視察した。が、此壯圖には又悲しき物語が付き纏つてゐるのである。それはこの視察中、一行が最後の坂城町に到着した時、氏の令閨急死し、枕頭一滴の水すら含まじむることを得ず、今世一瞬の對面をも得られず空しく逝かれたのであつた。

併しながら氏は更に勇を鼓し、大正十二年自ら發起して縣及び村の一部補助を併せ、豫算四百五十圓を以て部落に簡易水道及び塵芥處理場を設備し、面目を一新せしめた。

大正九年全縣的に融和事業を行ふことを目的として信濃同仁會の創立せらるゝや、氏は日野村覺醒會を代表して聯絡提携に努め、後同會下高井支會創設の議起るに至り、普く郡下に亘り勸誘に努力し、大正十三年四月同郡支會の創立を見たるは氏の盡力に負ふ所大である。

同支會創立後同年十月日野村覺醒會を解體し、信濃同仁會日野村支部として村内の融和促進に努むると共に、同支會の常任幹事として、又同支會より選出せられて信濃同仁會理事に就任し、下高井郡全般の融和實現に盡瘁し、且つ同縣一圓の融和事業の進展にも熱心に盡力した。

尙大正十四年居村内部の經濟的向上を圖る爲め自ら中心となり、共同經營を以て杞柳栽培をなし、冬期間の副業と

して杞柳細工を爲さしめ、内部の經濟的充實に裨益する所甚だ多かつた。

之等氏の犠牲的且つ献身的なる盡力は、遂に同村に於ける各種の顯現的差別を圓滿裡に解決すると共に、内部地區の改善と其の經濟的向上を實現し、同村をして長野縣中の模範的融和村たらしむるに至り、且つ下高井郡下内部同胞の自覺向上と、融和状態の長足の進歩を齎すに至つた。更に御大典記念として信濃同仁會が、全縣的に顯現的差別撤廢運動を進める際、氏は下高井郡の中堅となり、大いに奮闘して同郡下に殘存せる差別事象の大部分を解決し、同會の目的達成に甚大の貢獻を爲した。氏が多年之等融和運動に従事する精神的基調は、終始一貫内部自覺の向上に主眼を置くことにして、之が信濃同仁會の全縣的運動の上に裨益せることは非常に大なるものがある。

武村 彌 吉氏

石川縣金澤市下中嶋町

明治十六年三月十九日生

武村彌吉氏は、大正十二年營業稅調查委員を、同十三年所得稅調查委員並に金澤市社會事業調查委員を、又同十四年には石川縣社會改良委員を夫々囑託せられ、又馬場校下常務委員、金澤市商業會議所議員並に、同常議員に推された。更に大正十五年土地賃賃價格調查員、昭和三年石川縣方面委員等に囑託され又馬場校常務に推され、更に財團法人小野慈善院評議員



に就職した。

氏は夙に一般社會事業、自治の開発等に熱心に盡瘁する所あり、又大正七年頃より救貧、救療、教育、婦人會、消防、保護事業其他の公共事業に多大の物質的後援を爲し、その發達を圖るに力を盡した。

氏は融和問題に關しては、その住宅が部落の所在地に隣接してゐた關係上、常に同部落住民と接觸し、日常の生活及び一般より受くる差別の實相を熟知してゐたので、能く住民の心情に理解と同情を有し、之が融和善導に對し常に深く意を注ぎ、自己經營の工場には努めて是等の人々を雇傭し、自らその父たり兄たるの態度を以て初志の貫徹に努力し來つたが、先年各地に水平運動の蜂起するを聞くや、氏は益々問題の重大且つ深刻なることを痛感し、一層之が指導開發に心を勞し、或は僧侶を聘して佛會法談に倚り、屢々同住民を集め社會人道の正しき道を論じ、或は先覺識者に請ふて一致協力の美風を推奨する等各種の事業を企て、悉く私財を投じ寢食をも忘るゝ如き奮闘を持續したので、相當戸數多き部落住民も堅實なる運動の下に一意向上の道を辿り、融和親善の實を擧ぐるに至つた。又氏は先年、金澤市が地方改善事業施設の立案ありと聞くや、卒先して同志と相謀つて會館建設の要を力設し、尙物質上にも多大の犠牲を拂ひ、遂に今日の淺野川會館の建設を見るに至らしめた。

氏は其後引續き該會館の管理を依囑さるゝも、報酬等は一切私することなく、擧げて地方青年男女の指導に充てた。

氏は常に融和親善の實を擧ぐるには、一に信仰の力に待つ可きを信するが爲め、會館落成と同時に私財數百圓を投じて神佛の安置設備をなし、特に請ふて其の一室を大衆修養堂に充て、毎月の定日に祭式を續けた。

是等氏の眞摯堅實なる努力の結果、住民は何れも穩健着實に自己の境地を開拓するに至り、又從來の弊習たりし割據的生活を離脱し、一致協力の下に生産能率の増進並に知識の啓發に努力するに至つた。又一方一般社會に對しては從來の部落に對する態度を改善するに至り、之が爲め部落民の經濟生活を裕かにすると共に、自覺發奮して自己の運

命を打開せんとする精神に萌え出さしむるに至らしめた。

氏は是等顯著なる功勞に對し、昭和四年二月十一日金澤市長より社會事業功勞者として表彰せられた。

藤澤熊市氏

島根縣簸川郡鹽冶村

明治六年二月五日生

藤澤熊市氏は、明治三十四年同村に修養會を設立し、更に同四十年五月提携自立共濟會を組織して其の事業に盡し、越えて大正四年同志と共に出雲同志會を結成して同會評議員に擧げられ、以後熱誠を傾けて同會の爲に盡瘁した。

氏は夙に融和親善に意を注ぎ、之が實現を期するには、須く内部同胞の



覺醒向上を促すを以て急務とするの信念の下に、明治三十四年一月同村の部落に於て精神修養會を創設し、毎月宗教家又は教育家等を招聘して講演會を開き、内部同胞の人格向上を圖り、更に明治四十年五月部落改善の目的を以て地方有力者の援助を得て自立共濟會を組織し、部落に於ける弊風の芟除に努め、經濟、衛生、教育等に就き改善向上の實を擧ぐることに力を竭し、尙その會場として地方稀に見る公會堂の建設を爲し、爾來同會を中心として内部同胞の自覺を高め、融和促進の成績頗る顯著なるものがある。

又氏は信仰を基調として相互の精神的融和を圖る爲め、大正元年五月簸川郡長及び今市警察署長後援の下に眞俗會

を組織し、屢々講習會を開催して兩者親しく接觸し其の機會に於て本問題を高調し、融和上多大の効果を擧ぐることを得た。

更に氏は宗教方面より本問題の解決を圖らんとし、躬ら西本願寺に交渉して名和淵海師の出張を請ひ、大正十年同縣下各地に於て融和問題に關する講演會を開催し、理解少き多數縣民に對し融和の趣旨を普及せしめた。氏は更に本問題の解決上部落民自身の自發的運動の緊要なることを認め、大正四年出雲國內の内部同胞を糾合し、同縣融和團體の濫腸たる出雲同志會を組織する爲め、之が創立委員長として奔走し、其設立後は評議員に擧げられて會務に軼掌すること多年、道義心の養成、産業の發展、風俗の改善、勤儉力行、衛生思想の普及、宗教心の涵養等内部同胞の自覺向上に努力し、之が全國部落解放運動の上に及ぼしたる影響は少くない。

大正九年氏は玉津村部落に於ける日用品購買販賣組合を設立し、生産能率の増進と勤儉貯蓄の奨励に一段の努力を拂ひ、引續き部落大衆の經濟の確立と生活の安定を圖り、その成績は極めて良好である。又氏は自ら提唱して同村部落改善の方策として住宅組合を組織し、政府の低利資金一萬五千圓を借受け十一戸の建築を見るに至り、之に官公吏等の下宿する者もありて融和促進上多大の効果を齎した。

又同十二年十月御成婚記念事業として、勤儉力行の美風を作興する目的を以て同部落に一誠會を創設し、同會最初の施設として臺所改善を實行し爾來着々その成績を擧ぐるに至つた。

氏は又同縣下に於ける各種の教化に關する會合及中等學校等の招聘に應じ、信仰を基調としたる融和問題を、自己の體験に徴して講演したことは枚擧に遑ない程である。これが爲め近時は、廣島、山口、福岡各等縣より招聘を受け殆んど家に居ること稀なるの状態である。

氏は又、從來同地方に於ける差別事象發生の場合は、その家業を抛つて之が解決の衝に當り、最も堅實なる方法を

以て指導に當つたので血氣に逸る者も能く氏に心服し、常に圓滿なる結果を見るに至つた。

氏は資性謹直にして恭儉、社會奉仕の念厚きを以て、一般の信望厚く、融和事業に従事すること實に三十有餘年に及び、従つて内部同胞も之が感化を受け、昔日の弊風を革めて向上の一路を辿り、當局に表彰さるゝほどの優良部落を成すに至つた。之が爲め同地方の内部同胞はその功勞に酬ゆる爲め、氏の宅前に頌德碑を建設するに至つた。尙一般民衆も氏の熱誠に感動する者多く、氏の劃策する事業に深き共鳴と援助を與ふること甚大であつた。斯くして今や同村は協同輯睦、自治の實績顯著者にして、現に數組の通婚者を出すに至り、他の模範となるに至つたことは氏の熱誠が與つて力あるものである。

氏は是等顯著なる功績に依り、大正十年二月十一日鹽冶村長より、更に昭和四年二月十一日島根縣知事より夫々表彰せられた。

河本乙五郎氏

岡山市船着町

明治二年二月九日生

河本乙五郎氏は、明治二十年五月岡山中學校を経て京都同志社普通學校に入學、同二十三年同校第三學年を修業して將來宗教教育に盡力す可く決心し、岡山孤兒院の日曜學校、旭東日曜學校に教鞭を執り、更に岡山南部日曜學校を創立し、又同三十五年竹田村にも同様創設して指導教化に盡した。氏は又同年九月岡山市内の各日曜學校同盟を組織し、更に同四十年五



月岡山縣下日曜學校同盟を組織して夫々會長に就任し、更に翌四十一年三月東京、京都、大阪の職員と協議の結果全國日曜學校聯盟を組織し理事に擧げられた。越えて大正六年七月岡山縣濟生顧問を囑託せられ、又同年五月岡山市會議員に當選せるを初め更に再選され、その間市會副議長に擧げられ同十一年九月岡山縣濟生協會理事、同十五年九月有限責任岡山濟生信用組合副組合長に夫々當選し之に従事した。

氏は資性濃厚篤實圓滿なる人格者にして、多年一般社會事業に盡瘁すると共に、部落解放の事に對しては、多年熱心に盡力する所があつた。氏が斯く本事業に努力するに至つた原因は、氏が善良なる家庭に育ち純眞のまゝ生長し、其學びたる宗教教育と相俟つて熱烈なる人間愛を有するに至つた爲めで、之は祖父父母の善き家庭教育を得たることが一因であり、又氏の少年時代より金森通倫、ドクトル、ペレー博士の兩氏に祖父の交際があつた爲め、基督教徒の差別撤廢を目のあたりに見、愈々差別の不當なることを悟り、十八歳にして授洗教徒となり、内部同胞と來往するに至り差別觀の非を確むるに至つたことがその二因であつた。

氏は部落解放の爲め愈々志を堅くし、本問題の解決には特に、宗教的教化を基調とせざるべからざる事を痛感し、明治三十五年竹田村内部有志の懇請に感激し、同所に日曜學校を創設し、次で託兒所を設け、同部落有志の懸命なる努力に依り住民の精神的覺醒を促し、常に部落各戸を訪ねて親しく兒童及びその父兄に接し、各家庭の相談相手となり、或は多數失業者の爲めに職を求め、之が生活の安定を期する等、終始部落の向上に専念盡力した。

其後氏は廣く日曜學校運動に盡瘁する所があつたが、その間常に濟生と融和事業には少なからざる努力を費した。大正七年八月米騒動起り、岡山市南部の居住者の間に之に坐する者多數を出すに到つた時、氏は甚しく之を憂ひ、講演會、戸別訪問等に依つて改善に、施設に、終始一貫部落の向上に盡瘁し倦む事を知らなかつた。

越えて大正十一年九月岡山濟生協會の創設せらるゝや、氏は之に關與して理事の椅子に就き、地方改善上に特筆す

べき多くの功績を残した。其他融和團體岡山市昭和會副會長、岡山縣協和會幹事として廣く一般民衆の理解促進に努むる等、専心本問題の指導啓發に盡瘁した。

氏は是等多年熱誠なる指導に依り、岡山市内の部落は物質上並に精神上に大なる光明を齎すと共に、一般市民中多數の有力者に本問題に對し熱烈なる關心を持たしめ、同市の融和促進上至大の効果を齎すに至つた。

氏は是等顯著なる功勞に對し昭和三年十一月 長くも即位の大禮を行はせらるるに當り、内務大臣より表彰せられた。

細 本 久 一 氏

廣島縣賀茂郡吉土實村

明治十二年一月二十日生

細本久一氏は、明治二十八年三月吳高等小學校卒業後吳海軍工廠に奉職し、同四十二年職工組長となり、其間在職の儘横須賀海軍工廠に見學の爲め派遣されたこともあつた。明治四十三年八月退職し、爾來發明事業に従事して專賣特許四十四種を得、傍ら陶器製造業に従事した。

氏の居村吉土實村の部落は、戸數三十六戸、人口二百三十人を有し、同縣下に於ても可なり生活程度低く、恒産を有する者は殆んど無く、其の大部分は小作に従事する外、季節的狩獵、茸狩等を行ひ辛うして生活を營んでゐた。之が爲め文化の程度極めて低く、又一般村民との接觸を缺いてゐた。氏は夙に深く此の状態を憂ひ、之が對策に腐心してゐたが、先年融和事業の聲漸く盛んとなるや、一身を投じて同部落の改善向上に盡し、殊に本問題の解決は部落内

部の自覚發奮に俟つの外なきを信じ、専ら經濟生活向上の途を講ずることに専心盡力する所があつた。

氏は最初文化の向上を圖る爲め、之が諸種の施設を行ふ場所として先づ公會堂の建設を必要とし、自ら二百五十圓を出資すると共に、他に主唱して大正十五年部落の中央に之を建設し、青年婦女子の修養の道場とする一面、總ゆる會合の場所に利用し、之が爲めに一般村民も同公會堂利用の爲め同部落に出入する者次第に増加し、接觸融和の實を擧ぐるに至つた。

更に地區の整備改善施設としては、同部落が從來飲料水の供給設備に乏しく、三十六戸の部落に井戸は僅かに山麓の東西に二箇所あるのみにして、用水の不足に伴つて自然に不潔に陥り、衛生上憂慮に堪へない状態であつた。氏は此の状態を匡濟せむとして、昭和四年私財三千六百餘圓を投じて簡易上水道の建設を圖り、遂に各戸に水道を布設するに至り、之が爲め生活上、衛生上に良好なる効果を擧げ、全く舊態を一變するに至つた。更に之に伴つて臺所改善を企て、從來汚水の床下に流入して常に住宅の濕潤を來すが如き状態を改良すべく、之が爲め昭和五年には自ら三百餘圓を投じて之を完成するに至つた。

氏は更に部落の向上發展を圖り、融和問題の解決を圖る爲め經濟更生の重要なことを認め、昭和五年之が一端として日用品其他一般物品の共同購入並に販賣を行ふため私財三百餘圓を投じ、共同組合の組織に奔走し、遂に昭和共同組合を組織するに至つた。其後更に私財二千二百餘圓を寄附して部落の中央に共同作業場の設置を促し、電力利用の精米麥機を設備し、組合員の米麥約五百石を精白すると共に、更に一般村民の求めに應じ、工賃を受けて精米を行ひ相當の利益を擧ぐるに至つた。之が爲め固より氏は少しも私する處なく、その經營は組合員の共同労働とし、利益は之を住民に分配して生活の充實を圖るに至つた。

氏は更に、村民一般に未だ差別的偏見あるを遺憾とし、同部落の貧困者にして、子女の就學に困難なる家庭より二

人の子女を自宅に引取り、小學校に就學せしめて範を廣く村民に示すと共に、青年にして失業せる者約十名に生漁の販賣を營ましめた。尙氏は最近陶器製漁具網錘の製造を發明し、日本は固より遠くシベリヤ方面へも販路を開拓し、之が製造に部落の失業者及び婦女子を充て、その利益は擧げて融和事業に投ずることとなり、之が將來は刮目に價するものがある。

氏は斯くの如く多年本問題の爲めに銳意盡瘁し、一面多數の專賣特許を有し相當の收入あるも、その收入の大半は貧困者の救済に投じ、一身を献げて精神的並に物質的に融和問題のため多大の寄與を爲し、其の初めには一般より狂人扱ひをされ、氏の行動に非難の聲を放つ者も少くなかつたが、次第に氏の眞意を諒解し、惹いて村民一般の部落に對する偏見と差別觀を一變し融和の曙光を見るに至つた。一面部落住民も漸次自立獨行の氣風を生じ、新興部落としての萌芽をなし、其の活氣目醒ましきものがある。

岡本 彌氏



和歌山縣伊都郡端場村

明治九年十二月二十五日生

岡本彌氏は、村立小學校卒業後農業に従事し、明治三十四年以後再三同村々長に擧げられ、同村自治の發達に盡す傍ら、専心融和事業に専念する所があつた。

氏は少年時代、居村端場村小學校卒業後引續き隣村の高等小學校に入學せんとしたが、當時一般の部落に對する差別甚しく、遂に同校の入學を拒絶せられた。併しながら氏は却つて之が爲めに發奮し、爾來同村内部の啓發と世人の謬見打破に努力せむことを堅く志し、自ら禁酒禁煙を誓ひ約四十年間本問題の爲めに没頭盡瘁し來つた。

氏が多年の事績中、同村内に於けるものを擧ぐれば、明治二十五年同村に青年進徳會を創立し、青年の自覺を促勵して内部の發展を劃策することに努め、又明治三十四年より同村々長に擧げらるゝと共に、本問題に關し努力する所が尠くなかつた。即ち道路改修擴張、井戸下水溝便所の改良、墓地の改善等を爲して同地區の整備を圖り、又私財を投じて光風文庫を設立して村民の啓發に資し、其他在郷軍人分會の創立に盡力する等、同村内部の向上進展に盡瘁し、其の面目を一新するに至つた。

氏は之等居村内部の開發に盡すと共に、更に同縣下に對しては明治四十年、當時の桶脇警察部長を動かし、二十數項に亘る縣下部落の現勢調査の完成を依頼し、其の結果は社會問題研究會の機關紙『社會』に發表され、各府縣の關

係當局を刺戟する所が尠くなかつた。又大正十五年和歌山縣同和會の創立に盡瘁し、創立後同會副會長に擧げられ縣下融和運動の爲め熱心に盡瘁した。

其他縣内に對しては、夙に各地に於ける差別事件の糾弾及び之が解決に主力を注いだ。即ち明治三十三年伊都郡役所に於ける日本赤十字社各村分區委員會席上に於ける失言問題、同三十二年橋本町に於ける基督教牧師の皇室及び日本民族に對する不敬並に差別事件、明治三十五年本派本願寺布教師の同縣有田郡に於ける差別言辭の糾弾解決等であるが、就中該本願寺事件の解決に當つては、同志と共に全國に檄を飛ばし其の非を糾すと共に、一面本願寺關係に於て從來の本問題上誤れる傳統の廢除を要求した。其の結果爾後關係方面の人材を登用し、且つ全國門徒に向つて融和問題の緊要なることを通達せしむるに至つた。尙本事件は當時全國的の輿論を喚起したので、氏は此の機會を利用して、同志と協力して大阪土佐堀青年會館に於て大日本同胞融和會を創立するに至つた。

更に氏の同縣外に於て活動せる事績としては、明治三十二年奈良縣依本町某寺に於ける部落出身の僧侶に對する差別事件の解決、明治三十八年大阪朝日新聞社懸賞當選『琵琶歌』が、大阪道頓堀の朝日座に上演さるる際の際の同座に於ける演説等、社會的に尠からざる刺戟を與ふる所があつた。

又神武帝陵に就き研究し、同陵に接近する部落の移轉問題、奈良市の同志松井庄五郎氏の『明治の光』發行に對する協力、關西地方に於ける幻燈應用講演會、其他『特殊部落の解放』の著作等各種の運動に努力を傾くる所があつた。

又氏は本問題の爲め朝野の人士を動かすことに力を竭し、明治三十四年西郷從道、板垣退助氏等高野登山の際本問題の國家的に重大問題なることを陳述し、更に明治四十二年東京に當時の大隈伯を訪ひ、本問題の爲めに盡力されむことを懇請した。

氏は更に本問題の國家的舞臺に活躍した。即ち明治四十一年内務省に於て初めて感化救濟事業講習會(三週間)が開

催された時氏は同縣の推薦にて出席し、尙ほ會期中内務省の斡旋に依り留岡幸助氏の經營する巢鴨の家庭學校に於て、部落問題に關する研究座談會を開き、在京有志に意見を陳ぶる所があつた。更に同四十二年には全國の郡役所に對し部落の現情調査を依頼し、又同四十四年内務省主催にて融和問題協議會が開かれた時、同縣を代表して出席し、『特殊部落』の名稱を『一部同胞』に改む可しと主張する所があつた。又氏は屢々大江卓氏を訪問し本問題を熱心に勸説した。

更に大正四年帝國公道會の總會に出席し、滯京二ヶ月其の間同志と共に帝國議會に本問題に關する請願書を提出し、又大正二年には議會請願要目の實施運動の爲め上京し、平田内相其他に請願を爲し、更に大正十二年中央社會事業協會主催に係る協議會に出席し融和團體の全國的聯盟の議を起し、同十三年全國融和聯盟創立さるるに及びその常任幹事に擧げられた。更に昭和二年部落問題に關する國策確立運動の爲め上京し、滯京一ヶ月に及び議會に請願し、關係各省並に名士を歴訪する等、輿論の喚起に盡瘁した。

氏は以上の如く、官民共に殆んど融和問題を等閑視する時代に於て、熱心に本問題の輿論喚起に努めた。現時融和問題が國民的運動に依つてその解決を急ぎつつあることは、氏等の是等過去に於ける献身的活動に負ふ所が尠くない。氏は是等多年の顯著なる功績に對し、昭和二年十一月和歌山縣知事より表彰せられた。

府縣別選彰者氏名

府縣別選彰者氏名

森	伊藤	堀田	窪田	大	中村	平原	鷲山	西井	藤岡	高木	井上	伊東	吉岡	京都府
	藤彌	田又	田重	阪	村な	原光	山諦	井行	岡圓	木喜	上	東茂	岡小	氏名
	太郎	吉	治	府	子	親	嚴	治郎	治郎	治	靖	光	郎	選彰年度
	(一五)	(一四)	(一四)		(六)	(五)	(五)	(四)	(二)	(一五)	(二五)	(二四)	(二四)	
七	五	四	四	二	二	三	三	一	三	七	二	一	頁	

增	軌	河	田	早	大	兵	都	長	下	奥	檀	福	山	今
田	保	村	中	瀬	森	庫	倉	島	川	野	登	原	中	田
庄	昇	郁	梅	時	榎	縣	義	重	二	德	代	正	又	普
市	証	哉	太郎	次郎	太郎	知	知	三	良	次郎	代	雄	吉	勸
(一五)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(六)	(六)	(二)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一五)
合	五	三	一	九	七	二	二	一	六	六	三	二	一	七

藤井彦五郎 (一五)..... 六	奈良縣	長濱庫一 (一五)..... 二五	吉澤伊勢次郎 (二)..... 一五	吉澤健之助 (一五)..... 全	土屋長藏 (一四)..... 九	光本佐中 (一四)..... 七	茨城縣	森川抱次 (六)..... 二五	群馬縣	長谷川盛枝 (四)..... 三一	井上格堂 (三)..... 三三	藤花正平 (五)..... 二六	村上藤隆 (三)..... 三一	細見春吉 (一五)..... 全	川西清兵衛 (一五)..... 全
-------------------	-----	-------------------	--------------------	-------------------	------------------	------------------	-----	------------------	-----	-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------

松野銃次郎 (六)..... 二六	山岡仁左衛門 (四)..... 一四	宮田正太郎 (二)..... 一六	山城喜市 (二)..... 一六	岸田民藏 (二五)..... 全	宮本富藏 (二五)..... 全	荒木岡次郎 (二五)..... 九	西岡猛三郎 (二五)..... 九	西川庄次郎 (一四)..... 三	廣田孝 (一四)..... 三	阿部甚兵衛 (一四)..... 二〇	三重縣	山中善藏 (五)..... 二六	中村駒藏 (四)..... 二四	東村清吉 (三)..... 二四	吉村仙吉 (二)..... 一五	阪本清俊 (二)..... 一六
-------------------	--------------------	-------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-----------------	--------------------	-----	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

苗村嘉藏 (二)..... 一七	河村五十鈴 (一四)..... 三	田中豐文 (一四)..... 元	滋賀縣	野中善一 (一四)..... 二六	山下鶴吉 (一五)..... 一三	宮本均之 (一五)..... 一〇	井上良一 (一一)..... 一五	若荷茂平 (一一)..... 一五	日向島吉 (三)..... 二六	山梨縣	飯島了正 (一五)..... 一七	中島伊三吉 (一五)..... 一〇	宮本均之 (一五)..... 一〇	中村直次郎 (一四)..... 一七	川島眞志知 (一四)..... 一四	杉浦文五郎 (一五)..... 全	杉浦專太郎 (四)..... 二五
------------------	-------------------	------------------	-----	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-----	-------------------	--------------------	-------------------	--------------------	--------------------	-------------------	-------------------

今村甚兵衛 (四)..... 二五	辻伊三郎 (二五)..... 一七	隱岐敬三郎 (一四)..... 四	石川縣	德本達雄 (一四)..... 三	小林九右衛門 (六)..... 二九	武森太郎 (五)..... 二六	平坂岩吉 (五)..... 二六	山田松吉 (五)..... 二六	長野縣	村上井市 (一五)..... 一五	山田松吉 (五)..... 二六	宮田富次郎 (六)..... 二六	岐阜縣	池野小十郎 (二)..... 一六	西村富之助 (二)..... 一七	中野新美 (四)..... 二六	落合幸治郎 (五)..... 二五	官田富次郎 (六)..... 二六
-------------------	-------------------	-------------------	-----	------------------	--------------------	------------------	------------------	------------------	-----	-------------------	------------------	-------------------	-----	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------

武村	彌吉	(六)	...	三〇
齋藤	齋一	(一五)	...	一八
廣田	太右衛門	(二)	...	一七
武田	恒榮	(四)	...	二四
益田	傳吉	(一四)	...	一六
福井	眞太郎	(一五)	...	二〇
新持	榮次郎	(二)	...	一四
田中	萬壽造	(三)	...	一八
山本	磯吉	(五)	...	二九
島根	根藏	(一四)	...	一〇
宍道	道藏	(一四)	...	一〇
錦織	恭道	(一四)	...	一〇
神門	藤次郎	(一五)	...	一三
新宮	利朗	(二)	...	一五
馬場	欣輔	(二)	...	一七
會田	達圓	(三)	...	二九
菅本	精覺	(四)	...	一四
藤澤	熊市	(六)	...	三〇
岡崎	熊吉	(一四)	...	一四
古賀	兼平	(一四)	...	一四
荒木	三左衛門	(一四)	...	一四
長瀬	岩太郎	(一五)	...	一四
則武	素六	(一五)	...	一五
田中	幾太郎	(一五)	...	一七
原田	幸太郎	(一五)	...	一八
藤本	徳吉	(二)	...	一七
松藤	仙左衛門	(二)	...	一八
羽納	柏造	(四)	...	一四
南角	衛	(五)	...	一七
河本	乙五郎	(六)	...	三〇
廣島	龜市	(一四)	...	一七
河野	龜市	(一四)	...	一七
中村	桂堂	(一四)	...	一四

上島	定	(一五)	...	三〇
月田	陽一	(一五)	...	三三
山本	五次	(二)	...	一八
廣川	音市	(二)	...	一四
平野	繁雄	(三)	...	二二
大森	五一	(四)	...	二五
西田	文太郎	(五)	...	二五
細本	久一	(六)	...	三七
山口	縣		...	三〇
河野	諱圓	(一四)	...	一五
三戸	熊太	(二)	...	一八
姫井	伊介	(四)	...	二四
山本	兼三郎	(五)	...	二五
和歌山	縣		...	三〇
佐山	傳右衛門	(四)	...	二四
岡本	彌	(六)	...	三〇
德島	縣		...	三〇
下塚	深吉	(一五)	...	三三
竹重	宮吉	(一五)	...	二五
吉岡	茂八郎	(二)	...	一八
久保	つる	(五)	...	二七
藤澤	彌五郎	(一五)	...	一七
鈴木	喜久次	(一五)	...	一三
山本	民三	(二)	...	一〇
井上	文平	(二)	...	一八
藤川	萬太郎	(三)	...	一三
愛媛	縣		...	三〇
渡邊	文右衛門	(一四)	...	一五
稻田	宇吉	(一四)	...	一五
德平	憲彰	(一四)	...	一七
垂水	乙一	(一四)	...	一五
同内	コヒサ	(一四)	...	一五
大内	金助	(一五)	...	一〇
阿部	與七	(一五)	...	一三
村上	重吉	(一五)	...	一三
堀内	豐市	(一五)	...	一六

日高力藏	橋本綱吉	安藤悅一	田中太七郎	田中八郎	安永市郎	百武吉兵衛	福岡縣	竹島敏夫	弘田永清	岩內久次	高知縣	森貞卯太郎	岡平ア慈イエ	岡平ノ吉	小谷英ノ吉	松岡宇作	同野ナ艶太郎	宇野カ郎
(五)	(四)	(二)	(一五)	(一五)	(一四)	(一四)		(五)	(四)	(三)		(五)	(四)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)
二二	二五	二〇	二五	二五	二五	二六		二〇	二五	三五		二九	二六	二九	二九	二九	二九	二九

富岡	伊藤藤平	佐藤直	岩上喜	深田長平	渡邊尙廣	熊本縣	小林常作	吉村乙一	藤松雄太郎	佐賀縣	國田鎮平	笹野音吉	伊東竹次	到津公照	武吉健三郎
		(二)	(二)	(一五)	(一五)		(五)	(一五)	(一四)		(五)	(四)	(二)	(一五)	(一四)
二五	二七	二六	二四	二四	二四		二五	二四	二五		二六	二五	二二	二四	二九

昭和七年三月二十日印刷
昭和七年三月二十五日發行

【非賣品】

東京市麴町區大手町一ノ七
編纂兼發行者 財團中央融和事業協會

代表者 赤堀郁太郎

東京市深川區牡丹町一ノ七
印刷者 今井彦太郎

東京市深川區牡丹町一ノ七
印刷所 今井印刷所

發行所 東京市麴町區大手町一ノ七
財團中央融和事業協會

21288

